

## 平成23年第1回嵐山町議会定例会

---

### 議事日程（第2号）

3月7日（月）午前10時開議

#### 日程第 1 一般質問

第2番議員 青柳賢治議員

第6番議員 柳勝次議員

第13番議員 渋谷登美子議員

第1番議員 畠山美幸議員

第4番議員 長島邦夫議員

第12番議員 松本美子議員

---

#### ○出席議員（11名）

1番 畠山美幸議員

2番 青柳賢治議員

3番 金丸友章議員

4番 長島邦夫議員

6番 柳勝次議員

7番 河井勝久議員

9番 川口浩史議員

10番 清水正之議員

11番 安藤 欣男 議員

12番 松本 美子 議員

13番 渋谷 登美子 議員

○欠席議員（2名）

5番 吉場 道雄 議員

14番 藤野 幹男 議員

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	杉 田 豊
書 記	久 保 かおり
書 記	石 橋 正 仁

---

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
高 橋 兼 次 副 町 長
安 藤 實 総 務 課 長
井 上 裕 美 政策経営課長
中 西 敏 雄 税 務 課 長
中 嶋 秀 雄 町 民 課 長

岩	澤	浩	子	健康福祉課長
簾	藤	賢	治	環境課長
新	井	益	男	産業振興課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	都市整備課長
大	澤	雄	二	上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	一	好	教育委員会こども課長
大	塚		晃	教育委員会生涯学習課長
新	井	益	男	農業委員会事務局長
				産業振興課長兼務

---

### ◎開議の宣告

○河井勝久副議長 皆さん、おはようございます。

本日、藤野議長より体調不良のため遅刻の届け出がありましたので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、議長の不在の間、私が議長の職務をとらせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

ただいま出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、平

成 23 年嵐山町議会第1回定例会第6日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎諸般の報告

○河井勝久副議長 諸般の報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

これから一般質問を行います。会議規則第 63 条の準用規定にかかわらず、3回までの質問回数を制限しない一問一答方式を引き続き試行いたします。

---

◎一般質問

○河井勝久副議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い順次行います。なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め 100 分以内となっております。

---

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○河井勝久副議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号2番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の「嵐山町の人口減少に効果ある政策を考える」からです。どうぞ。

〔2番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○2番(青柳賢治議員) おはようございます。2番議員、青柳賢治です。議長の指名をいただきましたので、通告書に基づいて一般質問させていただきます。

嵐山町の人口減少に効果ある政策を考えるということでございます。

平成23年1月号広報嵐山の町長の新春のあいさつに、国勢調査速報値の人口が平成17年より595人の減少となったこと、「嵐山っていいな」とだれもが感じるまちづくりのために人口の増加を目指すとありました。

平成23年1月の人口減少数は53人となり、平成22年や21年の同時期と比較しましても大変な大幅な減少となっています。社会現象による要因をどのようにとらえていますか、お聞きいたします。

また、第5次嵐山町総合振興計画(案)のコーホート変化率法による人口推計では、平成32年には1万6,000人を下回るとあります。町では各種施策を計画的に実施し、将来像の実現を図る中で、人口の減少を最小限に食いとめることに努め、推計を上回る人口の確保を目指すとありますが、どのような政策、そして施策をお考えになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

私といたしましては、この人口減少を町一体がとらえていくということの中で、町民一体によるフォーラムの開催など、また子育てしやすいまちづくり、さらには元気な高齢者が多いまちづくりを目指していただくことを提案したい

と思います。

以上、お願いいたします。

○河井勝久副議長 それでは、答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 それでは、質問項目1の、嵐山町の人口減少に効果ある施策を考えるにつきましてお答えをいたします。

ご存じのとおり、本年1月1日の嵐山町の人口は1万8,804人となっており、昨年から265人減少してしまいました。平成20年と21年の人口比較では27人の減少ですが、平成21年は238人の減少となっており、ここ2年の減少数は200人を超えており、非常に危機感を募らせております。

これまで町では、人口の増加を図るため区画整理事業や工業団地の造成、下水道の整備、町民の皆様の利便性の向上を図るため、武蔵嵐山駅の橋上化、東武東上線の複線化、嵐山小川インターチェンジ建設等、さまざまな施策を積極的に行ってまいりました。

しかしながら、平成14年1月1日には1万9,642人まで増加した人口は、残念ながら平成19年度以外は減少が続いております。ここ数年は自然減が主な理由でありましたが、平成21年から社会減が大きくなっております。

昨年1年間の人口動態を見ますと、転入が650人、転出が830人で、180人が社会減となっています。そのうち比企郡内の人口移動では102人の減となっておりまして、自然減もさることながら、まずはこの社会減を何と

か食いとめなければならぬと考えているところでございます。

ハード面といたしましては、現在進行しております区画整理事業の早期終了を目指すため、引き続き支援を行い、住宅地の拡大を進めてまいります。

ソフト面では、これまで行ってまいりました嵐山幼稚園への定員の拡充や中学校までの医療費の助成に加えまして、来年度から保育料の引き下げや各種予防接種への助成など子育て支援を行っていくことといたしました。

また、元気な高齢者が多いまちづくりをすることによりまして、地域の皆様が活力にあふれ、町そのものも元気になると考え、「めざせ 100 歳元気！ 元気！ 事業」を行っているところでございます。さらに、来年度からは（仮称）ふれあい交流センターをオープンし、ボランティアコーディネーターを配置するなど体制を充実してまいります。

子育てや高齢者を含めて、人と人をつなぎ、笑顔あふれるまちづくりを行う、このように地に足をつけた振興策を行い、町を活性化することによりまして、一人でも多くの方の転出を少なくしていきたいと考えております。町民の皆様にも理解していただけるよう積極的に町のアピールをしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 青柳賢治議員。

○2番（青柳賢治議員） そうしますと、まず日本全体を考えたときもそうで

すけれども、2050年にはこのコーホート変化率をとったときでも約8,000万人ぐらいになるのではないかというふうにも言われております。その中で、まず嵐山町の今ここにあります1万8,804人という町民の皆様がどの程度のこの人口減少というものをとらえていらっしゃるのか。私も正直言いまして、嵐山町の適正な人口というのはどうなのだろうかと。2万人からなかなかふえなかったときも考えてみましたが、やはりある程度その町には適正な人口というのもあるのだと思うのです。

その中で、今回のこれから10年を見据えて進んでいくこの人口推計ですけれども、果たして、ここに今きょうおっしゃっていただいたような点で、ある程度現状維持的な形でいけるのかどうかという心配はあります。

それで、まず、この社会減のところからちょっとお聞きしていきたいと思いますが、この21年からの社会減が大きくなっているというところあたりは、担当課としてはどのような要因によるものなのかというようなことをとらえていらっしゃるのでしたらお尋ねしたいのですけれども、具体的なことがありましたら教えていただけますか。

○河井勝久副議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

先ほども答弁で申し上げたわけですが、平成21年から22年にかけて238人の減少、そして22年から23年にかけても、今の推計で言いますと200人を超えるような減が見込まれるだろうというふうに考



えております。

その前はどうかと申しますと、平成 13 年から平成 21 年までの減少、これは一番少ないときで 22 人、多いときで 73 人と。ここ本当に 21 年、22 年、23 年、このところの減少が非常に多いわけでございます。

この社会減の大きな要因は何かというご質問でございますけれども、なかなかこれはつかめていない状況です。それをつかむに当たって、やはり何らかの方策をとらなければいけないというふうには考えております。例えば転出なさる方に対しましてアンケートをとらせていただくとか、そういったことも一つの方法かなというふうに思っております。今、ここでこれが原因で、これが要因で減少しておりますとお答えはできない状況でございます。

ただ、一つ言えることは、嵐山町だけがこういう現象の状況ではないということ、国調を昨年の 10 月実施いたしましたけれども、埼玉県は若干の 17 年と比べて増加でございました。しかしながら、そのうち多くの町村がマイナスだと、減少の傾向にあるということでございます。嵐山町もちろんマイナスでございますが、その減少幅と申しますか、その率にしますと嵐山町はまだ県内でもいいほうでございます、比企郡内では減少幅で言えば滑川町が一番少ないわけですが、滑川町、東松山市に次いで 3 番目というような状況でございます。

お答えにはならなかったかもしれませんが、状況的にはそういうことではっきりわからないと、そしてこれからそのことを確認していく必要があ

るだろうというふうに考えております。

以上です。

○河井勝久副議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 確かにそうですね。比企郡内の資料を見ますと、嵐山町はいいほうだと思います。ただ、やはり、この社会減に関してはやはりお互いにゼロサムゲームみたいなのところがありまして、嵐山から出ていけば滑川がふえたり、滑川が減れば嵐山がふえたりというようなこともあるのでしょうか。

ただ、この社会減を抑制していくということのとらえ方の中が、やはり町としてどういうふうに持っているかということなのですよ。やはり、いろいろな産業振興の雇用創出というようなことをとらえていったときに、企業誘致の促進とか、それから嵐山の強みを生かした産業の振興、それから町内の定住対策の促進、これは平沢の区画整理などによつての住居を提供していこうということで、なかなか大変な事業だと思いますけれども、町が入った以上は頑張ってもらわなくてはと思います。

その中で安定した職場の環境づくりとかという幾つかのものが産業振興の雇用創出というところから出てくるのではないかと思うのですけれども、その中で嵐山町の強みを生かしたような産業振興というようなところについては、課としてはどのような形でとらえていらっしゃるのでしょうか。

○河井勝久副議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えをいたします。

ご指摘のとおり安定した職場というのが当然あればいいなというふうには考えております。まず、嵐山町の強みと申しますか、総振のアンケート調査の中にもございましたように、身近な緑の豊かさというのがアンケート調査のトップでございました。まず、町としては環境の保全、そういったことが大事であろうというふうには考えております。そして、総振のこれもアンケート調査にもございましたが、不満足度の1位でありましたバス交通の利便性の向上、これもちゃんとしていかななくてはいけないだろうと。こういった施策をすることによりまして、嵐山町の強みと申しますか、安定した職場に勤めていただけるような環境、そういったものが整うのではないかというふうには考えております。

さらに、保育サービスの充実でありますとか子育て支援対策、あるいは予防接種の助成、そういった疾病予防、そういったものを充実することによって定住していただけるような、転出が抑えられるような、減少することができるような、そういう施策をこれからもきめ細やかにとっていければいいのかなというふうには考えております。

以上です。

○河井勝久副議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) そうですね、今、子育てのことも出てまいりましたけれども、そういった社会環境を整備していただくということは当然だと思いま

す。

ただ、子育てに至るまでのいろいろな面が整備として考えられると思うのですよ。結婚したいと思う人が結婚しやすいような環境、それから子供を産みたいと思う人が子供を産みやすくなるような環境、それから仕事と子育ての両立支援ですよ。やはり政府がこれだけ少子化対策を打ってきてもなかなか効果が上がらないという中で、嵐山町はもう健闘していると思います。

ただ、ですけれども、これからはやはり両方の夫婦が、子供さんを持っていらっしゃるお父さんもお母さんも共働き型の世帯です。この辺にやっぱり町として、1万8,000人か1万9,000人の人口ですからやっぱり光を当てていくと、さらに光を当てていくというようなことが必要なのではないかというふうに私思うのです。そして、やはり子育ての強化ということになってくるのでしようけれども、中には求職活動中のお母さんに対する支援というようなものとか、いろいろあるのでしょう。若い人たちの定住。

やはりいろいろ資料を調べていきますと、定住する中ではやはり20歳代の後半から30歳代の前半、こういう人たちの配偶者のいる女性の定住を図るというような、そこに焦点を当ててみるということ、これは必ずそこである程度人口がふえるというふうに出ています。これは嵐山町を考えたときですけれども。ですから、そういうような、やはり先ほど課長が答えられたきめ細かな中にそのようなことも一つの戦略としてとっていただければと思っています。

それで、私ここまでちょっと話ししてきました、自分の提案したフォーラムのことが載っていないものだから、ちょっとそこへ戻らせてもらおうのですけれども、私、果たして嵐山町の人口が1万8,000人から1万9,000人が適正ではないかというようなことを、嵐山町の町民の皆さんがある程度しっかりと町の一つのスタイルというか、町の進むべき人口のあり方という形で、認識を持ってもらえるということが非常に大切だと思っているのです。

それで、恐らく町民の皆さんはこんなに、当初2万から上の構想だったのがだんだんとあれしてきて、このコーホート変化率のところあたりまでは危機感はないのではないかと思います。やはり人口減少のメリット、デメリットというのはあるわけですが、その辺もやっぱりよく整理をして、ぜひともやっぱり町に向けて、嵐山町の人口はこういうふうに向かっているのだよと。ですから、なるだけ、これ以上下がらないような努力町もするのだけれども、できるだけ皆さん、嵐山町に戻ってきてもらうとか、いろいろな対策を考えなくてはならぬと思いますよ。やっぱり我々の町ですから。

やはりその中で、私も今回資料を集めた中であったのは、人口減少がもたらす影響というものが、これは埼玉県だけではなくて関東地域にアンケートをとったのが出ているのですけれども、やっぱり税収面の減ですよ、一番は。やはりこれ町民税も納まらなくなる、地域経済の停滞、不振というようなこともあると思います。さらには、今もう出ています国民健康保険の住民負担の増加というようなところにはね返ってくるというようなこともあるもので

すから、やはりその辺を丁寧に町が町民に説明をして、そして嵐山町の人口は平成30何年には何とか1万8,000人を維持していきたいというふうなメッセージを町民に向かって私は発するべきだと思うのです。そして、皆さんもそれ共有してもらって、ああ、ではこのところにあいているところがあるからぜひ来なさいよとか、そういうような、やはり町民一人一人が町をやはり、家ですよ、ハウス、自分の家と同じわけですよ。そういうような認識で町民の1万8,000人が向かっていったら強いと思いますよ。そういうフォーラムの開催については町長、どう思われますか。

○河井勝久副議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんからお話しの人口減少にいかに対応していくかと、どこの市町村もそうですけれども、嵐山町でも一番の課題と考えております。

そういう中で、今ご提言をいただいておりますフォーラムの開催、町民によるフォーラムの開催、町民の人口減少をどう抑えていくか、また逆にふやしていけるかというような話し合いを、町民同じ課題を持ってやったらどうかというご提言ですけれども、全く同感でございます。

庁舎内のことなのですが、嵐山町魅力アップ大作戦ということで、庁舎内にプロジェクトチームを立ち上げて、嵐山町にはどういう魅力が現在あるのか、そして何が伸ばしていけるのか、どういうところが逆にマイナスとされているのかというようなことをもう一度しっかり見直して、それらの長所を議員さんおっしゃるようによりしっかり発信をしていく必要があるというふうに考え

ております。

そういう中で、人口、嵐山町も減っているわけですがけれども、その減っている中にも大きく減っているところと減り方の少ないところ、そしてまたふえているところがあります。これは、埼玉県の中にも滑川町さんのようにふえているところがあり、また減少率の多いところがあるのと同じように、嵐山町の中でもそういうような状況がございます。

そういう中で、ふえているところというのは人口をふやしていこうと、住みやすい地域をつくっていこうということで区画整理に取り組んでいるわけですがけれども、その地域では人口が増加をしております。そういうことを見ても、やはり地域の中で住みやすい環境づくりというのは何なのだろうというような一つの答えが出てくるのかなというようなことも思っています。

それと、どういう社会をつくっていただきたいかということで、さきの話もありましたけれども、総合振興計画のアンケートによりますと、子育て世代は何といっても子育てがしやすい町、そしてご高齢の皆様は安心して住める町、そしてそれらに共通していることの嵐山町の特長というのは自然が豊か、この自然というのは世代を超えて全町の人から嵐山町の魅力というのが自然、自然が豊か、住みやすい中の上位にもいつでもランクをされているわけがあります。

そういうことを考えながら嵐山町の自然環境の豊かさ、こういうものをベースにして、そして子育て世代が子育てをしやすいような状況づくり、議員さ

んご提言の内容もございます。それらに的確にこたえていけるような施策づくり、それとまた、ご高齢の皆さんには安心して住める地域づくり、これらが急がれているわけであります。

そういうものを今話しました魅力アップ大作戦の中でどうとらえて、どう伸ばしていけるか大きな課題ですが、議員の皆様方にもご指導をいただきながら、それらの長所をより発揮をして、嵐山町が少しでも人口減少が抑えられ、あるいはまたふえていくような施策がとれればというふうに考えております。おっしゃるような子育てフォーラム、これも大きな意義がある事業だというふうに考えております。

○河井勝久副議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) いずれにしても、この嵐山町の人口の現状維持、さらにそこにプラスアルファを考えて進めていくためには、やはり嵐山町の特徴、魅力を生かしたやはりまちづくりであったり、それから子育て環境のさらなる充実や整備ということになっていくと思います。

この最後の、私としては元気なお年寄りの多いまちづくりということで申し上げているのですけれども、健康長寿ということで対策があるのでしょうか。やはり私の地域でもそうですけれども、めざせ100歳元気事業なんかも自主的なあれがやられておまして、ついこの間も聞きましたら40人近い参加者があって勉強になって帰ってこられたという話を聞きます。やはりこういう地域がまだまだ数が少ないように聞いておりますし、私といたしますと、もう



団塊の世代の皆さんはほぼ退職をされていっている時代になってきますが、その人たちはもう元気ですよ。本当にまだまだ、ヒマラヤかなんかに行っても大丈夫なぐらいの体力を持っていますので、ぜひともそういった方たち嵐山町にいるわけです。何とかうまく、最後に結んでくるボランティアセンターといますか、そこらあたりに上手に取り込んで、いろいろなノウハウを持っている方がいらっしゃるわけなのです。ぜひともそういうことを生かした高齢者の多い町ということに進めていただけたらと思っているのですけれども、その辺のボランティアセンターの運営内容といますか、少し固まってきているのでしょうか。

○河井勝久副議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ボランティアセンターというお話ですけれども、今回、総合振興計画を策定をしてこれから議会の皆様方にご審議をいただくわけですが、第4次と第5次の総合振興計画の一番の違いというのが、そのところでございます。協働のまちづくりということが、前回の第4次ときには順番といたしますと5番目に書いて、軽く見るということではないですが、そういうことで前回のときにはやってまいりました。

しかし、今回、総合振興計画の審議会の委員の皆さんをはじめとして、行政サイドでも協働のまちづくり、地域経営ということを前面に出して進めている嵐山町としては、協働ということを前面に一番最初に掲げて今回の計

画を策定をしていただいております。

そういうところから見ましても、皆さんと一緒にまちづくりをしていくという  
ことで、ボランティアセンターというのは大きなまちづくりの拠点といいますか、  
核になっていただかないと、これからのまちづくりは進んでいかないというふ  
うに位置づけを考えております。

そういう中で、今度の交流センターの中にはボランティアのコーディネー  
ターの方もお願いをして、そして町民の皆さんの何かお役に立ちたい、お役  
に立てるだろう、またどういふことがあるのだがというようなことのコーディネ  
ーター、コーディネートができるような体制もとっていきたいというふうに思っ  
ております。

そういう中で、あの交流センターを拠点として人が集まり、そしてその  
中で交流が生まれ、きずなができて、その中で嵐山町について皆で考えて、  
そしていろんなことを一緒に行動をとっていく、そういう中でもまた地域づくり、  
活性化がより図られてくるのではないかというふうに考えておりまして、それ  
らも中心に据えて進めていきたいというふうに思っております。

おっしゃるような嵐山町の持っている資源、資産、そういうものを総動員  
をして、どうにか魅力を少しでもアップを図るということができればなど、それ  
のための拠点にしていきたいというふうに考えております。

各市町村、東京都のほうの人口が大勢いるところでも、電車の中とか駅  
を見ると、各区でいかに人口をふやすかということで広告が載っております。

全国的に人口減少に対してどう取り組んでいくかというのが大きな課題でございますが、嵐山町でもそういった形で総合力、総力を挙げて取り組んでいく。それには、交流センター、そしてボランティアセンター、そういうものを核にしていければというふうに考えております。

○河井勝久副議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) この人口減少は本当に町の執行部だとか役場だとかではなくて、町民一人一人がやはり、自分のうちの今の世帯数がふえていくようなことと一緒なわけですよ。ですから、何とかこれを町民の1万8,800人の皆さんが共有していける問題として、行政サービスが滞らないような町民人口はやはりどの程度なのかというようなこともしっかりとらえて、魅力あるまちづくりをすることによって、少しでも緩やかな減少になっていければというふうに思いますので、ぜひとも町の魅力づくりあるこれからの、(仮称)ふれあいセンターなども大いに期待したいと思いますので、これで1番は終わらせていただきます。次に移ります。

2番目でございますが、「こんにちは赤ちゃん」事業に「ママも一休みできる」事業の追加をということでございます。

これは、以前にも私ちょっと、こんにちは赤ちゃん事業を町長が施政方針の中でとっていただいたときにお聞きしたことがありまして、その後、何人かお母さんにも聞いたことがありました。

それで、つい最近、テレビの中で見ていましたら、やはり子育てするお母

さんというのも、我々が自分で子供を育ててきたときというのはほとんど男女共同参画社会と言いつつ、ミルクを上げる程度でしたけれども、なかなかあれです、疲れるという意識が余り我々わからなかったのですが、今この年になって、ああ、大変なことなのだなど、子育て、ミルクを上げる、泣く、何するということについて、そういうところの中からこの質問は出てきたものでございます。

乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保するこんにちは赤ちゃん事業は、年間100件を超える訪問実績を重ね、乳児家庭に大変喜ばれています。次代を担う子供が健やかに育ち、そして子供を産み育てる方が安心して過ごせるよう支援している。その訪問時の際に、ママも一休みできるような行政サービスなどの提供というものはできないものなのでしょうか。近所に親戚などのないお母さんは、特に心細いと思います。子育てに疲れることも多々あるのではないのでしょうか。行政が力になってあげることでお母さんも元気になるのではなかないと思います。

以上、質問させていただきます。

○河井勝久副議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 質問項目2の「こんにちは赤ちゃん」事業に「ママも一休みできる」事業の追加をにつきましてお答えをいたします。

こんにちは赤ちゃん事業につきましては、ご案内のとおり、赤ちゃんが生

後4カ月を迎えるまでのご家庭に保健師や看護師が訪問をいたしまして、育児に関する不安や悩みをお聞きするとともに、子育て支援に関する情報提供などを行い、楽しく子育てができるように育児や産後の生活などの相談をお受けする事業としまして、本町でも平成20年度からスタートをいたしました。特に初めてのお子さんを子育てするお母さんや、近くに相談できる人がいないお母さんにとっては心強い取り組みでございまして、大変喜ばれている事業ではないかというふうに感じております。

ご質問いただきました、訪問時にお母さんが一休みできるような行政サービスの提供ができないかということですが、確かに、なれない子育てに奮闘しているお母さんに、少しでもほっとしてもらえる時間を持つてもらうことは、親子にとっても必要なことと思いますが、訪問の際にはお母さんからお話だけをお聞きするのではなく、赤ちゃんとどんなふうに接し、子育てをされているかなども実際に拝見し、適切なアドバイスができればとも考えております。

子育てを一休みしたいというような場合には、一時保育や子育てサロンなどもありますので、これらを利用しながらリフレッシュを図っていただくとともに、仲間づくりにも役立てていただければというふうに考えております。

また、産褥期におけるホームヘルパーの家事援助もご利用できますので、いろいろな情報をお知らせし、余り悩まずに子育てができるよう支援に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 一時保育、子育てサロンなど、これは当然、お母さんが赤ちゃんなり子供をそこへ連れていかななくてはならないということになりますよね。それで、このホームヘルパーの家事援助というのもあるのですけれども、こういうようなサービスというのはどうなのですか、健康福祉課のほうかなんかに連絡をすることによって受けていくことができるのですか。どういうものなのですか、ちょっと教えてください。

○河井勝久副議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 これらのサービスは一覧にまとめさせていただいております、このような嵐山町子育て支援情報というのをつくってございます。こうしたものを訪問時のときにお知らせをさせていただきまして、利用する際には担当課が記入してございますので、そちらに問い合わせ等していただいて申し込みをしていただいております。

以上です。

○河井勝久副議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) この事業は非常にありがたい事業だと思います。やはり私これ思ったのは、本当に我々も行ったことなかったのですけれども、あそこの社会福祉協議会が移ったところ、おもちゃ図書館などにも行くと、非常に来ているお母さんがもう伸び伸びとくつろいでいらっしゃるという話聞いたのですよ。それで、私なんかの男性の感覚ではちょっとそういうことってあ

るのかななんて思って、ちょっと不思議に思ったのです。それで、なるほどな、やっぱりそういうことというのは女性しかわからないことなのかなと思って、疲れ方とか疲労度とかというのはその人によって違うのでしょうけれども、とにかく子育ては大変なのだというようなことを新たに認識をしたというような次第でございます。

そんな中で、さっきの問題ともつながってくる場所あるのですけれども、非常にこれから少子化の中で、やはり子供を産み育てるということはもう大事業なわけですね。ですから、そこにやはりこういう赤ちゃん事業を加えていただいて、お母さんも元気強くなっているということはありがたいことですので、引き続き、これは第一子に限らず、その年度年度で生まれた赤ちゃんのところにお邪魔をして、いろいろとご指導いただくということでよろしいのですか。

○河井勝久副議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 第一子に限らずに、第二子以降につきましても、保健師並びに看護師が訪問をさせていただきまして、様子を見させていただくというふうに考えております。

○河井勝久副議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) わかりました。できる限り、このほかにさらに、きのうだか広報にも載っていましたが、ファミリーサポートというような事業を今度町長が立ち上げていくということで、そういったところともつながって

くのかなという気もしないでもありませんので、ぜひとも子育てしている、嵐山町の「すこやか子育て宣言」のところにもありますけれども、家庭では親が責任を持って生活習慣や規範意識を身につけさせること、全くそのとおりだと思います。ですから、地域で子育てしていくということには変わりありませんので、ぜひとも優しい対応をママたちをお願いしたいと思います。

以上をもって終わります。

○河井勝久副議長 どうもご苦労さまでした。

---

◇ 柳 勝次 議員

○河井勝久副議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号6番、柳勝次議員。

初めに、質問事項1の「地域コミュニティ事業の補助金について」からです。どうぞ。

〔6番 柳 勝次議員一般質問席登壇〕

○6番(柳 勝次議員) 6番議員、柳勝次。議長の許可を得ましたので、通告書に基づき、次の大項目3点について質問いたします。

まず、第1点目ですが、地域コミュニティ事業の補助金についての質問です。

当事業は、地域コミュニティの希薄改善のため、町長の肝いりで始めた事業と記憶しております。その効果は地域差はあるにしても、本町全体では



大変大きな成果があったかと思われます。

3年間を一区切りとしての計画で、事業導入より6年間が経過しました。過日配付されました予算書を見ますと、来年度も200万円の予算がついておりますので、この事業は引き続き継続されるようですが、当初より継続している地域での事業は3年3年ということで、来年度見直しの年度になると思いますが、どのように考えているのかお聞きいたします。

以上です。

○河井勝久副議長 それでは、答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 質問項目1の地域コミュニティ事業の補助金につきましてお答えをいたします。

ご指摘いただきましたとおり、地域コミュニティ補助金事業は平成17年度より開始いたしました。この事業は、おおむね大字単位の住民、または各種団体等を構成員とし、地域の連帯感をはぐくみながら、住民自治によるまちづくりを行う事業に対しまして補助金を交付することで、地域に密着した各種コミュニティ事業の育成等を推進してきたところでございます。この6年間で延べ109団体が補助金を活用され、地域コミュニティ事業を実施していただきました。

しかし、補助対象期間が3年間となっていることから、平成22年度をもって補助金が終了することとなります。その結果、多くの団体において事業の

継続が難しくなるものと考えられます。町では、第5次総合振興計画の中で、目指す将来像を「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」というふうに設定をいたしました。これを実現するため、住民同士のつながりが一層密になるような地域の取り組みが重要であると考えております。

したがって、地域コミュニティ事業を実施する団体が、現在の事業を今後も継続していただけることが第一に重要と考え、昨年12月に補助対象期間が終了する各実施団体代表者あてに文書を送付し、事業内容を見直し、事業の変更、追加をすることによりまして、地域コミュニティ事業を継続していただくよう依頼したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 継続していただけるということで安心はしたのですが、今この答弁の中で、継続するということは必要なのですが、この事業の変更あるいは見直し、追加というようなことを答弁されたのですが、ということは、今までやっていた事業を見直すということなのか、あるいは新たに新規に事業をつくりなさいということなのか、追加ということはそういうことにはなるかと思うのですが、とすれば、この事業の変更、追加、見直しということは、今までせっかく定着してきた事業がなくなってしまうようなそんな感じを受けるわけですが、その辺についてはどうお考えなのでしょうか。

○河井勝久副議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えをいたします。

現在実施していただいています事業、これに少し手を加えていただければというふうに考えております。新たに見直しをしていただいて、新たな事業に取り組んでいただくことも大いに結構でございますけれども、基本的にそれがなかなか難しいような場合には少し手を加えていただく。例えば、今多くの団体で行っていただいている事業、敬老事業でありますとかグラウンドゴルフなどのスポーツ事業、環境美化の事業、防犯パトロールですとか地域のふれあい祭り等々、さまざまな事業をいろんな団体でやっていただいております。例えばその中でグラウンドゴルフ、これを定期的で開催されているようなところも数多くあるわけでございますけれども、これを年のうち何回かは、子供たちまで入れた世代間交流のグラウンドゴルフ大会とか、そういう形の一部手直し、見直ししていただければ補助金の継続もしていただけるというふうに思います。

もう一つ、考えていただければと思うのが私はいいなと思ったのが、例えば今、菅谷2区が、嵐山町のよさを再発見しようということで、歴史のハイキングといいますか、ウォーキングといいますか、そういうことをしております。昨年度は嵐山町役場の駐車場までここまでは車で来ていただいて、ここから杉山の杉山城址ですね、そこを見ていただくと。中央地区、南部地区の方については国指定になった杉山城跡、ご存じない方もたくさんいらっしゃる

のではないかと。逆に北部地区の方は、蝶の里公園や二瀬の桜堤、それから水辺再生で行った整備、そういうようなのを知っていらっしゃらない方が多いのではないかと。そういうことに着目していただければ、そういう事業をしてもらうのも一つの方法かなと。嵐山町には歴史と自然があふれているということ町民の皆さんにもう一度近場で確認していただく、そういうような事業も考えていただければいいなというふうに考えております。

以上です。

○河井勝久副議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 確かに言われるようにそういう事業が拡大していけば非常に理想なのですが、実際、私どもの大字でも4つぐらいの事業をずっと17年から立ち上げて何とか今定着しているのです。そういう意味では、先に立つ人、特に区長さんは大変なお仕事があるわけですが、それにプラスまた新たにというと、またお仕事がふえるというようなそんな考え方もあるわけですが、希望するところは、もちろん新たに事業立ち上げるのはそれはそれでいいとしても、今までせっかく定着してきた事業ですから、そういった事業にも引き続き補助金をいただければなど、そんなふうに感じるのですけれども、その辺についての考え方はどうでしょうか。

○河井勝久副議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えをいたします。

まさに柳議員ご指摘いただきましたとおり、継続は力なりでございまして、

継続していただくことがまず大事だというふうに思います。

それで、今まで現在実施してきていただいた事業、これも含めまして補助金のほうは出させていただくと。まるっきり同じ事業で継続はできないということもございまして、今継続してやっぴらっしゃる事業に少し手を加えていただければ、補助金を差上げることができるということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○河井勝久副議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 本事業は、先ほど言ったように地域コミュニティの希薄改善ということで始めたことで、この補助金を利用して事業を立ち上げて、本当に地域によってはその事業が定着して効果を上げていると思うのです。本来は補助金がなくてもせつかくそういうふうな事業ができたのですから、お金目当てではなくて、そういうことではなくてそれが定着していけばいいのかなと思うのですけれども。先ほど言ったうちの4つの事業なんかも、補助金がなくてもやっぴらこういういいことはやっぴらこうよというようなお話も出ているのですけれども。そういう意味でも、やっぴらこうという地域もあると思うのですけれども、ぜひ今後も継続して補助金がいただけるよう希望して、次の質問に移りたいと思います。

続いて、大項目2項目めの質問ですけれども、住宅用火災報知機の設置状況についての質問です。

住宅用火災報知機は、消防法の改正で、新築住宅は2006年6月から設置が義務化されました。また、既存住宅についても、法に基づき、本年、平成23年6月までに設置しなければならないとされています。

本町も比企広域事務組合の条例により、既存住宅について2008年6月までに設置が義務化されました。しかしながら、全国的に見ても設置の状況は悪いと言われています。総務省、消防庁の調査では、昨年12月のデータですが、普及率は全国で63.6%、埼玉県内でも62.9%にとどまり、罰則のないこともあってこれ以上の伸びは期待できないと報じていました。

そこで、下記について質問をいたします。1つ目ですけれども、本町での設置率はどのような状況か。そして、設置していない住宅がある場合の対応策はどのようにするのか。また、特に高齢化世帯への対応はどのようにして行うのか、お聞きいたします。

以上です。

○河井勝久副議長 それでは、小項目(1)から(3)までの答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 質問項目2の小項目1、本町での設置率はどのような状況かにつきましてお答えいたします。

比企広域消防本部が調査した昨年12月時点の普及率は44.8%で、全国平均、県平均ともに下回っています。本町の普及率は41.3%で、消防本部管内7市町村中4番目でした。この普及率は、取りつけが義務づけられ

ている場所すべてに設置していると回答した世帯の割合でありまして、一部設置していると回答した世帯を加えても 54.6%という状況です。

消防本部では、平成 21 年度以降同様の調査を3回実施しておりますが、調査件数が少ないため普及率にばらつきが生じています。このため、3回の平均普及率で比較してみますと、本町の普及率は 45.4%となり、消防本部管内ではトップとなっています。

質問項目2の小項目(2)設置していない住宅がある場合の対応策はにつきましてお答えいたします。

比企広域消防本部では、普及率が県下 36 消防本部中 29 番目という状況にあることから、重要課題として取り組んでいます。防災・防火訓練、嵐山まつり等においてPRを行ったり、各区長宅を訪問して共同購入のお願いをしているところです。

町といたしましても、職員へのあっせん、広報紙でのPRを行ってまいりましたが、今後におきましても継続的な設置促進活動に取り組む考えです。

質問項目2の小項目(3)特に高齢世帯への対応はにつきましてお答えいたします。

本町では、平成 20 年2月の時点で、65 歳以上の高齢者に 2,525 器、身体に障害のある方等を対象に 108 器、合計 2,633 器を無償貸与いたしました。

この事業は、区長会の協力を得て、町制施行 40 周年の記念事業として

実施したものであります。今後同様の事業を実施する予定はございませんが、火災による犠牲者を出さないためにも、普及率の向上が大変重要であります。

町といたしましては、嵐山分署や自主防災組織と連携し、特に自分では取りつけが困難な方への支援や高齢者世帯等への普及の方法等について検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 一時かなり区長さんを通じて取りつけてほしいというふうなお話も出ていました。そういった面で、もう少し普及率がいいのかなと思いましたがけれども、半数以下というような、半数というか約半分ですね。そういう中でも、老世帯でしたか、その方々に対しては、やはり区長さんを通じて2,600ですか、対応したということなのですからけれども、この2,633という数字はどうなのですか、本町の老齢化率はたしか22%ぐらいだと思うのですけれども、世帯数はちょっとわかりませんが、そういった方たちに対してはもうほとんどつけてあるという考え方でよろしいのでしょうか。

○河井勝久副議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 当時、65歳以上の方を対象に、必要ですという方には、すべて町としては貸与事業を実施したわけですがけれども、いろいろプライバシーの関係ですとかいろんなことがありまして、そのデータを外に出し



たかないと、うちは高齢世帯のみだというものが外にわかると非常に不安だ  
というふうなそんな家庭もございまして、議会からも、そういった方も含めて、  
もう一度普及促進をやるようにというふうなお話ありまして、それも民生委員  
さんをお願いしてやったのですけれども、なおかたくなにお断りになったとい  
うふうな方もいらっしゃるしまして、すべての高齢世帯に無償貸与ができたわ  
けではございません。

今申し上げた数字は、当時の世帯に比べますと恐らく90%ぐらい、1割  
ぐらいの方には申し込みがなかったというふうに思っております。

数字的な今どのくらいの高齢世帯についてのかということでございます  
けれども、当時、19年の8月の1日が基準日でございまして、当時の65歳  
以上の、これは人数でございますけれども、3,921人、世帯数で2,846世  
帯ございました。そのうち今申し上げましたように設置された世帯が、高齢  
者が2,225器ということございまして、9割ということではなくて、もうちょ  
っと低い数字になっております。

以上です。

○河井勝久副議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) としますと、老齢世帯に対してはかなり設置されて  
いるというように考えられるのですけれども、それを入れても54%という数  
字ですと、いかに一般の方たちが設置が少ないかというような判断ができる  
わけです。

これ確かに非常に難しいと思うのですがけれども、広報等を通じてPRして  
いきたいというようなお話もありましたけれども、この間の新聞ですか、埼玉  
県の消防防災課の調査では、この報知機によって全焼を免れ、ぼやで済ん  
だという火災が27%ぐらいあるというふうに報告されていまして。あるいは  
また、警報器の作動で全焼や逃げおくれ等を防いだ件数、過去4年間なの  
ですけれども、158件もあったということなのです。ですから、そういうことで、  
設置することによって非常に火災が大きくなるのを防げる、あるいは犠牲者  
が出なくなるということが思われるわけです。

たまたま春の火災シーズンの時期を前にしてなののですがけれども、きのう  
もサイレン鳴っていましたがけれども、本町でも非常に、非常にというか、ここ  
最近火災が多いように思われます。まだ半分以上つけていないところもある  
ようなので、ぜひ先ほど言ったような対応をしていただいて、早急に全戸が  
つくような形になればいいなというような気もいたしまして、次の質問に移り  
たいと思います。

続いて、大項目第3点目ですが、教育行政についての質問です。

まず、小項目1点目ですが、本町の人口減少、少子高齢社会に対応す  
べく機構改革が4月より実施されます。特に大きく変わるのが、従来の生涯  
学習部門が教育委員会から町長の補助執行業務に変わることです。そこで  
質問です。

まず1点目ですが、前述の変更はまだ全国的にも少ないと認識しており

ます。変更した理由と、そのメリットは何か、お尋ねいたします。

続いて2点目ですが、変更後もとに戻した自治体もあると聞いております。その点でデメリットもあるのではないかと考えられますが、あるとすれば何があるのか、そしてそれをどのように克服していくのかお尋ねいたします。

以上です。

○河井勝久副議長 では、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、質問項目3の小項目1の生涯学習部門の補助執行につきまして順次お答えをさせていただきます。

アの変更した理由及びメリット、及び、イのデメリット及びその克服につきましては、関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

これまで文化・スポーツに関しましては、首長部局が行政的に深くかかわってまいりました。平成20年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正は、こうした地域の実情や住民ニーズに応じて「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて、地方公共団体の長において一元的に所掌することができるよう改められたものでございます。この法の一部改正後、法改正の趣旨にのっとりまして機構改革を行う地方公共団体が見られるようになりました。

町では現在、地域経営によるまちづくりを進めておりますが、中でも、ボランティアの育成支援は大変重要な課題の一つと考えております。新しく発

足をする文化スポーツ課では、交流センターを拠点とし、まちづくりの最前線としてボランティアの育成支援を行っていくこととなりますが、生涯学習と関連づけた当該業務を行うことには大きなメリットがあるものと考えております。

また、デメリットといたしましては、事務的な問題、また固定観念による違和感が考えられますが、必ずや克服をして、町民の皆様から評価がいただけるよう努力をしてまいる所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 ここで、質問の途中ですが、暫時休憩いたします。おおむね10分。

休 憩 午前11時06分

---

再 開 午前11時19分

○河井勝久副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

柳議員の一般質問を続行いたします。

質問事項(1)について、柳議員。

○6番(柳 勝次議員) 今の町長の答弁の中で、正直言って、いまいわかりづらいところがあったのですけれども、確認したいと思うのですけれども、要は国の法律が変わって、町一括にしたほうが地方の公共団体としてこれからいいだろうということなのだと思うのですが、現在、町長は盛んに地域

経営ということをおっしゃいますが、その地域経営によるまちづくりを進めていく上で、生涯学習関係も町長一括にしたほうが地域経営のまちづくりがやりやすいということから、そういうふうにしたのだという、そういった解釈でよろしいのでしょうか。

○河井勝久副議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 そのとおりでございます。今まで、教育委員会、文化、スポーツ、学校教育というようなもの、これは教育委員会ですよというような感じというのが長いそういうことで来ているわけですから、みんな意識の中には文化、スポーツ、これは教育委員会というようなことが考えがあるわけなのですが、今、どこの地域でも、先ほど来お話がありますような地域振興と申しますか、まちづくり、活性化、いろんな考え方でいろんな取り組みをしているわけですが、嵐山町でも交流センターで中心にやっていきたいと。

それには、人口減少も、施設の整備をするということもありますけれども、中央公民館、そして旧の役場庁舎、それから勤労福祉センター、この3つを1つの建物にして、そしてその中にばらばらというか、散らばって職員が配置をされていたわけですが、それらを1つに合わせて、人数的にもまとまって、仕事の能率が上がるような形をとりたいと。それには、幸いこういう形で地教行法の改正もありまして、町部局のほうに移してもいいのだということになりました。それを受けて、今度、町部局のほうに教育委員会の仕事も一緒に合わさった人たちにやってもらう、職員にやってもらうと。

それで、嵐山町では、昨年度からこども課をつくりました。これは、町部局のほうの仕事を教育委員会のほうにお願いをして、それでこども課の中でまとめて子供関係のことはやっていたいでいるわけです。今度の場合にはその逆の形で、町部局のほうに限られた仕事が入ってくる。そして、全体の人数、職員の人数等の関係もあったり、いろんな形の中でより仕事はかどるだろうと、そして町民サービスが向上するだろうと、そういう考えのもとで、このような形をとらせていただいたということでございます。

それで、議員さんご心配いただいたように、そういうのを実行して、ちょっとまたもとに戻したというような話も聞いております。しかし、全体的には大きな全国的な流れの中で、そういう嵐山町のような形の取り組みに進んでいるところが多いやに聞いておまして、この近くでも東松山ですとか川越ですとか、そういうような形で取り組みを進めていると聞いております。

ですので、1つにデメリットの中にあります固定観念という、教育委員会はスポーツをやるのだよ、何をやるのだよというのがあるわけですがけれども、それを取り払って、この窓口でこういうふうなものを一緒にやっていくということで、取り組んでいきたいというふうに思っております。

○河井勝久副議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 大変よく理解できましたけれども、今もたしかやっているのかなと思うのですけれども、町民にとってはそういう面では非常によく  
なるかなとは思っているのですけれども、今度、仮称のふれあい交流センターの管

理条例か何か、議案として出てきますけれども、あの中を見ますと、ふれあいセンターの中で住民票だとか、戸籍謄本の発行だとか、税金の納入だとか、もろもろの町民課とか税務課の仕事をやるようなことになるかと思うのですよね。そういった面で、庁内として何か、あるいは職員として何かやりづらい面が出てくるのかなという心配が懸念されるのですけれども、そういったテリトリーを超えてやること自体が問題ないのかとか、お聞きいたします。

○河井勝久副議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今回の地教行法の改正等も含めまして、法的には別に問題がないことになりました。しかし、仕事をやる面では、頭が文科省があり、厚労省がありというようなことで、カウンターの中の仕事をする者にとってはちょっとやりづらい部分があるかなというふうに思います。これは、こども課のときにも経験をしていることでありまして、できるかできないかという、いろいろ難しいという話になってしまっていたわけなのですが、やるかやらないかということで考えてくださいよということで、こども課もああいう形で設置をさせていただいています。

それと同じように、今回もカウンターの中のほうはやりづらい部分があるかもしれませんが、そこを乗り越えて、町民サービスの向上につながるように持っていきたいというふうに思っています。

○河井勝久副議長 柳議員。

○6番(柳 勝次議員) 町民の方から、先ほどもちょっと申し上げましたけ

れども、特に広報の2月号で、これを見て私なんかに対しても非常に質問が多かったのですよね。何で今までせつかくなれてきた生涯学習が教育委員会から離れてしまうのなんていう、私に聞かれてもというお話をしたのですが、今のお話を聞いてみますとよくわかります。

特に機構改革の基本方針ということで、ここに5つばかりあるのですけれども、人口減少、あるいは少子高齢化、あるいは町民の目線で満足いくサービスだとか、それともう一つ地域経営ですか、そういった基本方針があるからということなのですけれども、そういったことは例えばいきいき課とか長寿生きがい課、あるいは地域支援課だとか、まちづくり整備課というのは、そういった基本方針にのっとってやっているなというのがよく理解できているのだと思うのですけれども、先ほど言ったように、文化スポーツ課がどうして町長一括になってしまうのですかというような質問だったのですけれども、ただいまの質問で私も理解できたのですね。町民に対して周知徹底されるまでは、町民の方も戸惑いを感じると思うので、ひとつ親切に対応していただければと思います。

次の質問に移ります。

続いて、教育行政の小項目2点目ですが、平成23年度予算案が国会はまだ通っていませんが、昨年12月24日に閣議決定されています。それを受けて文部科学省は、本年4月から小学校、中学校、高校への新制度、新事業を進めようとしています。そこで、何点か質問いたします。



まず、1つ目ですけれども、国の方針では、国の厳しい財政を考慮して、小学校1年生のみが35人学級編制になりますが、本町の状況はどのようになるか、お聞きいたします。

続いて、2点目ですが、それに伴う教員やチーム・ティーチング、TTなどの生徒指導への追加は続けるとのことですが、本町では問題はないか、お聞きいたします。

3点目ですが、少人数学級の効果は、学力向上、いじめ、不登校、学級崩壊、暴力行為などへの効果は非常に大きなものがあると多くの教育関係者が言っておられます。2年生以降の学級編制も、財政事情を考慮して、市町村教育委員会の裁量で実施してよいとされているが、本町ではその実情と対応はどのようになっているか、お聞きいたします。

続いて、4点目ですが、新学習要領では、小学校に外国語活動が導入される予定です。従来の英語ノートにかわる教材整備が必要であると言われていたが、現在どのような状況か、お聞きいたします。

最後、5点目ですけれども、新学習要領では、より効果を上げるためのALT研修が必要とされております。本町の現状と対応はどのようになっているか、お聞きいたします。

以上です。

○河井勝久副議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 質問項目(2)の4月からの学校の新制度、新事業について、順次お答えを申し上げます。

アの小学校1年生の35人学級の実施に伴い、本町の状況はどのようになるか、イの教員の加配に関して、本町では問題がないかにつきましては関連がございますので、一括してお答えを申し上げます。

昨年夏の平成23年度予算の文部科学省の概算要求における40人学級の見直しと教職員定数改善計画の策定は、教育関係者をはじめ、多くの皆さんが待ち望んでいた内容でした。特に35人学級については、平成23年度は小学校1・2年生で実施、平成27年度までに小学校全学年で実施、中学校も平成26年度から順次実施という計画が示されました。

しかし、ここに来て、来年度は小学校1年生だけの実施となり、かつ平成24年度以降は財政状況等を勘案し検討することになりました。大変残念に思っているところでございます。

ご質問のアの35人学級編制の本町の状況ですが、これまで埼玉県は独自に小学校1・2年生の35人学級を実施しておりますので、影響はございません。

イの教員の加配についてですが、これまでも同様に、県から加配教員を配当するとの県からの連絡がございましたので、問題はございません。

ウの2年生以降の市町村教育委員会裁量の少人数学級についてですが、2年生は先ほど申し上げましたが、県独自で35人学級を実施しており

ますが、3年生以降は国の標準、県の基準同様、40人学級編制となっております。町独自で教員を採用して少人数学級を編制することは、財政状況を考えると厳しいと考えております。昨年夏に策定された国の計画の実施をぜひ実行してほしいと願っております。

エの英語ノートについては、来年度も5・6年生全員に国から配布されることになりました。現在この英語ノートを活用して、楽しい外国語活動を展開しておりますので、より一層の活用を期待しております。また、国においては、今後、新たな外国語活動教材の作成を行う予定とのことでございます。

オのより効果を上げるためのALT研修についてですが、嵐山町では各学校にALTを配置していただき、小学校5・6年生の全学級の外国語活動に、毎時間、ALTが教員の補助として参加し、授業を行っております。研修については、ALT派遣を委託している会社において、学習指導要領の内容、指導方法についての計画的な研修を実施しております。

また、授業の事前事後に各小学校の担任との打ち合わせを行い、活動の充実に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) まず、1点目のアの学級編制ですけれども、埼玉県では既に独自で1・2年生 35人学級を実施しているということですが、実は私、不勉強でして、そこまで進んでいるとは思いませんでした。

そこで、質問なのですけれども、県が実施した目的や県独自の学級編制ができる仕組み、あるいはまた実施してどのような効果が上がっているのか、お尋ねいたします。

○河井勝久副議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 それでは、県独自で小学校を現在、もうこれで7年目になると思うのですけれども、小学校1・2年生について35人学級を実施している。まず、1点は、その目的ですけれども、議員さんもお話のあった少人数指導の効果を何点か挙げたと同様に、特に小学校1・2年生は義務教育のスタート時であると、学校生活がスムーズにできるようにと、それにはできるだけ少ない学級編制が望ましいということで、県独自がその仕組みをつくりました。

2点目のなぜそういうことができるのかということについては、法的には日本の国の小学校の、あるいは中学校の1学級を何人にしますよという、そこはちょっと長い法律ですけれども、義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数に関する標準に関する法律で、1学級は40人学級をしますよという、まず法律で標準を決めています。それを受けて、各都道府県は、埼玉県の場合は埼玉県学級編制基準を定めています。ですから、法的に言うと、国は40人学級ですよという標準を決めて、各都道府県は基準を決めると、これすべて40人です。

しかしながら、埼玉県では、小学校1・2年生に特別の配慮ができないか

ということで、各市町村の教育委員会が児童生徒の実態を考慮して、40人を下回る学級を、具体的には35人です、小学校でいうと、つくりたいということについて県と協議して、県が同意すればできますよという仕組みです。

学級数に応じて各小中学校の教員が配当されます。それプラス加配教員、議員さんおっしゃったように、いろいろな加配教員が来ます、国から。それを使って、1・2年生を35人学級を実施をしていると、こういう仕組みです。

ここ数年続いて、3点目の効果ですけれども、議員さんお話しのように、いじめだとか不登校だとか学級崩壊も加味して、特に小学校1・2年生においては入門期でありますから、35人学級をしますと、35人学級というのは35人以上の学級はつくりませんよということですので、当然20人学級もあれば31人学級もあると。

効果としては、3点ほど挙げられるのかなと。1つは、一人一人の子供に目が行き届くと。2点目は、その結果、きめ細かな指導ができる。具体的には、子供たちの学校生活の全般、学習指導とか学校生活とか安全確保とか、そういった面できめ細かな指導ができる。3点目は、何よりも小学校1年生、2年生になりますと、保護者との緊密な連絡が必要です。少人数ですと世帯数も少ない、家庭数も少ないということで、非常に担任との連携がやりやすいと、こういうことが現在効果となって挙げられております。私は、この制度は、埼玉県独自でぜひ今後も進めていっていただきたいと考えております。

以上です。

○河井勝久副議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 今のお話では、3つほど大きな効果があるというようなお話を聞いたのですけれども、先ほどの答弁の中で、本町での具体的な学級編制の説明がなかったように思われます。現在本町の小学校1・2年の学級の規模はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○河井勝久副議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 嵐山町では、現在、小学校1・2年生ですけれども、1学級の平均人数が25人なのです。これは、ほとんど40人学級制度でやっても、35人学級制度でやっても、うまく重なってしまっているのですね、ありがたいことに、1学級25人平均ですということ。ただし、具体的に申し上げますと、菅谷小学校は1年生が67人、だからこれを35で割ると端数が出てきますから、2学級で33人と34人、七郷小学校は1年生が20人ですから1クラス20人、志賀小学校は40人で、20人と20人ということです。ここで、今、志賀小学校が40人と聞きましたね。これ国のおりやると、1年生は今40人になってしまったのです。これを埼玉県基準、加配特別教員をいただいて、20人、20人と、こういう状況です。

それから、2年生につきましても、同様であります。現在のところは問題ない。

では、新しい1年生、今度入る1年生はどうなのだろうかということで、122条報告で議会のところで最初説明させていただきましたけれども、どの

学校、どの学級についても問題は影響はないと、こういう状況です。

○河井勝久副議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 今のお話を聞いていますと、まさに少子化の現象を象徴しているかのような現象ですけれども、教育指導上は非常によい環境と言えるのではないかと思うのですけれども、反面、先ほど人口の話が出ていましたけれども、そういった面から考えますと、非常に憂うべきことかなというふうにも思います。

いずれにいたしましても、子供の教育が充実されて、本町の子供たちの教育レベルが向上されるということを希望いたしまして、次の質問に移ります。

3点目のウの町独自の裁量で2年生以降の少人数学級の件ですが、それは難しいと、埼玉県では3年生以降になりますけれども、本町では難しいというお話です。本町の財政事情を考えると当然かなと思いますが、少人数学級の実現は、先ほど教育長のほうからもお話がありました。当然、国の責任でやるべきことかなと私も考えております。

そこで、質問なのですけれども、教育長は県教育委員会の会長だというようなお話も聞いております。そしてまた、全国教育委員会の常任理事でもあるとのお話も聞いておるのですけれども、そうした立場でもありますが、本町の教育委員会として、国や県に少人数学級の実現に向けて、積極的に働きかけるということが必要かなと思うのですけれども、教育長のお考えをお

聞きいたします。

○河井勝久副議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 国への働きかけなのですが、基本的には40年ぶりの40人学級を改善するのだという国の昨年出された計画をぜひお願いしたいということが1つです。

それから、私のほうで何点か、現在のところ影響ないというお話がありましたけれども、実は埼玉県独自の学級編制と国の40人学級を考えてみますと、今の菅谷小学校の2年生だけが非常に厳しいのです。去年の4月に学級が発足したときは82名だったのですね。だから、これを35人で割ると2.幾つという端数がクラスが出ますので、28人と27人と27人の3クラスだったのです。ところが、年度途中で1人転出してしまった。81名になった。でも、81名でも大丈夫なのですよ。81名でも、4月からこのままいけば、27人、27人、27人。ところが、先週、転出の予定者が出てしまった。ここでこうしますと80人になってしまう。80人になったら、せっかく2年生の3クラスが、3年生になると2クラスになる。1という数字のマジックというか、恐ろしさです。

ところが、1年間の学級の数が決まるのは、4月6日の夜中の12時までなのです。だから、今、菅谷小学校は80人になろうとしているのですね。なるのです、これから転出で。1名、どこかから連れてきていただけませんかでしょうか。それは4月6日の12時までです。これは学校にとっては、40人、40人、2クラスと、27、27、27と全然違いますですね。そういうこともあります。



ですから、これ非常にマジックで難しいのですよね。35人学級になって、埼玉県でやるときも、36人になったらどうするのかといたら、ではうちは18人と18人の学級にしようってできるのですけれども、それでは少ないのではないのと、こういうことについての弾力的な扱いも、今、1クラスでいいのではない、そのかわり教員も1人ふやしますよと、こういうことも国や県で今話し合っています。

さて、そうした状況について、国へ働きかけるということですが、県としては埼玉県の教育長会で、県へ文教施策の要望を毎年行っております。当然、少人数学級を要望しております。また、国は全国町村教育長会の常任理事で、毎年、国へ要望活動を行っています。今年度は7月の15日に、衆議院の文部科学委員会、それから文科省の関係各課、関係大臣あて、国へ出向きまして要望活動を行っています。

今後とも、ぜひ少人数学級実現のために、会としても要望活動を行ってまいりたいと考えております。

○河井勝久副議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) この前、女性教育会館のところでも、私もちょっと言ったことがあったのですけれども、教育はお金で換算できるものではないですけれども、それにしても教育を充実させようと思うと、やはりお金がかかってくるわけですね。ですから、今のお話のように、関係先への働きかけを行って、より効果のある教育ができるよう希望するものであります。

次の質問に移ります。

4点目、5点目、エとオの小学校の外国語活動の件ですけれども、恐らく4月からの導入実施されるということだと思っておりますけれども、そこで質問なのですが、小学校の先生が外国語活動の指導をするということは今までにない経験だと思うのですよね。そういった意味で、今行っている内容と非常に担任の先生との連携が必要になってくるのかなと思いますけれども、その辺について、ALTとの関係をどのような具体的に活動していくのか、また課題があれば、あわせてお尋ねいたします。

以上です。

○河井勝久副議長 答弁、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 外国語活動は、この4月から新学習指導要領に基づいて本格実施になりますけれども、嵐山町では既に2年前から実施しているというのはかねてからお話し申し上げております。

小学校の先生にとっては、特に5・6年の担任になるに当たって、非常に不安と負担を感じるのが外国語活動です。これまで英語というものに授業で触れてくる経験がなかったわけですから、そういう意味で、まず外国語活動の目的、週1時間です。年間35時間やるのですけれども、目的の一つは、言語や文化について体験的に、遊びながら、活動しながら理解を深めるのだということと、2つ目は、積極的に外国語でコミュニケーションを図ろうという態度を育てるということと、3つ目は外国語の音声だとか、そういう基本的

な表現になれるということ。ですから、担任も他の教科と違って、教えるのではなくて、体験しながら一緒に活動するのだよということを常に心がけております。

具体的には、特有な表現がある活動、例えばあいさつであるとか、買い物であるとか、自己紹介であるとか、道を案内するとか、そういう場面を活動を通してやる。2つ目は、身近な子供たちの暮らしに合わせてということ、家庭生活の場面とか、勉強の場面とか、地域での行事での場面とか、そういう場面を取り上げています。

具体的には、英語ノートだとか、いろんな文科省からのDVDだとかを参考にしていますけれども、どうしてもやっぱりそこにはALTが必要です。そのALTとの連携をやっているわけですが、まず教員は研修で、5・6年の先生だけではなくて、いつかは自分もかかわるということで、全員の研修を行っております。先進地の研修視察にも行っております。それから、子供たちが楽しめるような、意欲が出る活動体験も工夫をしております。ALTの連携は、あくまでも授業の主役は担任、ALTは補助ということでやっています。

効果を上げるためには、何といてもALTと先生と子供たちの人間関係なのです。先週も金曜日か、菅谷小学校の英語活動を見に行ってきましたけれども、2年生をやっているのです。おかげさまで、1年生から、5・6年ではなくて、余裕があるときは1年生から4年生まで、ALTが触れ合い時

間をつくっております。ちょうど自己紹介の場面をしておりましたけれども、そのような活動をしながら、あくまでもこの活動は、活動という名のとおり、活動を通して英語に外国語に興味、関心を抱くということで、今後も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○河井勝久副議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) いろんな体験をもとにした、あいさつとか、あるいは家庭生活、そういったことを基準に外国語を取得していくとか、経験していくというようなお話なのですけれども、当初質問した英語ノートから新しい教材になるというような新聞でちょっと見たのですけれども、その辺については従来のまま英語ノートを利用しての教育をしていくのかどうか、お尋ねいたします。

○河井勝久副議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 英語ノートは、昨年の議会にも出たと思うのですけれども、例の事業仕分けで英語ノートは要らないだろうということになって、これは大変だということになったのですけれども、今年度、要するに来年度は出ますよと。これは、そのときになってみなければわからないのですよね。そのほかに、今度は音声を入れたDVDも今年度国からいただきましたので、また新しい予算で国のほうでは新たな教材をつくるということですので、期待はしているのですけれども、英語ノートは欲しいですね。ぜひ欲しいです

ね。先生方の教えるの基本となるものですので、これもあわせて要望してまいりたいと考えております。

○河井勝久副議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) これからは、何といてもグローバルな世界ですから、こうした国際感覚を小学校のときから身につけるといことは非常に重要なことだと思うのですね。そういった意味でも、本町からそういった感覚を身につけて、国際人として活躍する人が、そういった子供がたくさん出るといなというような希望をいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○河井勝久副議長 ご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。午後の再開は1時30分といたします。

休 憩 午前11時53分

---

再 開 午後 1時30分

○河井勝久副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

---

◇ 渋谷 登美子 議員

○河井勝久副議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議

席番号 13 番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の子供の町政参加についてからです。どうぞ。

〔13 番 渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13 番(渋谷登美子議員) それでは、議席番号 13 番、渋谷登美子、子供の町政参加についてからです。

(1)ですけれども、本年度の成人式は実行委員会方式で、子供の企画・発想を大切にした行事で、若い人が嵐山町に参加しやすい形式で、大人の押しつけがない、そして子供の気配りもある、とてもよい事業だったと思っています。

町長は、町事業への若い人の参加は、ふれあい交流センターで行うというのが前回の質問で、こども課の職務にはしないという答弁でした。いきなりふれあい交流センターでの熟年者と若者が交流をするのは、私はとても難しいと考えています。若い人のセンスを寛容に受け入れ、若い人が参加してつくり上げる経験を行政が持つことが必要であると思います。若者と熟年者が同じ土俵で企画するには、幾つかの段階があると考えています。若者がまちづくりに参加しやすい政策についての考えを伺います。

2番目です。親になる若者が乳幼児との触れ合いがない現実が、子育て、子育ての不安を大きくしています。乳幼児と小中高生が触れ合うことができる子育てサポートが必要です。乳幼児から 18 歳くらいまでの人を対象にした、総体として子供をそのような感覚で考え、子育てというか、人育ちの考え

方の子育ち支援の考え方を伺います。

3番目として、子供の町政参加の一つとして、「こどものまち」祭り、「こどものまち」というのはこのごろあるのですけれども、ミニ・ミュンヘンとかミニさくらとかミニいちかわとか言われています。子供が自治体を実際につくっていくというお祭りで、ミニ・ミュンヘンというのが一番有名なのですけれども、夏休みにミュンヘンで1カ月ぐらい開催されています。ミニさくら、ミニいちかわというのは、それぞれ2日間とか3日間ぐらいですけれども、子供が市長さんになったりして、銀行を経営したり、そういうふうな町の参加です。そういった祭りの行事の確立を政策とすることを提案します。

子育て支援のフォーラムより、子供への大人のボランティア活動、次世代を育成する必要性も町民の多くの方が感じ、実践していらっしゃいます。まちづくりの一つの方法として、若い人がまちづくりに参加しやすい手続が必要であると思います。小さい人から20歳ぐらいまでの若者が一緒になって子供のための行事をつくり上げていくことで、次世代がまちづくりに参加しやすい手法を組み立てていくことができます。場や時期、手法は、集まったメンバーで構築して、乳幼児には子育て中の母親を中心に、学童保育、放課後子ども教室、スポーツ少年団などの学童では、子供の発想を生かして大人がサポートする体制でつくる企画を毎年毎年恒常的に行うことを提案します。

以上、見解を伺います。

○河井勝久副議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問項目1番、子供の町政参加について、小項目ナンバー1番、若者がまちづくりに参加しやすい施策についての考え方を聞くについてお答えをさせていただきます。

議員さんもおっしゃられましたとおり、今年の成人式は子供の企画による実行委員会方式とさせていただきました。大変好評であったと聞いております。実行委員会は、現在、生涯学習課で行っております放課後子ども教室事業を発展させたものでありまして、その事業が花開いていると感じております。

仮称、ふれあい交流センターには、平成23年度からボランティアコーディネーターを配置することとしております。コーディネーターには、ボランティアされたい方に適切なボランティアの紹介、また町民へのボランティア登録を促す、そしてボランティア個人同士、ボランティア団体同士の連携を行う、ボランティア活動への助言を行う等を行っていただくものでございます。この連携や助言の中で、ボランティアを希望する若者がまちづくりに何がしたいのか、どうしたいのかを聞き、できるものについては事業化につなげてまいりたいと考えております。

これまで、他の市町村が行っている地域振興的な事業を見ますと、行政が主体的に行っていた場合、最初は力を入れているものであっても、なかなか



か継続的に続けることが難しいのが現実だと考えております。草の根運動ではないですが、これをしたいという力を行政がうまく運用していくことが必要であると考えております。

そのためにも、来年度からお願いするボランティアコーディネーターとともに、人と人とのつながりを広げるよう努めていくことによって、あれこれをしたいけれども、どこに行けばいいのかわからないというような若い人が、仮称ふれあい交流センターに行けば何かができる、だれかとつながることができるという考えになり、そういった方々が集うことによって新たな事業展開がしていけるようになる、いい流れにしていきたいというふうに考えております。

○河井勝久副議長 次に、小項目(2)、(3)について、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 子供の町政参加についての(2)親になる若者と乳幼児の触れ合いで子育て支援をと、考えを聞くということですが、私は大変意義のあることだと考えています。開会日の総合振興計画案の中で、まちづくりの将来像の中で、年少人口、14歳以下の子供たちが1,580人という、構成比が8.7%になってしまう、10年後には。これは、実は将来親となるであろう年代の子供たちですよね。そういう子供たちに町全体で将来を担う、まちづくりを担う、そして将来親となる世代を支援していくというのは本当にこれから喫緊の課題であろうと思います。ましてや、少子化、核家族が進行して、若い子育て中の親が非常に子育て不安を抱いております。

実は、町の社会教育委員会議に、平成18年度に子供たちの健全育成

を図るための行政や家庭、地域の役割、かかわり方について諮問していただき、その中で今の町の若い母親、父親も含めての現状と課題についていろいろご議論いただいた中で、何点かご紹介します。

ある日、突然親になった、大人でない親がいると。体は大人だけれども、自覚だとか、社会性だとか、責任感に欠けるというのが1点ございました。

2点目は、親としてしつけ、家庭教育の仕方がわからないで、子育てに自信のない親もいると。形としては、過保護になったり、過干渉になったり、放任であったり、自信喪失であったり、あるいは幼児・児童虐待という心配もないわけではないと。

3点目、若い親が子育てについて体験者に相談したり、教えが受けられない状況がある。これは、核家族化であるとか、地域の連帯感であるとか、人間関係だとかに起因することもあるのだと思います。

4点目に、若い親同士が悩みを話し合ったり、情報交換をする場がないと。これについては、渋谷議員さんはこれまでもいろんなご質問の中で出てきたようなことばかりであります。

対応としては、行政や地域が果たす役割について、さまざまなご提言をいただきました。現在もさまざまなボランティア活動、あるいは行政も福祉行政の中でもこういった対応をしておりますけれども、ご質問の趣旨はこれとは逆に、将来親になる若者をどういうふうに育てていくかという視点で、乳幼児との触れ合いということですが、重ねて私は大変意義のあることだ

と考えております。

現在の取り組みでは、小中学校においてはこの実践を既にしております。あしたも、志賀小学校の6年生が幼稚園へ総合学習の中で訪問する予定になっております。

乳幼児と若者が触れ合うという意義には、幾つか私はあるのだろうと思いますね。これまでも、中学生が社会体験事業だとか、総合学習の中で行っている様子を見てみますと、本当に新しい発見を私もします。1つは、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児あたりの子供とそういう中学生あたりが触れ合う場面を見ると、何点か私は印象に残るものがあります。

1つは、年齢相応の素直になれるということですね。成人式の日、突撃インタビューというので中学生が成人者にインタビューしていましたでしょう。「成人になった喜びは」とか、「成人になって何をしますか」と、あれがもし教育委員会の職員だとか同世代が来たら、「別に」と言うと思うのですよ。やっぱりああいう自分より目下の中学生が聞くから素直になれるということ。

2点目は、小さい子と触れ合う中で、自分自身の成長を感じることができ、2点目。3点目は、親や家族に対しての感謝の気持ちが出ると。4点目は、目の前にいる小さい子供の命の尊さとか、かけがえのない存在に改めて気づくと。こういう中から、若い人たちが親となる夢とか喜びとか自覚だとか生き方、そういったものが芽生えてくるのだろうと思います。

では、こうした乳幼児と若者が触れ合える場をどうつくっていくのかという

ことですけれども、1点目は、今学校教育が行っていることをこれは大事にして、さらに充実するように取り組んでいただきたいというのが1つです。

2つ目は、行政を含めて、だれがこういう場を、どういう仕組みで、どういう場で、どんな内容で、どんな方法で、一番大事なのはだれが、どこがプロデュースしていくかと、音頭取りをどうするかということだと思います。

総合振興計画の中で、子育て支援の充実の基本方針の中で、町や関係機関、関係団体が協働・連携して、地域全体で子育て支援を推進するのだというのがございます。今後こうした事業の実施の中で取り組んでいけるかどうか、渋谷さんのご提案を研究していく取り組みを期待をしているところでございます。

次に、3点目、「こどものまち」、まちづくりの行事をとということでございます。これも、若者がまちづくりに参加しやすい政策に結びつくのだろうということでございます。

教育委員会では、今年、今年度で2つの新しい取り組みをさせていただきました。子供を前面に、子供の若い発想を生かしたまちづくりという視点で、1点は、10月の30日に開催した健やか子育てフォーラム、議員さんにもご参加いただきましたけれども、ここも体験発表は小学生、中学生に登場していただいた。それから、パネルディスカッションでも、若い人たちにパネリストをやっていただいたと。

それから、2点目は、1月7日の成人式に、町が前面に立つことなく、若

い人たちで全面的に発想を生かして、企画、立案、運営までしていただいたと。今、渋谷さんからお褒めの言葉をいただきましたけれども、そういうことが大きな取り組みでした。

3つ目は、議会におかれても、環境条例策定に当たって、中学生に意見を聞いていただきましたね。こうしたのも、若い人たちがまちづくりに参加する1つの手法、プロセス、段階なのだろうと自負をしておりますし、また感謝申し上げます。

では、具体的にまちづくりの祭りをどういうふうにしていくのだということでもあります。しかも、これは恒常的にということになると、先ほど申し上げた乳幼児との触れ合いと同じように、やっぱり位置づけであるとか、仕組みであるとか、音頭取り、予算面もあるでしょう、内容もあるし、どんな方法があるのかということをやっぱり段取りを立てて考えていかなければいけないのだろうと。

渋谷さんご提案の最後に、いろんな人たちが、保護者もスポーツ少年団とか、そういうのが同じ日にいろんな各地区で一斉に行事をやるというのを頭に描いただけでも、これは素晴らしいことだと思うのですね。これも、先ほど町長からあった交流センターの位置づけがここで登場してくるのかなと、そこで期待される事業の取り組みの一つとなる可能性もあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○河井勝久副議長 渋谷議員。

○13番(渋谷登美子議員)では、まず1番目のほうからですがけれども、再質問していきますけれども、ボランティアを希望する若者をコーディネートするということです。

嵐山町のボランティアを希望する若者というのが、突如として出てくるものだろうかというのをまず感じるのですね。それをするための仕掛けというのが必要になってくるわけですがけれども、その仕掛けをするのに果たして、文化スポーツ課になるのですか、そこができるだろうかというふうに思っています、今回、成人式は放課後子ども教室でやったということで、これは放課後子ども教室を今度は生涯学習課の部門ですから、文化スポーツ課に移って行って、そこに残るわけですね。教育委員会関係のいわゆる子供ということ専門的に扱う人たちが、そこにいなくなってくるよ。

それで、大人を中心にしながらやっていくということで、私はこのところがすごく気に入っているのですがけれども、こども課ですべての子供のことをやっていくというふうな形になって行って、そこに文化スポーツ課ですか、がかわってくるという形ではなくて、要するに文化スポーツ課の中に子供関係のものがあって、子供のもはやって、そして学童保育はこども課であって、そして放課後子ども教室は文化スポーツ課になるわけですか。

そうすると、非常に難しく、その中で果たしてボランティアを希望する若者が出てきて、そこにコーディネートするということがとても難しくなるなとい

うふうに思っているのですけれども、町長は今回の答弁は町長の答弁ではないなと思って聞いていたのですけれども、すみません、ボランティアを希望する若者をコーディネートする、果たしてボランティアを希望する若者というものが突如として出てくるものだろうか、そこのどのようなことをしようとするかという働きかけをどのように持っていくか、伺いたいと思います。

私はこれを書いていく中で感じていたのは、若者とするか、若い人とするか、青年とするか、言葉が非常に難しく、定義が難しいなと思ったのですけれども、そうしたらたまたまこども環境学会というところが入っているのですけれども、そこでおもしろい言葉が出てきたのですね。「コトナ」というのですね。コトナ、大人ではなくてコトナ。

コトナというのは、要するに今は子供かもしれないけれども、10年たったら親になるかもしれない世代の人たち、その世代の人たちをどう定義するかというのは難しいな、若者というのは難しいけれども、そこが今、嵐山町のまちづくりの中の視点で欠けているところなので、それをどういうふうな形で、少なくとも今回の答えですと、ボランティアを希望する若者をどうやって出てきてもらうように働きかけるか、伺いたいと思います。

○河井勝久副議長 岩澤町長、答弁をお願いします。

○岩澤 勝町長 大変議員さん、きちきちと固めて何か考えているようですけれども、そういうことではないのですね。先ほども答弁させていただきましたように、今までは公民館がありました。そして、役場の町民課の窓口が

ありましたということで、ご存じのように、区切って、このところは教育委員会関係の人、公民館の仕事をやって、こっちは町民課の受け付け、住民票をとりますよという受け付けをやりますということでやってきたわけですが、それでも、そうでなくて1カ所のところでそういうことができないだろうかという発想なのですね。

そのところに、教育委員会関係の人も、また町民課関係の仕事を行う者も一緒に入って、それで力を合わせて同じ仕事ができないだろうか、こういうことが今度の中央公民館、それから勤労福祉センター、旧庁舎、いろいろ施設があったものを1つにして、それで職員を1カ所に集めて、それで仕事がより効率的に行えないだろうか、それが町民サービスにつながらないだろうかというのが発想の原点であるわけです。

そして、その中で、交流センターはあくまでも官で敷いたレールの上に乗って、それでやっていただくということではなくて、交流センターは手を挙げた人たちが集まっていたいて、そしていろんなことの思い、考え方、やりたいこと、それぞれの人たちのことをコーディネートする人を置いて、それで話し合いの中で事業に結びつくものを事業化していく、そしてそういうものに参加をする人を拡大をしていくという考え方で現在おります。

ですので、何かかたい感じと、何と言葉で言ったでしょうか、そういうようなふうには考えていただきたくないのですね。そうでなくて、もっと緩やかな形で仕事がやりやすいような方向を目指しているというふうにご理解をいた



だきたいと思います。そして、その中で、今言ったボランティアを希望するの  
か、あるいは文化講座を若い人たちが希望して、こういうことをやりたいの  
か、そういうことがそれぞれ生まれてくるのではないだろうかというふうに考  
えております。

○河井勝久副議長 渋谷議員。

○13番(渋谷登美子議員) ここで余り時間をとられたくないのですけれど  
も、その中で私が言いたいのは、若い人が町に入ってくるような働きかけが  
ないと、ボランティアをすと言ったって、何にしたって、きっかけをつくらなく  
てはいけないのだけれども、そのきっかけをどのようにして働きかけますか  
ということで、これは幾ら待っていたって、若い人というのはいろんなもの  
あるわけで、どんどん、どんどん情報はありますし、嵐山町にここに腰を落  
ちつけてボランティアをしようという人はよほどのことがない限りいないです  
よね。

例えば中学生が、今教育長さんがおっしゃったのは、授業の中で子供と  
幼稚園児と触れ合うとかいったことをやっているからやっています。それか  
ら、夏休みですか、夏休みに社協で保育園とかいろいろなことをやっている  
ので、そこに入っていき、そういうボランティアがあります。だけれども、何を  
したいかというふうな働きかけをする、そしてどうしたいのという働きかけを  
若い人にしていく仕組み、働きかけ、そこを町長はどのように考えていくので  
すかと。

ふれあい交流センターは、私も多分仕事をする人はきっちり今まで仕事をしているので、オールマイティーな形での仕事の仕方というのはとても難しいだろうなと思います。それを頭をチェンジしなくてはいけないわけですから、それはそれなりに相当な力が要りますよ。だけれども、それにボランティアコーディネーターの人が来た人に向かって、あなたは何をしたいですかと言うのではなくて、若い人に何か入ってきてもらえるようなきっかけを町長はどのようにつくるのですかというふうなことを伺っているのです。

○河井勝久副議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 重ねて申しますけれども、公でレールを敷いて、そのの上に乗っていただくという事業の進め方は考えていませんということなのです。あくまでも、そののところにいろんなことを、今度こういうことをやりたい人がいます、今度こういうことはどうでしょうかというようなことだとかいうことが、人が集まると必ず出てくると思うのです。そういうものをコーディネートしていただいて、あるいは自分から意見を出していただいて、あるいはこういうことをやる人はいませんかというようなことを発信をしていただいて、それで事業に結びついたものやっていく。

あくまでも、何か今度は何月にはどういう講座というかやります、今度はこのようにもの考えていますのでというようなことはできるだけしないで、それでそこに集まった人たちが話し合いのもとでやっていただける事業を積極的につくっていったいていただきたい。

○河井勝久副議長 渋谷議員。

○13番(渋谷登美子議員) 熟年者の場合はそれでいいと思うのですね。ですけれども、若い人の場合は、今回の成人式にしてもそうですし、もう一つの子育て支援のフォーラムですか、それにしても働きかけがあって初めて入ってきたという感じですよ。その働きかけをどうするのですかということ、これは若い人というのは待っていても来ないですよ、嵐山町に。今までそういう場がなかったので、だからそこに若者を嵐山町に位置づけるための働きかけをどうするのですかということ伺っていて、これは熟年者だったら待っていたって何だってできます。だけれども、いわゆるコトナという人たちですよ。その人たちは相当働きかけないとできないと思うのですけれども、その点についての考え方は私は改めていただきたいと思うのですね。

若い町民と、それから熟年者の町民とでは、社会への町に対応する経験が全然違いますから、学校ではなくて町に対してどのように位置づけをしていくかということが、私は位置づけてほしいとっていて、第5次総振でも書きましたけれども、それもカットになってしまいましたし、そういうふうな意味でどういうふうなことを考えるか、働きかけをどうするか、改めて伺います。

○河井勝久副議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 同じ考えでお答えさせていただきます。基本的に、議員さんおっしゃるのは、今までと同じような形で、講座を用意をすとか、あるいは何かをどうすとか、こういうことをやりますからぜひ参加をしてくださいと

いう口あけをしたらどうだと、そういうきっかけづくりをしたらどうだということだと思ふのですね。違いますか。そうではないの。

だから、そのところでどういう導きというのですか、そういうことをやったらどうかということなのですから、それがわからないのです。これだけ多種多様ないろんな考え方、そして自分の趣味、嗜好があり、それで今、スポーツクラブ1つにしても子供たちが集まらない。いろんなスポーツをやりたいから、1つのところに集まらないというようなことがあるわけですよ。

ですから、公で仕掛けたものを何かをやるという、議員さんおっしゃるように、そのところにみんなとあえず集まるよというような感じに私はならないと思っているのです。ですから、そこに集まった人たちが手を挙げて、自分で発信をして、それでその人たちにこの指とまれで集まった人たちが事業展開をしていく、その方向がよかろうというふうに思っています。

○河井勝久副議長 渋谷議員。

○13番(渋谷登美子議員) ここでやっても時間がなくなるので、次に進みます。

次なのですから、乳幼児から18歳くらいまでの人を対象にした子育て支援の考え方ということなのですから、これは私はどこかでたまたま冊子を見ていて思ったのですけれども、小学生でも中学生でも、若い母親に学校に来てもらうのです、赤ちゃんを連れてきて。赤ちゃんというのはゼロ歳からの赤ちゃんです。それは、学校に来てもらうということで、若いお

母さんも子供が1年生になったイメージとか、5年生になったイメージとか、中学生になったイメージとかを持つのですね。

接した子供のほうは、またそれを自分が子供だったときのことを思うし、先ほどいろいろ成人式でのよかった点というのをお話しなされたと思うのですけれども、そういった出会いがあるということがとても大切で、その事業というのは嵐山町にはなくて、例えば私も本当に感心したことがあるのです。授業で、子供たちが必ず保育園に行くのですよね、家庭科の時間か何か。それは本当に子供にとってとても大切な経験なのですけれども、そういった場が嵐山に、もっと小さいときの子供から、それから高校生までの子供、そういったものを対象にした事業をつくっていく、そういったものを提案したいと思うのですけれども、これはどうでしょうか。

それで、それに関して言えば、学校がやっていくのだったら総合学習になると思うのですけれども、学校がやっていく形ではなくて、教育委員会がそういった事業を学校で展開していく、そういった形しか、今のところ事業の難しい中でやっていくのは難しいと思うのですけれども、そういった考え方についてはいかがでしょうか。

○河井勝久副議長 加藤教育長、答弁をお願いします。

○加藤信幸教育長 学校の取り組みは教育委員会、私でいいのですか。

子供たちの学校教育では、おかげさまでこの2～3年、急速に親となる学習、若者がということで、まず社会チャレンジで保育園、幼稚園でお世話に

なっています。2つ目は、総合学習で幼稚園、保育園と、特に東昌保育園と若草保育園さんにお世話になっているのですけれども、逆に小学校が幼稚園に出向いての活動、逆に嵐山幼稚園が各小学校へ回ると、これは今後さらに充実していく必要があるのだらうと思います。

渋谷さん、今お話のあった若い母親、ゼロ歳、これも大事なことですよね。そして、子供たちがやがて小学校に入るであろうイメージを持つということ、それから学校へ入るということは、保護者以外、今は学校を開くということで、公開日をやったりいろんなことをやっていますけれども、若い母親、まだ小学校に行っていない母親が来るという場と機会がないのですよね。これをやっぱり学校公開日、せっかくここ数年つくったことですので、こういう人たちに学校としては働きかけることも一つは大事なのかなというふうに思っています。

町の行政云々としてみれば、まちづくりの一環ということのご質問ですから、やっぱり教育委員会も今度ふれあい交流センターの位置づけがわかりましたので、これは町全体ですので、教育委員会も関係のあるところは積極的にかかわっていきたいと思っています。

繰り返しですけれども、今教育委員会でやっている学校教育の部分は一生懸命やりたいと、それから学校公開をさらに広範囲に、若い母親にでも父親にでも来られるようにやりたいと考えております。

○河井勝久副議長 渋谷議員。

○13番(渋谷登美子議員)では、3番目にいきます。これは同じことなのですけれども、1番に3番目のことが非常に連携しているわけなのですけれども、子供の町政参加というのはなかなか難しく、特に議会に子供議会を開くとか、そういうことはあるのですけれども、子供自身が「こどものまち」をつくるというのはとても重要なことらしいのですね。

それは、例えば先ほどもご紹介しましたけれども、ミニ・ミュンヘンというのがあって、ミニ・ミュンヘンというのはミュンヘン市でやっていることで、それは何年も前から紹介されているのですけれども、ミュンヘンで子供がミュンヘン市の市民になって、ちっちゃな町をつくるのですね。それで、市長さんがいたり、銀行があったり、そういった形で、子供たちが市民権を持って、お金をもらって、お店屋さんになりたい人はここにきょうはこのお店屋さんになってもいいよという形で、夏休みか何かにまちづくりの参加をする遊びを展開するのですね。

これが私はとても重要だなと思うのは、今の子供といいますか、子供たちが本当に成育環境がどんどん、どんどん劣化していて、例えば道路は全部舗装されていますから、空き地で何かをして遊ぶということもできませんし、私が子供のころでしたら、山に登って山の中で道をつくっていくとか、基地をつくっていくという遊びは、家をつくって遊ぶということは、多分この年代の人たちだったら恒常的な遊びだったと思うのですね。

ですけれども、そういった遊び自体がもうできない、そういったイメージ自

体ができなくて、ゲームで何か町をつくるゲームみたいなものがあるらしいのですけれども、そういった遊びをする子供は非常にゲームの中でも特殊な部門のゲームになっていくと思うのですが、そうではなくて実際に子供が町をつくって、そこで参加して遊ぶということ、参加するということがミニ・ミュンヘンとか、ミニいちかわとか、ミニさくらとかいう1つの「こどものまち」づくりの行事なのですね。

それはかなり、私は子供にとっては町政参加の有効な手段になると思っていますのですよ。遊びで参加するわけですから。そういうふうなところまで展開しなくても、少なくとも今の段階だと、子供が子供のためのお祭りを企画していく、その中に参加していくという形で、子供たちがまちづくりに入ってくれるなというのは、成人式を見てそう思ったのです。

あの人たちがこうやって、すごく自分で企画して生き生きして、なかなかない発想で、やっぱり子供の発想というのは豊かだなというふうに思ったのですけれども、そういったものを生かせるような企画が嵐山町の中になんとか、講座をつくるとかいうのではなくて、そういったものを働きかけていただければ、多分その中から子供たちが自分たちでこういったことをしてみたいというふうなボランティアふうなことができると思うのですけれども、そういったものを何か子供が、例えば本当に「こどものまち」ののではなくても、「こどもの日」の行事でもいいと思うのですね。

それを子供たちがどういうふうな形で行事をつくっていくか、それを働き



かけていって、恒常的なものにしていく。1年に1回でも2年に1回でも、各ふれあい交流センターや学校ごとでもいいし、1年間の嵐山町全体でもいいし、それは集まった人たちが決めていけば、そしてサポートしやすい形でやっていけば、子供が何とかまちづくりに参加していくというふうな方法がとれると思うのですが、いかがでしょうか。これは町長です。

○河井勝久副議長 岩澤町長。答弁をお願いします。

○岩澤 勝町長 これも本当にいい話だと思うのですね。というのは何がいいかなというのは、要するに引っ張り出すということなのですよ。みんなが集まって何かをやる、こういうことが少ない。今もおっしゃいましたように、何とかゲームをしてしまうとかという、個人でやってしまうというようなことでなくて、人が集う、人と人とが話をする、そういうようなことが今一番欠けているのだというふうに思っております。ですから、本当にそういうような形になればいいなというふうに思っています。

それで、今お話を聞く中で、私もある、これを何で見たかちょっと思い出せないのですが、子供たちが商店街づくりというので参加、何か記事に載ったことがあったと思うのですが、自分たちで何か販売をして、お店をつくって販売をして、それで何がよく売れたとか、こういうものは売れないのだとか、それで売る過程の中でこういうふうにしたらよかったとか、悪かったとかいう話になったとかいうようなことも記事で何か見たことがあります。そういうようなことというのは確かにいいと思うのですね、いろんなことが学べて。

ですから、祭りをつくるとか、「こどものまち」をつくるとかいうようなこと、それでそれらを生かす子供が作ったものにまた子供が参加をする、全く理想なことだと思っておりますが、これが、今議員さんがおっしゃるように、最初からそういうわけにいかないだろうということだと思っておりますね。

ですから、交流センターの中に、議員さんと同じような考えのお母さん、あるいはお父さんたちが集まって、子供たちにこういうことをさせてみようではないか、この指とまれが何人か集まって、それで祭りをしてみようではないかとか、町をつくってみようではないかと、商店街で売り出してみたいなことをやってみようではないかという人たちが集まってやっていただく、ぜひそういうようなことをしてもらえればありがたいし、そういうようなことをやらうような雰囲気づくりができていけば、交流センターとしてねらいどおりな方向に行けるなというふうに思っていますけれども。

○河井勝久副議長 渋谷議員。

○13番(渋谷登美子議員) これは、お父さんやお母さんに来てもらってやるというのではなくて、先ほどもお話ししていますように、コトナ、若い人たちが中心になってやっていくということが1つのポイントだと思っておりますね。そのところで、若い人をどうやって引っ張り出すかということがとても大切で、そのところでこの前からもお話ししていますように、文化スポーツ課で若者のことをやっていくというのはちょっと無理があり過ぎるのではないかなというふうに思っているのですね。

そのところをどういうふうにつなげていくか、これは交流センターのこれからの位置づけになると思うのですけれども、まだ全然未定のもの、お話を聞いていると未定のものですが、でも実際にはその中でどうやってつくり上げていくかというものがあ程度アウトラインみたいなものがないと、それができていかない。

とにかく若い人が町に入ってこなくてはいけないというのは、これがとても大切なことで、今、熟年者が中心になった町ですけれども、熟年者がやがて亡くなったときに、若い人が今の状況だったら町に入っていないですよ。それを育成していくためにも絶対に必要なことなので、若者をどういうふうにして働きかけるかというときに、やっぱりふれあい交流センターは文化スポーツ課だけではなくて、こども課も一緒に入って、そして子供、若者という形の一つのイメージですか、私は子供のことは本当は、若い人までのことはこども課である程度把握していただいてというふうに思っているのですけれども、そのところが非常に難しいような分け方になっていますので、そのところをどのようにしていくか。

若者が入っていくためにどのように、お母さんやお父さんではなくて、若い人ですよ。だから、コトナというか、10代後半ぐらいから20代後半ぐらいまでの方、30代の前半でもコトナというふうな立場になるかもしれないのですけれども、その人たちをどうやって嵐山町に引きつけていくかということの案を伺いたいと思います。

○河井勝久副議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今、30代まで入るかなというようなコトナの話がありましたけれども、30代でコトナではしょうがねえなと思うのですけれども、議員さんが言っていることはわかるのですよ。わかるのだけれども、やっぱり子供が集まらない、最初から無理ではないか、それではお父さん、お母さんたちに時間的な余裕がある人たちに手を挙げて、そういうものに参加をしてもらおうと、いや、そうではないのだよ、コトナではなくてはというような話なのですけれども、だれでもいいと思うのですね。こういうことをやろうよという人たちが交流センターに集まって、それでその中で何かやろうということが起きてくると思うのですよ、人が集まれば。

それで、その中にこういうことをやりましょうよ、今度の水曜日の何時から集まるのですけれども、皆さんも集まってくださいというようなものを見て集まる人がいるとか、そういうところから始まっていくのでいいのではないかなというふうに思うのですね。何かこども課が参加をしなければいけない、あるいは文化スポーツ課ではだめだとか、あるいはこっちではどうだとかということではなくて、もっとフレキシブルな感じで、もっと広い、そういうような形に考えているのですけれども、ちょっと何か考え方が少しずれているような感じは私もしています。だから、議員さんもしているのではないかと思うのですけれども、ちょっと最初から言っているとおり、自助、共助、公助、要するに公が敷いたルールでなくいきたいというのが基本的な考えであります。

○河井勝久副議長 渋谷議員。

○13番(渋谷登美子議員) これなかなか難しいことだと思うのですが、若者とのパートナーシップですよね。要するに若者とのパートナーシップをどうつくり上げていくかということが、多分これからの嵐山町にとってもとても大切なことだと思うのですね。そのこのところのパートナーシップをつくり上げるのに、この前は放課後子ども教室の場合は何人か若い子が核になってやってくれましたよね。25～26の子ですか、その子が核になって来てくれた。そういった子供たちが核になっていかないと難しく、これはではちょっと手を挙げてというふうな形ではなく、やっぱりちょっと仕掛けをして働きかけていくというふうな中でつくっていかないと、若い人の輪というのは広がらないと思うのですね。

これは、この前、京大のインターネット入試の問題がありましたけれども、そういった感じで全然発想が全く違っているわけですよね。その発想の違う人たちを嵐山町に来て、そして町の中でやっていくというのは、やっぱり若い人が1つか2つか、そして何人か核になるような人を見つけて、ボランティアコーディネーターの人がそういうふうなことができるかもしれないし、けれども、そういったことの中から発信していくという方法がやっぱり必要だと思うのですね。

それで、これは子ども・若者育成支援推進法というのが出て、いわゆるニート支援法なのですけれども、これをどういうふうに位置づけるかといったら、

町長の前回の言葉はふれあい交流センターでやると言ったのですよ。それはまずいだろうなと思っていて、私はやっぱりそれはこども課がやっていけないといけない。そのところに、やっぱりある程度若者を、子供だってある程度そういった力を持っている子供を知っているのはこども課なのではないのですか、若者を知っているのは。

そういった部分で、いきなり熟年者と子供とが、さあ手を挙げてやりましようというのは難しくて、幾つかの仕掛けが必要だと思うのですけれども、そのことについて私はやっぱりちょっと、もとに戻りますけれども、若者の部分までも少なくともこども課がある程度、義務教育までの子供ではなくて、かかわれるような形にしたふれあい交流センターにしていけないと難しい、これは若者を引きつけていくというのは難しいと思うのですが、いかがでしょうか。

○河井勝久副議長 岩澤町長、答弁をお願いします。

○岩澤 勝町長 いつも大変すばらしい考え方だなというふうに感心をしながら聞く部分もあるのですけれども、1つには、議員さんおっしゃるいろんな事業の提案については、職員がふえていくような感じがしてしようがないのですよ。交流センターも、支所を置いたときにこういうことをやったらどうだとかというようなお話も以前ありました。

それで、今回の今のお話でも、やっぱり生涯スポーツ、あるいは町民課のところを一緒にして、今まで部屋が2つあったのを1つにして、それでこっちの部屋にもこっちの部屋にもいた人を1つに合わせて、それでできれば人

数を減らして、仕事が多くできないだろうかというのが発想の原点なのですが、けれども、そのところにはこの課の人も入ってもらったほうがいろんな仕事が発展していくではないか、こういう人をふやしたほうがいいではないかということなのですけれども、そういうふうな考え方でなくて、現状の中の職員の人数を現状、あるいは少ない人数で仕事と同じように、あるいはそれ以上に展開ができて、町民サービスが低下をしないだろうかという、基本的にそのところがありますので、おっしゃるように、これもこっちもというようなことというのは、どこまで今の嵐山町の状況でできるかなというふうに思ってしまうのですが。

○河井勝久副議長 渋谷議員。

○13番(渋谷登美子議員) それは職員の資質向上に限りますよね。それ以上のことは、少ない人数の中でやろうと思ったら、職員の資質向上、そしてあと町民のパートナーシップ、それに限ると思います。もうそれしかないだろうなと思って、次にいきます。すみません。

2番目です。今後の人権政策についてですけれども、1、嵐山町の人権政策は、今後の同和対策の基本方針における実施計画で進められている、そのように感じています。現代は、ITによる人権侵害、男女の固定的役割分担による男女不平等、非正規労働による貧困、薬害、アジア人女性の人身売買など、多様な問題が広がっている。人権政策の展開は、埼玉県や比企郡市同和対策協議会に依拠するのではなく、嵐山町独自の展開が必要で

あると考えますので、その考え方を伺います。

2番目として、嵐山町の人権政策は、部落解放同盟比企郡市協議会との年3回の交渉、それから部落解放を愛する会との交渉、部落解放正統派との会議より、各団体が開催する研修会、説明会等へ職員が要請に従って参加することの対応が主です。比企郡市人権教育推進協議会、比企郡市同和対策協議会とともに協議して、職員数、予算を勘案して、そしてバランスのよい人権政策を確立することを求めたいと思います。

3番目です。人権教育推進協議会は、現在、吉田集会所で開催されていることが定例化しています。ところで、人権教育推進協議会というのは、社会的同和を解決するという場ではないわけですね。嵐山町人権教育を推進するという場です。であるために、そのことを検討したり評価する場でありま。その場合、吉田集会所で人権教育推進協議会を開催するのではなくて、ふれあい交流センターや役場において開催すべきだと思いますが、その考え方を伺います。

以上です。

○河井勝久副議長 小項目(1)から(3)までの答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

まず(1)でございますけれども、ご案内のように、今後の同和対策の基本方針に基づく実施計画というお話がございました。これにつきましては、



皆さんご案内のように、同和問題の解決のための特別措置法が平成14年3月末で終了いたしました。33年間続いた特別対策によって、実態的差別については、おおむね解消されてきているのではないかと。ただ、心理的差別については、特に結婚だとか就職問題については、なかなか解消されてきていないと、こういう状況でございました。これに基づきまして、国は、今後は所要の一般対策によって対応していくというふうな方針が出されたわけでございます。

したがって、町におきましては、特別対策終了後の同和対策をどのようにしていったらいいのかということで、基本的な方針を作成したわけでございます。

主に3つございます。1つは、特別対策が終了した後に、一般対策へどう移行していくのか。そして、もう一つは、人権行政の重要課題として同和問題をとらえていくのだと。そしてまた、差別意識の解消に向けた教育啓発の推進、この3つを基本的な方向として、これに伴う実施計画というものを作成したわけでございます。

当初の計画の期限については、平成15年から19年度と、その後、その間、いろいろ全国的に、例えば戸籍の不正の取得があった。あるいは児童虐待、DVの問題があったというようなことも、いわゆるさまざまな人権問題というのが出てきたわけございまして、この実施計画というのを見直しを行ったわけでございます。

現在の計画は、平成20年から24年度までということになっておりまして、この見直しをしたときには、いろんな、先ほど申し上げました人権問題の、当然町の中にもいろんな担当課がございますから、そういう方たちの参加のもとに、新しい実施計画というのは作成をされていまして、それに基づいて今実施をされているというような状況になってございます。

また、一方、埼玉県においては、人権施策の推進の指針というのを定めまして、これは平成14年から平成23年までの計画でございまして、さまざまな人権問題について、この指針に基づいて対応していると。

そして、一方、比企郡市同和対策協議会については、同和問題の解決を目的に、昭和46年に9市町村によって設立をされて、その後いろんな事業を実施してきてございます。

特に、最近では先ほども申し上げましたように、いろんな人権問題があるということで、この比企郡市同和対策協議会においても、人権についてのリーフレットの作成をしているということもございます。これは、皆さんご案内になったかと思いますが、さまざまな人権問題をとらえたリーフレットになってございます。

そして、最近ですと、戸籍の謄抄本、あるいは住民票の不正防止のための住民票の写し等の第三者にかかわる本人通知制度、この導入について検討しておりまして、一定の方向が出されたわけでございます。

そしてまた、もう一方、就職に関する公正な採用選考に伴う研修会、こう

いうものもこの協議会を中心にして行っているわけでございます。

一方、議員ご案内のように、嵐山町としてどういうふうに展開をしていったらいいかというふうなお話がありました。当然、町といたしましても、県の指針、あるいは比企郡市の同和対策協議会と同じような方向でやっていくものもございませうけれども、特に独自の方策として、ここのところ新しい取り組みをしております。

今年度の、ちょっと申し上げますと、人権問題の研修会というのが行われまして、これについては中学校の校長先生に来ていただいて、人権教育の現状と課題ということで、さまざまな人権問題について研修を行ってございます。

そしてまた、一方、職員研修においては、男女共同参画社会を指してということで、DV被害者の支援についてということで、越谷市の男女共同参画の支援センターの所長さんに来ていただいて、そういう問題についても職員の研修を行っております。

また、一方、人権問題の企業研修については、就職差別等の問題もございまして、身元調査と同和問題という形の研修を行ってございます。

したがって、比企郡市同和対策協議会等一緒に行ったものは当然でございますけれども、そのほか、できるだけ嵐山町としても、人権問題を広くとらえて、いろんな今後も研修等行っていきたいなというふうに考えております。

(2)のところでございますけれども、これも皆さんご案内かと思っておりますけ

れども、同和問題については人類普遍の原理でございます、人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に、国民的課題であるという同和対策審議会の答申を受けて、長い間、先ほど申し上げました国の特別対策によって、国、地方自治体、そして運動団体がそれぞれの役割を果たしながら、同和問題の解決について取り組んできたところでございます。

これも先ほど申し上げましたけれども、特別対策が終了した今日でも、戸籍の謄抄本の不正問題、最近ではインターネットでの誹謗中傷、こういうものが書き込まれる事件などを背景に、運動団体からの交渉あるいは研修会への参加要請によって、県内すべての全市町村がこういうふうに研修等に参加しているわけでございます。

特に比企郡について、運動団体といっても、たくさんいろんな団体があるわけですね。そして、先ほど議員さんご案内の3つの運動団体については、同和問題に関する民間運動団体の比企郡市統一基準とございまして、これに基づいて参加をしているわけでございます。ここの団体とは職員、行く場合には1人ですとか、そういうさまざまな決めがございまして、それに基づいて現在対応しているわけでございます。

今後の人権政策につきましても、今度の第5次の総合振興計画の中でも、当然のことでございますけれども、同和問題はさまざまな人権問題の一つとしてとらえ、幅広い人権について取り組んでいきたいと考えております。

また、今度、機構改革におきまして、人権担当地域支援課の中ということになりましたので、当然男女共同参画等の事務もそのところで扱っていくようになりますので、今後また新しい展開も考えられるのではないかなというふうに考えております。

3番目の問題でございますけれども、人権教育推進協議会については、同和問題をはじめとするさまざまな人権、女性、子供等に関する問題を解決するために、人権教育の振興を図り、もって明るい地域社会づくりに寄与することが目的とされて設置してございます。

組織については、現在 40 人以内ということで、行政関係の職員、小・中学校長、そして小・中学校の幼稚園あるいは人権教育の主任とか社会教育委員、公民館長等たくさんの方々によって組織されてございます。

現在会議は年2回ほど開催されておまして、さまざまな人権問題について話し合いが行われております。

開催の場所につきましては、今議員さんご案内のように、吉田集会所で開催をしているところでございます。

その会議を、ふれあい交流センターや役場で開催すべきとのご質問でございますけれども、このような場所で開催することもそれは可能かなというふうに思っておりますので、今後の検討の課題にさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○河井勝久副議長 渋谷議員。

○13番(渋谷登美子議員) すみません。1番、2番、3番、ちょっとまとめた形になると思うのですけれども、再質問します。

私、同和団体補助金という形で検索しましたら、インターネットで検索しましたら、京都市がずっとヒットしてきたのです。京都市では、京都市同和行政終結後の行政のあり方総点検委員会というのをつくりました。これは、京都市の場合は、同和団体の補助金が詐取されていたというので、返還が勝訴になったのです、住民側の。それと、京都市の場合は、職員もかなりいろいろな方が、そういった形の雇用の仕方があって、それが問題になったということで、これはかなり有名な問題だったらしかったのですけれども、さらば同和中毒都市と、こういうふうなものに書かれていたり、いろいろするのですけれども、京都市同和行政終結後の行政のあり方総点検委員会というのでは、こういうふうになっているのです。

この委員会の運営に当たっては、市民の不信感を払拭する点からも、観点からも、ともすればタブー視されがちであった同和問題に関する審議を徹底的にオープンに行うことにより、市民の関心を高め、ひいては同和問題の解決に資するよう、すべての委員会を公開で行うとともに、委員会資料や議事録についても委員会の事務局である京都市文化推進課のホームページにおいてすべて公表したという形になっていて、それでさらに言われているのは、その結果、同和問題というのは、旧同和地区の環境改善が大きく進

み、住民の生活実態、ニーズも変化する中で、今日の時点から振り返ってみて、過剰な面があったと言わざるを得ず、またそのことが住民の行政に対する過度の依存を生み出し、住民の自立の妨げとなっている側面があると言わざるを得ない。結果として少数の団体、サークスだけの利用にとどまっているというふうな形で、これはコミュニティーのものを書いていたりするのですけれども、今までの同和行政が、京都市の同和行政が、マイナスの側面をつくり出していた。であるから、この同和行政を終結して、今度はこれになるのですけれども、京都市人権文化推進計画を確立するというふうな形でつくっているのですけれども、その中では、もう同和行政というのは、ある程度時代の要請に合った、必要な改革を見直しを行わなくてはならないという形になっているのです。そして、京都市人権文化推進計画というのができまして、そしてその中では、いろいろあるのですけれども、人権というのは、各省の各課題というので、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、外国人、外国籍市民、感染症患者、ホームレス、その他の課題というふうな形で、これは各省の課題なのですけれども、それぞれの人権政策に関しての人権計画をつくっているのです。

嵐山町の場合は、それがなくて、いきなり今後の同和対策の基本方針における実施計画のみで進んでいるために、嵐山町の人権計画というのがまるでない形になっていて、そして人権政策は、これですよね、私も驚いたのですけれども、年 38 回でしたか、行政が研修を受ける、同和対策の問題で、

年 38 回だったと思います、研修に行くのが。ほかのものに比べて余りに大きくて、そしてその講演の内容というのですか、資料を見ましたけれども、これを毎回毎回同じ職員というか、ある程度の一定の職員が同じことを何度も何度も繰り返して、これが一体嵐山町の人権政策にどれだけ貢献するのだろうかというふうな形を非常に強く受けました。

嵐山の場合、このように人権政策自体を全体としてトータルにつくっていくという方針がないのです、今。その政策の方針をつくるようにと第5次総合振興計画でも書いたのですけれども、パブリックコメントにも書いたのですけれども、その部分は全く反映されていなかったというふうに思っています。

嵐山町の場合は、そういった意味で、独自の人権政策、嵐山町の人権政策、例えば障害者の問題、それからすべての担当課です。女性にかかわる部門、それから高齢者にかかわる部門、それから児童虐待にかかわる部門、それから貧困にかかわる部門、それからいろいろな部門にかかわると思うのですけれども、そのものがトータルとして、人権政策を確立していくというふうなものがないといけないと思うのですけれども、その点についての考え方を伺いたいと思います。それを伺いたいと思います。

○河井勝久副議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答えを申し上げます。

考え方は全く同じかなと思っております。それは先ほど申し上げましたように、人権政策の中の一つの課題として同和問題もとらえていくということで、



先ほど申し上げました基本方針、そして実施計画というのができてございます。

先ほど申し上げましたように、実施計画の見直しを行ったときに、さまざまいろいろな人権問題が世間にいろいろ取りざたされておりましたので、いろいろな担当する課、女性問題、あるいはDVの問題、そしてまた虐待の問題、そういうものを担当する課の職員が集まって、この今の実施計画というものが見直されたわけでございます。

したがって、先ほど申し上げましたように、今の計画が24年度までということでございますので、いずれまたこの計画も見直す時期が来るのかなというふうに思っています。そのときには、当然その時々いろいろな人権問題があるというのは、それなりにあると思いますので、そういう問題をどうとらえて、今議員がおっしゃるように、人権の実施計画というのですか、いうものをどういうふうにつくっていったらいいかというのは、今後の課題かなというふうに思っておりまして、先ほど議員ご指摘のようなことも当然念頭の中に入れながら、この実施計画というのをつくっていくようになるのかなというふうに考えております。

○河井勝久副議長 渋谷議員。

○13 番(渋谷登美子議員) では、それはそのような形で、タイトルとしては、今後の同和対策の基本方針における実施計画という形ではない、新たな人権計画というか、同和という形の言葉が出てこない人権政策というものを、

少なくともタイトルの中には出てこない、そういったものでないといけないと思うのです。これはちょっとなというふうに思っています。

次ですけれども、人権政策ですけれども、今の場合ですと、嵐山町の人権政策は、今年の講演会というのは、確かによかったというふうに聞いています。もう1回、田中先生という方の講演に関しては、行かれた方の話を聞くと、とてもよかったので、もう少し聞いていたかったというふうに感想をいただいています。そのような形で発展してきているのだと思いますが、職員研修です。人権政策というのは、今の場合、嵐山町の場合、21年度、22年度見ますと、ほとんど部落開放同盟の求めてくる人権研修への要請へこたえるというふうな形で進んでいるというふうに考えています。

考えるのですけれども、これだけの人員をそれぞれ、人権の職員数が少なくなっていて、財政が少なくなる中で、こんなことをやっていたら嵐山町は破綻してしまう、そのように考えていますので、これは職員研修、すべて部落解放同盟や、それから正当派ですよね、それから愛する会ですか、それから要請されるものは、もう嵐山町のほうである程度選択していく、何回までに決めるというふうな形を決めていかないと、これは大変なことになっているなというふうに思っています。

京都のほうですけれども、京都のほうでは、今の職員が職員研修に行きます、同和問題の人権研修、それが無駄であるという形で訴訟になっている状況になっていますけれども、私もこれは、本当に、何のために嵐山町の職

員はこの人権政策の研修に行くのだろう。どこに生かされているのだろう。町政のどこに生かされているか全くわからないような形での人権政策を行っていくのはまずいというふうに考えていますので、このことについては、比企郡市同和対策協議会とも、これは一緒にやっているというふうなことで考えていますので、協議していただきたいと思います。

特に驚きました、私は。私は広島県三原市の生まれなのですが、昨年、三原市にまで職員が研修に行っているのです。部落解放同盟の研修事業で。そのくらいまで、嵐山町の職員は、すべての要請事項を、要請されているものを受け入れている。そういった状況になっているので、これは考え直していただきたいと思いますので、それについて伺います。

○河井勝久副議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、比企郡市の同和対策協議会ございまして、これの中で各運動団体に対する統一基準というのをつくっていて、その中で、この団体とはこういうおつき合いをしていきますというふうな、みんなで決めている基準がございます。したがって、先ほどもちょっと申し上げましたように、この団体の研修には、幹事団体と申しますか、9市町村の中で幹事の団体が行くとか、この団体のこういう研修については9市町村が1人ずつ行くとか、そういうふうな決めを持ってやっているわけです。したがって、今、渋谷議員おっしゃるように、嵐山だけどうだということは今のところ考えており

ません。

ただ、先ほども申し上げましたように、やはり過去の経過というのがございますから、すぐすぐこれはこうだというふうに嵐山独自で考えることはなかなか難しいのかなというふうに思っています。ただ、時代というものは変わってきておりますので、当然、先ほどもちょっと計画のお話がありましたけれども、もともとが同和対策をどういうふうに対処していくのかということのできた協議会でございますから、そこが主になるというのは、至極当然なのかなというふうに思っています。

今後は、いろんな課題もあるかと思しますので、この協議会で協議できるものについては、協議をしていくのもやぶさかではございませんけれども、当面、いろいろな行動については、比企郡市一体となって、嵐山も行動していきたいというふうに考えています。

○河井勝久副議長 渋谷議員。

○13番(渋谷登美子議員) 比企郡市の同和対策協議会ですか、会長も交代したことですし、東松山市長が交代していますよね。それなりに時代に合った形に行くように協議していかないと、このままの形で行くと問題が残り過ぎるというふうに思しますので、協議をぜひしていただきたいと思います。

これは、見ていますと、4月に1回ぐらいですか、あと人権フェスティバルとか、いろいろな形に配分されていくようですけども、そうではなくて、そしてしっかり、どのような予算を使っていったって、どこに予算が比企郡市協議会

ですか、逆に言えば、今度は。そういったところにもお金も入っています。人権シンポジウム、あるいはそういったところの予算もあるので、そういったことも含めて考えていくべきだと思いますので、ぜひこれについては、比企郡市同和対策協議会で別の形で人権政策を進めていく、その中でやっていくような形で進めていただきたいと思います。

3番目です。人権教育推進協議会の開催場所です。私も、これは1回ほどですけれども、傍聴に行きました。行ったときに驚いたのは、1人の方は自転車で来られていました。すごく狭いですよね、40人前後があそこに入るわけですから。そのところは、非常に場所として不適當であるというふうに感じました。ここで何も別の場所をすることはやぶさかでないということでしたので、ふれあい交流センターないしは役場にて開催するのが、これは嵐山町の人権教育推進協議会ですから、幼稚園から学校、そして健康福祉課長、それから子ども課長、みんな来ていました。そういったことも含めてですので、役場で開催するように、ふれあい交流センターが完成するまでは役場でするようにしていただきたいと思います。これについてはいいです。

次いきます。次に2元代表制についてです。

地方分権推進法によって、2元代表制強化のための自治法が改正され、自治基本法制定の動きもあります。議会による政策提案なども進みますが、2元代表制についての町長の見解を伺いたと思います。これは、名古屋市などでもそうですけれども、市長のほうが議会を変えていこうという提案を

して、いろいろなことが起きていますけれども、この点についての考え方を伺います。

2番目です。地方自治法第92条第2項で、特別職非常勤公務員を議員が兼ねることは、違法ではないのですけれども、不適當であると言われているのです。そういうふうはこの自治法の解釈にも出ています。これですけれども、持ってきたのですけれども。自治六法のほうにもそのように書かれています。

ところが、当議会においては、これは政治倫理条例を制定するときも話しましたし、政治倫理条例を改正するときも、これは議案にいたしましたけれども、政治倫理条例を制定するときは、これは補助金団体のほうですけれども、団体の長を辞任するということが否決にされました。そして、政治倫理条例の改正条例については、これはこの問題も出しましたけれども、否決されました。

そして、今回、嵐山町議会基本条例を制定するときに、この問題も条項として上げておきました。ですけれども、議会基本条例は、まず全会一致の項目しか上げないということになっていましたので、全会一致にならなかったもので、これもおろしました。

一部の議員より不適當であるけれども、違法ではないという解釈で、とにかくこの2元代表制を確立したものにすることができていません。これは議会の自浄作用がないということなのですから、議会の政治倫理を確立

することができない状況になっているのですけれども、私はもうしようがないなと思っています。議会がみずからその政治倫理を確立したり、辞任をするということを持っていくことができない以上、町長が名古屋市長のように、ある程度のものを出していかざるを得ないのかなというふうに考えていますので、町長の考え方を伺います。

○河井勝久副議長 それでは、小項目、(1)(2)について答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 2元代表制の(1)についてお答えをさせていただきます。

自治基本法制定の動きがあるが、そして議会による政策提案等も進むが、町長の考えはということでございます。

この動きがあるというのは、資料をいろいろいただきまして、承知をいたしております。申すまでもないことですが、民主主義の世の中で三権分立、司法、立法、行政、それぞれが機能して行ってきております。そういう中で、基本は基本中の基本、主権在民ということで憲法に記されて行っていました。

しかし、この民主主義が進む中で、成熟度によって、それと時代の要請によって、いろんな形に変わらざるを得ない、変わっていく方向がとられております。消化吸收、そして新しいステップに行くのだろうなというふうに思うのですが、その一つの動きだと思うのです。地方自治法を抜本的に改正に向けて基本的な考え方、地方公共団体のあり方をどうしたらいいのか、それ

から今おっしゃるように、町と議会の関係はどうしたらいいのかというようなことの検討が進められているというふうに承知もしております。

しかし、今申しましたように主権在民、嵐山町においては町民の皆様の考えに沿ってということで、国が進めているその改正に向けて、2元代表制の考え方とか、基本条例をつくる、地方公共団体の基本構造のあるべき姿というものが今国で行われているわけですので、町ではどういうふうにしたらいいのかというのは、国の動きを注視をしていきたいというふうに基本的に考えております。

それらによって、嵐山町はどう対応していったらいいのか、そういうことになると思います。

○河井勝久副議長 渋谷議員。

○13番(渋谷登美子議員) ありがとうございます。町長の考えは、国の対応に従ってということでした。見ながらということでした。

たまたまですけれども、文教厚生委員会は、嵐山町の議会の文教厚生委員会は、地球温暖化対策推進条例を制定しようとしています。

ところが、一方、私はこれは本当につらいなと思うのですけれども、議員の中で、議員は政策条例を提案する必要はないというふうな意見もあります。早過ぎる、国の動きに合わせてからでよいというふうな動きもあります。その中でいろいろなことをやっているわけなのですけれども、議会による政策提案というのは、わずかながらでもあるのです。今後も、多分それは自治基本



法とか、それから議会がしっかりしてきたら、議会の質が上がってきたら、そういうことは行われていかななくてはいけないことだと思うのです。それに対して、町長は、それを議員が政策提案をしてきたときに、条例というふうな形で政策提案をしてきたときに、町長はどのような形で受け入れることができるか、伺いたいと思います。

○河井勝久副議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今も話をさせていただきました。民主主義の基本というのが、申すまでもなく、三権分立ということでありまして、その中で、民主主義の成熟度によって、いろんな形のものが見直されていくべきだというふうに思っておりますけれども、それが今、このところでは、こうするべきだ、ああするべきだということはどうやったらいいのかというのは、国が決める、動いている最中のところでございまして、それらにしっかり関心を払って、それで嵐山町はどうしたらいいのか。そういう中に嵐山議会はどうあるべきなのかというのは、議会の皆様方がお考えをいただいてやっていくべきだというふうに考えています。

○河井勝久副議長 渋谷議員。

○13番(渋谷登美子議員) 国が動いているのは、名古屋市があつたり、阿久根市があつたりしたから、動いてきている。その前からもありましたけれども、大阪府の問題もありましたから、そういった形の中で動いています。でも、国の動きを見てやるというのではなく、同時に嵐山町も同じように地方自治

の動きをつくっていく。そして、嵐山町はどうするかということで、嵐山町が今後も議会の、そのことについて、国の動きをつくるのではなくて、嵐山町は町長と議会との2元代表制をどう町長はつくっていくのか伺いたいと思うのですけれども。

○河井勝久副議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今お話をしたとおりでございます、国の法治国家の日本の中で、嵐山町もきちんとした法のもとで、それに遵守しながらやっていく。それで、今、流れとして動いている中で、総務省から出ている資料による、これにもこのとおり書いてありますけれども、現行制度は地方自治法制定から60年以上経て、機能して、また定着をしてきている。

しかし、先ほど言ったように、民主主義が成熟をして、それでそういう中で、今までのままでいいのだろうかということが当然起きてくる。それらに対して見直しが始まっているわけでありまして、それをしっかり見ていくというのは、当然な姿勢ではないかと思しますので、国の動きを見て、そしてそれらに沿った形で、主権在民を考えながら、嵐山町の方法を考えていったらいいのではないかなと今考えています。

○河井勝久副議長 渋谷議員。

○13番(渋谷登美子議員) これは議会の問題になると思うのですけれども、今、統一地方選挙の前ですので、新聞などがいろいろ地方議会のことに対しての取り上げています。

この中で、朝日新聞なのですからけれども、おもしろいのですよね。これはすごいなと思ったのですけれども、自治の主役は議会、議会は自覚を。結論から言えば、議会の質は低い。首長が提案した議案をすべて無修正で可決する。議員はみずから政策条例をつくろうとしない。賛否が分かれた議案に対する個々の議員の投票制度も公表しない。賛否の公表は議員の議決責任をはっきりさせるので、議論が濃密になる。公表する議会は公表しない議会に比べて議案を修正する割合が2倍高かったという形なのですからけれども、嵐山町で修正案を出しても否決されるということは、まず今のところではわかっていることなので、それもなかなかできないことなのですからけれども、伺いたいことがあるというのは、例えばこれからもそうなのですからけれども、議会は政策条例を提案していくと思います。そのときに、それをどの程度まで町長として、これから議会が政策を提案していくときに、町長はどのような形で受け入れることができるかということ、その場その場によって、そのときの議会の議案の条例によって違うのかもしれませんが、それをどのような形で受けとめることができるか、伺いたいと思うのですけれども。

議会が政策を条例として提案していきます。それはかなり今の状況では難しい、職員の方が頑張ってやろうと思ったら、できるかもしれないし、ちょっとやっぱり難しいなと思ったら全くできないかもしれない。そういうふうなことになっていかざるを得ないので、それを議会が政策提案をしたときに、町長はそれをしっかり受けとめて、職員が実施するようにすることがで

きるかどうか、伺いたいと思うのですけれども。

○河井勝久副議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 当然のことですけれども、議会が提案をして、それが議会で通った内容については生きてくるものですから、当然だと思うのです。それがどうなるという、途中の経過については、その都度、その都度、どういうことになるか、わかりませんが、通って、生まれたものについては当然のことですけれども、それは生きたものだというふうに思っています。

○河井勝久副議長 渋谷議員に申し上げます。あと質問時間 16 分です。

渋谷議員。

○13 番(渋谷登美子議員) すみません。1 番についてはいいです。2 番目のことなのですけれども、これも国の動きに合わせて、国の動きを見ながらやっていくということで、私はこの 2 番目の問題は、非常に大きな問題を含んでいるなというふうに思っています。特に嵐山町の場合は、何度も話をしていのですけれども、一つは私的諮問機関の委員に議員が何人かになっています。それを辞任していただきたいというふうな形で思っていますけれども、本人が辞任しようとしないうえに辞任できないし、そういった条例もつくることできない。それは、ほかの議員の皆さんがそういった議員をかばいますから、だからできない。

それについて町長は、この問題について、2 元代表制をしっかりと執行していこうと思うのなら、少なくとも議員を私的諮問機関の委員にするというふ

うなことをやめていく要綱なり条例なりを制定していただきたいと思うのですが、これは本来、議会側が政策として、議員の自浄作用、あるいは議員の政治倫理として行わなければいけないものなのですけれども、嵐山町議会では、それができない。そういうふうな状況になっているのは、これで3度目なのです。ですから、町長のほうから出していただいて、しっかりした2元代表制を確立したいと思います。

特に、このことについて言えばもう一つあります。私は、監査請求をしたのですけれども、監査委員が補助金団体の、議員選出の監査委員が補助金団体の代表でした。そして、代表監査委員が補助金団体の幹事でした。ですから、監査委員の会議録を見てもみたら、監査が不能だったのです。そういったことが嵐山町の議会で起こっていて、監査自体が形骸化しているというふうなことが起こっています。ですから、議会が自分たちで政治倫理を確立することができない。自浄作用を発揮することができないわけですから、町長のほうは、町長のほうでそれしっかり確立しないと町の問題を解決できないと思いますので、その点について伺いたいと思います。

○河井勝久副議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議会の内容についてどうこうというお話ですけれども、2元代表制と言いながら、そういうようなことというのは、どうなのかなという感じがするわけです。そして、審議会などの附属機関及びその他の機関の委員の委嘱につきましては、法律に特別の定めのあるものを除いて、議会にお

いて決定をしている申し合わせ事項を尊重して対応してまいりたいと思います。議会をしっかりと尊重して取り組んでいきたいと思っています。

○河井勝久副議長 渋谷議員。

○13 番(渋谷登美子議員) そののところなのですけれども、例えばこれが、私は何ともいえない複雑な問題を抱えているのですけれども、名古屋の河村市長は、そのところは報酬を半減するというふうな形でやって、それは住民もそのところでは、同じ思いがあったので、トリプルで河村さんは勝ってしまったわけなのですけれども、そういった形でも、やっぱり議会に任せておいてはもうだめというふうな部分が、この新聞記事にもありますように、議会の質は低い。結論から言えば議会の質は低いというふうな形に言われています。そういったものを上げるためには、町長のほうからの働きかけがないと、もう無理なのかな。私は、本来ならば議会からやっていくのが筋だと思うのですけれども、もう無理なのだなというふうに思いましたので、その点については、申し合わせ事項、それは総務省のあれなのかどうかわからないのですけれども、町長としては2元代表制をしっかりと確立するために、していただければありがたいなと思うのですけれども、再度伺います。

○河井勝久副議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 現状では、おっしゃるようなことは考えておりません。国でこういった地方自治法の抜本的な改正に向けてということで、総務省で取り組んでいる。それらを慎重に見守ってまいりたいというふうに思っております。

その中で、おっしゃるように、町と議会の関係の見直しの考え方というので、具体的にそれらも出ております。議会による信任決議、町による議会の解散など、議会と町が対立した場合の解決手段等が適切に行使されていない部分もあるのではないかとか、いろいろ課題があるようです。それらについても検討を進めているということでございますので、重ねてお答えをさせていただきますが、国の動きを見守っていきたいというふうに思っています。

○河井勝久副議長 渋谷議員。

○13番(渋谷登美子議員) これ以上のことは言ってもしょうがないので、次にいきます。

職員研修のあり方です。平成21年度の各課の研修数、参加職員数、経費について。(2)です。各課の研修の選択の基準は。(3)です。参加した研究についての報告義務を伺います。(4)です。研修参加の評価はどのようにしているのか、伺います。

○河井勝久副議長 それでは、小項目(1)から(4)までの答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、(1)から順次お答え申し上げたいと思います。

まず、平成21年度において各課が参加した外部機関主催の研修は、総数で217講座、参加職員は延べ354人でありました。経費につきましては、負担金等の研修費用が約70万円、日当、交通費としての旅費が約48万

円であります。

このうち、総務課が職員育成事業として職員を参加させた自治人材開発センターや市町村アカデミー等が主催する研修は 22 講座であり、参加職員は延べ 62 人、経費は負担金が 37 万円、旅費が約 25 万円でありました。

特に多額なものは、B & Gのインストラクターの養成の研修がございましたり、あるいは市町村アカデミーの宿泊を伴う研修の費用がかさんでおります。

次に、小項目の(2)の各課の研修の選択の基準につきましてお答え申し上げます。職員研修につきましては、嵐山町職員育成方針に基づき、職員がみずからの能力を開発、向上させるとともに、より高い職務水準を目指す職員を育成するために実施をしているものでございます。研修には、職場研修、自己研修、外部機関における研修とあり、いずれも職員の育成には必要なものと考えております。

このうち、外部研修につきましては、職員にふさわしい知識と能力を身につけるための階層別研修や、時代のニーズに対応した実践的能力の向上を図るための選択研修のように、地方公務員として必要とされる知識の習得や能力の開発を目的とした研修等、各課において個別業務を遂行するために必要な研修があります。この研修の選択基準につきましては、各課での判断によるところであります。基本的には、業務を適切かつ円滑に遂行し、町民サービスの向上に資するためにしよう判断した研修を受講することと



しております。

次に、小項目(3)についてお答えを申し上げます。職員は、出張用務を終え、帰庁したときは、まず口頭で報告をし、軽易なものを除き、復命書もしくは研修等復命書を提出することとなっています。この復命書には、研修、講習の内容及び受講している感想、例えば研修の成果や今後の業務へどのように生かしていく等について記載をし、報告することとなっています。

次に、小項目(4)、研修参加の評価につきましてお答え申し上げます。研修を受講したことの具体的な評価につきましては、明確な仕組みや基準を設けているわけではありませんが、現実的には、職場内における日ごろの業務への取り組みや、仕事の成果の中でどのように生かすことができたかを評価しているものであります。また、参加した職員にとって、研修の効果は、公務員としての資質の向上につながり、担当する事務においては、その業務遂行に大いに役立っていることが研修等復命書により報告されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 渋谷議員。

○13番(渋谷登美子議員) 私がこの質疑をしましたのは、人権政策の研修が余りに、内容的にもこれは一体何の研修なのだろうというふうな感じで思いましたので、それでほかの部分も入れまして、そのうち総務課にいきますと、そうすると総務課が37万で、10何万か人権関係のものです。ですの

で、報告義務を聞くだけですけれども、聞いて資質の向上という形になって  
いますけれども、これは私どもも研修に参加して、報告されて、どのような内  
容の研修であったか。そしてそれがどのように生かされたかというのは、庁  
内でも、庁内の中でしか知ることができませんけれども、町民へももっと公  
開すべきであると思いますが、その点について、ホームページなりなんなり  
でしっかりどのような研修に行つて、どのようなことをしてきたか。それをしっ  
かり報告して、これはホームページで構わないと思うのです。そして、そうい  
うふうな形で積み重ねをしていくことによって、研修の評価が町民のほうか  
らもわかると思いますし、それについての町民の評価も得ることができると  
思いますので、その点について伺いたいと思います。

○河井勝久副議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、役所が行っている研修については、さまざま  
な研修がございます。したがって、今ご案内のように、これについては、町  
民の方に報告をして、こういう研修の成果が上がったとかいうものがあれば、  
それはそういう方法も一つの考え方かなと思っております。いずれにしても、  
初めてのご提案でございますので、今後研修の中身等によって、どうだとい  
うものがあれば、それは報告をしていてもいいかなと思っております。特に  
個人的にどうだということはございませんけれども、今職員は、今度社会福  
祉士の資格を取るとか、そういうふうに個人的に自分で勉強して、そして実

際に資格を取得している方もございます。したがって、先ほどいろんな事業を進めていくためには、今後職員の人数が減っていく中で、やっぱり職員の資質の向上というのは、これはもう本当に大事なことだというふうに思っております。今おっしゃられるようなことも一つの方法かなと思っておりますので、ちょっと考えさせていただきたいなというふうに思います。

○河井勝久副議長 渋谷議員に申し上げます。持ち時間はあと4分です。

渋谷議員。

○13番(渋谷登美子議員) ありがとうございます。とてもありがたい話なのですがけれども、特に宿泊を伴う研修に関しましては、しっかり出していくべきであるというふうに思いますし、ある程度のもの、何を出すか、何を出さないかという基準はあると思うのですが、ある程度のものは公表していくという形で、職員の方も研修に参加することの意欲が上がると思いますので、その点については、今後というか、23年度ぐらいからしていただければと思います。

以上です。

○河井勝久副議長 どうもご苦労さまでした。

これにて暫時休憩いたします。おおむね10分。

休 憩 午後 3時08分

---

再 開 午後 3時23分

○河井勝久副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど藤野議長より、体調不良のため、本日は欠席したい旨の届け出がありましたので、このまま私が議長の職務を引き続きとらせていただきます。

一般質問を続行いたします。

---

◇ 畠山美幸議員

○河井勝久副議長 続いて、本日4番目の一般質問は、受付番号4番、議席番号1番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の3医療費窓口払い廃止についてからです。どうぞ。

〔1番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○1番(畠山美幸議員) それでは、副議長のご指名がございましたので、大項目5つについて質問させていただきます。ちょっと花粉症で声が出ないのですけれども、お聞き苦しい点がございますけれども、よろしく願いいたします。

まず1つ目ですが、3医療費窓口払い廃止についてでございます。

前回こども医療費の質問をしたときの町長の答弁は、医療費が増加している中で、コンビニ診療の増加、自然増があり得ること、医療費が幾らかかかるとの認識も必要とのご答弁でありました。しかしながら、比企管内で窓口

払いの廃止が進んでいる状況です。それに加え、ひとり親医療、重度医療の窓口払いの廃止もお聞きしたいと思います。

(1)比企管内で廃止している市町村の現状を伺います。

(2)町長のお考えをお伺いします。

○河井勝久副議長 それでは、小項目(1)(2)について答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問項目の1の小項目(1)比企管内で廃止している市町村の現状を伺いますにつきましてお答えをさせていただきます。

比企管内1市7町でお答えをさせていただきます。

①こども医療費については、1市7町中、窓口払いを廃止している市町は1市5町であります。

②ひとり親家庭の医療費については、全市町償還払い(窓口払いあり)であり、窓口払いを廃止している市町はありません。

③重度医療費につきましては、1町のみ窓口払いを廃止しており、その他の市町は廃止をしておりません。

次に、質問項目1の小項目(2)町長のお考えを伺いますにつきましてお答えをさせていただきます。

3医療についてのことですが、ここでは、こども医療費についてお答えをさせていただきます。現在は、医療費の窓口にて一部負担金を支払い、こども課に申請していただき、受給者の口座に振り込む償還払いを実施してお

ります。窓口払いの廃止をしますと、役場への医療費の申請行為が不要になったり、医療費請求の入力事務等が軽減されますが、反面、次のようなデメリットも発生をいたします。

①医療費自体の金額の増加が発生をします。償還払いの場合は町へ請求行為がなされなければ支払いしませんが、窓口払いの廃止を実施すれば、該当月分のほとんどが請求されるため、償還払いの予算より約 1.2～1.3 倍の増加が見込まれます。

②ですが、事務手数料の負担であります。社会保険支払基金と国保連合会へレセプト単位で手数料が必要になるため、その財源を確保する必要があります。こども医療費をベースに試算してみますと、年間 200 万円程度が必要となっております。

③の国保の特別会計の調整交付金が減額されることでもあります。試算してみますと約 285 万円が減額されます。国は医療費の削減を推進しておりますが、窓口払いの廃止をすることにより、医療費が高騰するためであります。

④実施範囲外または協力を得られない医療機関等は今までどおり償還払いとなることでもあります。対象地域は町で設定することが可能ですが、それ以外の地域または協力を得ることができない医療機関等につきましては、今までどおり償還払いとなります。

以上を踏まえて考えますと、事務手数料、また国保の調整交付金の減

額分を子供支援のための施策に有効に使っていきたいと考えておりました、  
当分の間、償還払いを継続し、医療費の推移を見守りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 今回、施政方針の中に、町長のもうご答弁が書いてありまして、医療費の支給につきましては、1度病院の窓口で支払っていただき、それを請求いただく償還払いを行っておりますが、窓口払いの廃止の要望も強くいただいております。しかしながら、窓口払いの廃止はコンビニ診療の増加や国民健康保険制度においてペナルティーを受けるなど、ほかへの影響が大きいです。町では、効率的で効果的な財政運営を目指しており、その費用をほかの子育て支援に充てるということをおっしゃっていただきましたので、ここでもうやっていただけないのだなというのはわかったのですけれども。

しかしながら、今回3医療ということで私が質問したのは、今回、予算のほうがどうなるかわかりませんが、福祉手当を一律減額ということで、埼玉新聞の3月、これ4日だったか、3日だったかの中に、障害者やひとり親の家庭の福祉手当が4月から一律に減額されるということで、生活は現状維持がやっと、減額は厳しいというような内容が書いてありました。

子育てをしていらっしゃるお母様方が病院に行くときに、ちょっとお金が、今給料日前だし、ないわというときに、子供が、私はこれ風邪ではないです

けれども、ぐあいが悪くても、ちょっと様子を見ようかしらという形で、そうしたところが、若い子供というのは、すごくよくなるのも早いのですけれども、悪くなるのも早くて、だから早いうちに病院に連れていけば、肺炎とか大きな病気につながらなかったのに、早くに手当てをできなかったために、余計に医療費がかかってしまうというようなこともあるのではないかなということで、できれば一日も早く、この近辺と同じような形で窓口払いをなくしていただければ、本当に早いうちに手を打てて、医療費が確かに1.2倍、1.3倍と今書いてありましたけれども、本当に自然増でそういうふうになってしまうかもしれないのだけれども、大きな医療費がかからなくても済むのではないのかなというような考えもありまして、窓口払いを一日も早く撤廃していただきたいなということなのですけれども、町長はやっぱりこの考え方でいらっしゃいますか。

○河井勝久副議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 窓口払いについては、前から何人も議員さんからご質問をいただいて、その都度話をさせていただいてまいりました。今お話しのように医療にかかれないということであると、これは大変なことだと思うのですが、そうでなくて、1度お支払いをしていただいて、それで25日ごろでしょうか、翌月の口座に入るということでございまして、医療費の無料化というのは無料なので。ただ、1度お払いをしていただく。そして、今風邪で注射を打ってもらったり、あるいは薬をもらったあれば、どれぐらい医療費がかかっている



のだろうという意識を持っていただく、これが大変貴重ではないかなというふうに思っております。

先日、滑川町と小川町が医療費を窓口払いをやめてということでありまして、係で調べてもらいました。それらを見ますと、1.2 から 1.3 と、1.6 はあれですけども、1.4 倍、1.5 倍、これらを嵐山町に当てはめると2倍近くかかってしまうのですね。これだけのものをただあれするのって、本当に私はもったいないと思うのです。それで、そのお金が別にほかのものに何か何とかわからなくなって使ってしまうということであれば、それこそまたもったいない話ですけども、そうでなくて、こども医療費で皆さんがご協力をいただいた分については、医療費の中で使わせていただくとか、あるいは学校の、小学校の図書費のところに戻らせていただくとか、ワクチンの接種のところに使わせていただくとかいうような形で、より有効に使わせていただいておりますので、今のところやめるという考え方はございません。

周りの市町村、ほとんどやめてやっているのですけれども、これでまた始めるところ出てくるのではないかと思うのですね、これだけ多くなってしまうと。ほんと上がってしまうのですね。ですから、かかれぬ人が我慢をしていて、それでかかれるのだというのではないと思うのです。明らかにコンビニ診療だと思うのですね。ですので、ご理解をいただき、広報等でさらに徹底をして町民の皆さんにご理解をいただいて、ご協力をいただく方向で進めていきたいというふうに思っています。

○河井勝久副議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 今1.4倍、小川と滑川がということでお話がありました、では嵐山町に充てると、その金額は幾らくらいになるのでしょうか、お伺いします。

○河井勝久副議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 これも試算をしていただいたのですが、いろいろちょっと計算が面倒くさいことありまして、額だけ話させていただきませうけれども、調整交付金、戻ってくるお金とか、それから事務費についてのあれだかとかいうのがあるわけなのですが、今も答弁の中に書かせていただきましたが、事務手数料の負担で約年間200万、そして国保の特別調整金で285万円、そしてコンビニ診療と言われているもので1.6倍というのが計算してあるのですが、これで3,200万円ですので、それに今のを加えますと3,600万円から3,700万円ぐらいの数字が出てくるというようなことでございます。

○河井勝久副議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) そうすると、やはりほかのものに充てなくてはなかなかなというような、金額を今聞いた限りだと。しかしながら、これから国がお金を出していってくれないとやれない事業だなというのがよくよくわかるので、これは国にしっかり訴えて、そういう子育て支援をしっかりとやっていただきたいなということで、本当に町長の施政方針を読んでいて、すごく町長の優しさが出ているなどは思いましたが、本当に今のお母様方の、1番目の青柳

議員の子育てしているお母さん方が相談する人がいないのだよとか、そういうところで、いろいろな手だてをしていただけるのがベストなのかなと思いますが、でも、一日も早く撤廃ができるといいなと思います。

次に移らせていただきます。

大項目の2にいきます。都市公園、児童公園の現状について。

昨年、志賀第2公園でけがをされた方がいました。現場を確認に行ったところ、随所に危険と思われる箇所が散見されました。

(1)都市公園の数と管理者を伺います。

(2)児童公園の数と管理者を伺います。

(3)遊具のメンテナンス状況、今後の遊具の改廃の予定を伺います。

○河井勝久副議長 それでは、小項目(1)から(3)までの答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 それでは、質問項目2の小項目(1)都市公園の数と管理についてお答えします。

都市公園は、町内に21カ所ございまして、管理はすべて町が行っております。

次に、質問項目2の小項目(2)児童公園の数と管理者についてお答えいたします。児童遊園地として町内に30カ所ございまして、管理は行政区と町で行っております。

次に、質問項目2の小項目(3)遊具のメンテナンス状況、今後の遊具の

改廃の予定についてお答えいたします。

都市公園と児童遊園地の遊具につきましては、町が管理しております、安全性を確保するために定期的な点検及び修理や塗装などのメンテナンスを行っております。しかし、老朽化等が進み安全性が確保できない状況となった遊具につきましては、速やかに使用禁止として、行政区と協議を行った後に撤去するように努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) まず(1)の都市公園なのですけれども、町内に21カ所ということで、管理者はすべて町がやっているということで、ここは公園としては町が管理をしているのですけれども、例えば年に春と秋と美化清掃がございますよね。そのときは地域の方がお掃除はしていらっしゃるのでしょいか。

○河井勝久副議長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 お答えします。

都市公園につきましては、21カ所ということでお答えさせていただきました。これについては、町のほうで一切管理しているという状況でございます。

以上です。

○河井勝久副議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) そうしますと、あと児童公園のほうは各行政区と町

でということなので、こちらは区で春と秋の清掃はしているのでしょうか。

○河井勝久副議長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 お答えします。

児童遊園地のほうでございますけれども、31カ所ございまして、ここについては、遊具については町で管理させていただいて、その敷地だとか、そういう部分については行政区のほうで管理させていただいているということでございます。ですから、その辺の美化清掃のときやっているところもあるし、いろいろだと思いますけれども、行政区のほうに任せているというような状況です。

○河井勝久副議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 今回、志賀第2公園なのですけれども、私が連絡をいただいて現場を見に行ったところ、お子さん連れのお母さんが1組だけいらっしゃっていて、その中で危険なところをまず最初に見に行ったところが、ゲートボール場をふだん区の方が使っていらっしゃるところがございまして、そこにゲートボールをするために砂場を、やっぱり子供たちが野球なんかやってしまうとほじくってしまうので、その穴埋めのために砂を確保してあったのですね。お砂場で遊ぶような砂で、その周りをちゃんと鉄のくいで打ってあったところを木の板で囲ってあって、ちゃんとしっかり砂が漏れないように確保してあったところが、だんだん、何年前にあれをつくったのだからわからないのですけれども、風化してしまっていて、そのくいだけが残っている状態で、た

またまそこを通りがかった男の子が塀の上からちょっとおりたところが、そのくいが足に刺さってしまったという、そういう事故があって、畠山さん、ちょっと見に行かなければだめだよというので行ったところがそういう状況で。

あと、そのときにお子様連れのお母さんに、どこかここ危険なところありますかと聞いたら、もうベンチがぼろぼろなのよとか、あと、あそこ志賀第2公園はお花屋さんと公園の間に側溝みたいなのところがありまして、フェンスのわきが50センチぐらいあいていて、子供ならすぐそこ通って、あのどぶ川みたいなのところにおりて行ってしまうような状況になっていて、そのお母さん、ここも危ないわよなんて教えてくださって、すぐ町に連絡しますねということで都市整備課に言ったところが、すぐに動いてくださって、全部、ベンチからくいから撤去していただいて、あとそのすき間のあるところも、ひもで何とか子供が入れないようにしていただいたわけなのですけれども。

何かそういう状況を、今まで地元の区の方がお掃除しているときとかに目にしているはずなのになという疑問がわいたのですね。なので、春と秋に美化清掃が、せつかく住民の方がたくさん出ていらっしゃってその現場を見るわけなので、多くの目で危険なところがあるときには、その区長さんにしっかりこういうことがあったよ、ああいうことがあったよということで報告をするように義務づけるというのではないけれども、流れをそういうふううまくつくっていけば、多くの目でしっかりそういう危険なところを早目に手を打てるのではないかなと思ったのですね。そういうことで、そういう体制づくりをし

ていけないかどうかなのをお伺いします。

○河井勝久副議長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 おっしゃるとおり、公園なんかは、危険な箇所というのは、見ればかなりあるかと思えます。そういう面を見ますと、いろんなケースでこういう事故だとか、そういう可能性がございますので、できれば行政区と町でその辺の連携をとって協力し合って、安全を確保していきたいというふうには考えております。ですから、今後、何か機会があれば、区長さんとその辺についても協議させてもらって、より多くの人目で見ってもらって、危険な箇所を回避できればいいかなというふうに考えております。

以上です。

○河井勝久副議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 今言おうと思ったことが、学校なんかは、いつも新年度、新しく1年生が入るときに、お母さんと子供が必ずその子供の通学路と一緒に歩く練習をするのですけれども、そのときに学校側に、こういうところが危険ではないか、ああいうところが危険ではないかという報告書みたいなものを出して、それを委員会、何委員会になるか、言い方がいろいろ学校によっては違うと思うのですけれども、そういう委員会で、ああ、ではそういうところは直したほうがいいねということで、委員会の方が全部、そのアンケートとったものを全部点検に回ってやっているような状況なので、しっかりとそういうふうに今やっていただけるとのことなので、やっていったほうが、これ

から町の方々もいろいろ自分たちのお仕事もありますし、そういうふうにして町の、春と秋とせつかくそういう皆さん出てきてくれる機会がありますので、やっていくのがベストだなと思いましたので提案します。

以上です。

では、次に移らせていただきます。

大項目の3です。塾に通えない小中学生支援についてということで、経済的な理由などで塾に通えない子供を支援するために、放課後や土・日曜、長期休暇に国語や算数、数学、英語など補習授業はできないか。

(1)現状を伺います。

(2)各学校での実施ができるか、または公民館などでOB教員の方や学生ボランティアで支援ができないか伺います。

以上です。

○河井勝久副議長 それでは、小項目(1)(2)について答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、質問項目3の小項目(1)の現状について伺いますについてお答えをさせていただきます。

当町においては、すべての学校において夏季休業中の補習について実施しております。小学校においては、理科、算数を4回実施し、指導者は教員であります。対象学年は、菅小が4年生以上、七小、志賀小が全学年となっております。次に、中学校であります、教科は両校とも国語、数学、英



語でありまして、実施回数は両校とも5回であります。指導者は、小学校同様に教員であります。対象学年は全学年となっております。

中学校においては、稼業日における補習も実施しておりまして、両校とも定期試験前に2日間程度実施しております。菅中は、1年生が5教科を希望者に、3年生が数学と英語を希望者プラス指名者に実施しております。玉中では、数学について指名された生徒に対して実施しております。

なお、実施しております補習授業は、経済的理由により実施しているものではないことを申し添えておきます。

次に、小項目(2)の各学校で実施ができるかについてであります。この件については、先ほど答弁をさせていただいたとおりであります。

次に、公民館などでOB教員の方や学生ボランティアで支援できないかについてお答えいたします。

ご提案については一定の意義があると考えますが、先進事例等を見ますと、学校と違う教え方をする、継続的な指導に不備が生じるなど難しいようですので、当分の間は、各学校の自主的、実情に即した補習授業を継続していただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 現在もやっていたらということ、回数は、中学校は試験前と、あとは指名したお子さんに対して。これは夏休みとかそ

ういう補習授業はやっていますよね。中学校、夏休みなのですからけれども、よろしく願います。

○河井勝久副議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 先ほど一番最初に、夏季休業中の補習についてということが夏休みでございますので、よろしく願いたいと思っています。

○河井勝久副議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) すみません。今現状はやっていただいているということで、私は余り子供に勉強しろ、勉強しろと言う親ではないので、余り小学校のうちから、小学生は本当に外で思いきり遊んで、中学ではある程度自分の行きたい学校に行ってもらいたいから勉強はしなくてはいけないのかなと思うので。どこでしたっけ、全学年にやってくれている、志賀小はすべての全学年にやったださってすごいと思うのですけれども。小学校は、中学校に上がる前に、ましてや今年度から英語、お話によると、あいさつとか、そういうような、ふだん使うような、そういうあいさつとかのコミュニケーション程度の英語だというお話をさっき聞きましたので安心したのですけれども、しかしながら、中学校に行っておくれをとってはかわいそうなので、そういうためには、高学年にはある程度塾に行っている子も今多いですから、そういうところに補習をしていただくというのは、本当にやってただけありがたいなと思うのですね。

しかしながら、中学に入ったときには、ある程度自分の目指すところの高校、ましてや経済的に厳しい方というのは、公立高校を目指していらっしゃる方が多いと思うのですね。そういう中で、ある程度レベルがあるのに、あともう一步踏み込めば、もっと70とかという偏差値のところに行けるのに、自分だけの勉強でなかなかその上までを目指せないとか、あとちょっとおくれをとってしまうとか、そういうようなことがあったときにかわいそうだなと思うので。

今回、第5振興計画の中にボランティアのこととかも書いてあったので、できればこういうボランティア、団塊の世代の方々が暇になっているという言い方は失礼ですけれども、ある程度時間がとれるのかなと思うので、そういう方々に、もしかしてそういうボランティアという形で教えていただければありがたいなと思って提案してみたのですけれども、学校と違う教え方をされてしまうと、子供もちょっと戸惑ってしまうのかなということもあるので、その辺は難しいのかなと思うのですが。学校の先生に、本当に今、学校の中でもお仕事がふえている中で大変だとは思いますが、あと冬休みですとか、受験前のそういう冬休みですとか、そういうところでもう少し手だてをしていただくとか、そういう考えはあるかどうかお伺いします。

○河井勝久副議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 先ほど最後に、各学校の自主的、実情に即した補習授業を継続して今後もやっていただければというふうな考え方

ということでお話をさせていただきました。

今、冬休みというふうなお話もございましたですが、校長会等にはお話をしていきたいと。ただ、先ほど申し上げましたように、その学校の実情とか、そういったことで、実情に即した補習授業、そういったことでやっていただきたいというのが基本ということで答弁とさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○河井勝久副議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) はい、わかりました。次に移ります。

大項目の4、緊急資金支援について。

緊急に対応できる県の緊急資金支援がありますが、手続に時間がかかり、緊急性に対応できていません。町でも対応のできる制度の構築をお聞きします。

(1)近隣で福祉資金貸付事業を実施している市町村がありますか。

(2)上限は幾らに設定していますか。

以上です。

○河井勝久副議長 それでは、小項目(1)(2)について答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 質問項目4の小項目の(1)近隣で福祉資金貸付事業を実施している市町村があるのかにつきましてお答えいたします。

現在、離職によって住居の喪失や生活費に困窮している方にセーフティネットとして、ハローワークや行政、社会福祉協議会が連携して各種制度の円滑な対応ができるよう取り組んでいるところでございます。従来の生活福祉資金貸付制度の見直しもされ、第2のセーフティネットとして住宅手当や総合支援資金貸付などもあります。これまでの生活福祉資金貸付事業につきましては、月1回の審査会の判定後となりますので、おおむね1カ月半から2カ月を要しておりましたが、新たな制度につきましては、貸付金額の上限等の制約があるものの、おおむね2週間程度の審査期間で貸し付けを行っております。

また、このほか、失業保険や生活保護を受けていない方で、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合には緊急小口資金があります。また、離職などに伴って住居を喪失し、生活維持が困難となった方に対しましては、生活保護申請などの公的給付やその他の貸付制度を申請していただき、これらの資金が交付されるまでの期間の当座の生活費の貸し付けを行う臨時特例つなぎ資金等も行っております。こうした貸し付けは3日から1週間程度で貸し付けが可能となっております。

お尋ねの比企管内での福祉資金的な生活費等の貸付事業の取り組みは、現在いずれの市町村も行っておりません。国や県社会福祉協議会等の貸付事業を市町村社会福祉協議会が窓口となって行っているのが現状でございます。

したがいまして、ご質問の小項目(2)の貸付額の上限設定につきましてはお答えは省略をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 今回、私がこの質問をしたのは、今回、失業保険をもらっている方がハローワークに行っていて、それで、3回ぐらいハローワークに通わなくては、何か判こついてもらって、そうではないと失業保険何万とかというお金がもらえないというシステムになっている中、1回か2回行けない、体調が悪くて行けないときがあって、そしたらその月がお金が一切入ってこなくて、それは大変だということで、それが12月の資金をいただく月だったのですけれども、それで社協さんへ行って、臨時特例つなぎ資金の申し込みをしに行ったところが、今は失業保険をもらっている中だから出せませんよということで却下されてしまったのですね。

それで、その方、本当にお金がない中どうしようということで、社協さんでほかで何か貸し付けやっていただけませんかと言ったら、一切そういうのはやっていないということだったのですけれども、ときがわとか小川町では何かそういうものを、貸付制度があるというのを聞いたのですけれども、課長ご存じでしょうか。

○河井勝久副議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 お答えいたします。

今議員さんのほうからお話にありました、小川町ですとか、ときがわ町をはじめといたしました近隣の市町村では、社会福祉協議会のほうで、一時的に生活費に困窮した場合などに、返す見込みのある方に対して、5万円を限度というふうな形で貸し付けを行っているというふうに聞いております。

ただ、嵐山町におきましては、社会福祉協議会のほうでそのような事業は現在行っていないというのが現状でございます。

以上です。

○河井勝久副議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) ということで、私も社協さんに、町ではやっていないのですかと聞いたら、町でもやっていないということで、その方、助け合い運動の5,000円は手続していただけたようだったのですけれども、でも、翌月からは、またしっかりハロワークさんのほうに行って、今は大丈夫なのですけれども。本当にそのとき困窮されていまして、町長、どうなのでしょう、町でそのような貸付制度を、町というか、考えていただけないでしょうか。

○河井勝久副議長 岩澤町長、答弁をお願いします。

○岩澤 勝町長 近隣で行っていると、だから、行っているのが、その近隣の町村独自事業として行っているものなのか、あるいはそのほかのところと連携をとった中で行っているのか、そういうこともちょっと今わかりませんが、連携をとっている中で嵐山だけ行っていないということになれば、これはどうなのだろうということですが、その独自事業として嵐山町だけ行われていな

いということであるとすると、今までの検討、研究が足りていないかなという  
ような感じもいたしますので、至急に社会福祉協議会の中で事業の再点検  
を試みたいというふうに思っています。

○河井勝久副議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) よろしく申し上げます。では次に移ります。

大項目の5番です。消費者相談センターの活用について。平成 22 年度  
から消費者相談センターが週4回の開設になりました。

(1)21 年度、22 年度の相談件数を伺います。

(2)町民の方への周知について伺います。

以上です。

○河井勝久副議長 それでは、小項目(1)(2)について答弁を求めます。

木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 質問事項5の小項目(1)21 年度、22 年度の相  
談件数についてお答えします。

平成 21 年度の相談件数は 22 件、平成 22 年度は平成 23 年2月末日  
で 28 件でございます。

次に、小項目2の町民への周知についてお答えいたします。

町民の方には毎月の広報嵐山に消費者コーナーと相談日を掲載してお  
ります。また、役場の庁舎入り口の本日の行事案内に掲示をしているもので  
す。



以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 今、消費者相談センターの場所が産業振興課さんの奥のほうにありまして、消費者相談センターですよというような看板も何もなくて、広報紙ではやっていますよというのは書いてありますが、何も目印がないので、どこでやっているのかなというのがわからない状況なのですね。

今回、機構改革で多分配置が変わっていくと思うのですが、今回、消費者相談センターはどこに、あのままなのか、どこか移動する予定なのかお伺いします。

○河井勝久副議長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えします。

消費者の相談コーナーというのが、本日の行事案内の一番下に、週4回の月曜、火曜、木曜、金曜というのが掲示してありまして、まず企業支援課に寄ってくださいという案内があそこにされているわけですね。それで、寄ってもらって、その部屋へ案内をして相談してもらおうというケースになっているのですね。

来年度の話については.....

〔「安藤課長で、最後なので」と言う人あり〕

○河井勝久副議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 ありがとうございます。企業支援課の南側というので

すか、窓に寄ったほうに、ちょっと囲いまして、そこにコーナーを設ける予定になっております。

○河井勝久副議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) そうしますと、やはり周知の仕方がちょっと足りな  
いかなと思います。私も週4回やっているのを、本当に議員でありながら恥  
ずかしいのですけれども、知らなくて、広報紙を見ました。そうしたところ、こ  
れちっちゃくて申しわけないのですけれども、これが広報紙の原寸なのです  
けれども、この今ピンクで蛍光ラインでしているところしかご案内がない。こ  
れではちょっと町民の方に周知が少ないかなと。

これ鴻巣市の広報紙です。もう一面全部、議会報編集委員会ではありま  
せんけれども、こういうふう的一面とっているので、どんなことを消費者相談  
センターでやってくれるのかなというのが一目瞭然で、すぐここを見るとわか  
るのですね。どういう内容を相談に来てくださいよということが、契約トラブル  
だとか、架空請求だとか、インターネット、携帯電話のトラブル、悪質商法、  
買い物商品の苦情、借金とかということで、これ見ると、ああ、ではちょっと  
私こういうので悩んでいるから、すぐ役場のここ行ってみましょうということに。  
余り件数が、さっき22件とありましたが、件数が伸びるのはいいことではな  
いのですが、しかしながら、週4回、聞きましたところ、この近辺で週4回やっ  
ているのは嵐山町だけなのですよ、すごいのですよとおっしゃられたのです  
よ。私知らなくて、熊谷まで行ってしまったのですけれども、本町でやってい

ますよと言われて、ああ、そうなのですかということ。

なので、ぜひとも、こういうトラブルの内容を相談に来るわけですから、その困ってあるところだと、ちょっと相談もしにくいのではないかなと。今消費者相談センターのある、ああいう小部屋、課のそばになくても、企業支援課さんに行けば、今度は地域支援課でしたっけ、のところに行けば、こちらですよのご案内してくれれば、やはりああいう密室のほうが相談しやすいのではないかなと思うのですけれども、副町長、頭ひねられたのでお答えください。

○河井勝久副議長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えします。

今回、来年度の機構改革によって、相談の業務をする場所が変わるとい  
う相談を総務課のほうから相談されました。それで、うちのほうへ来ている  
相談員さんは、よその大きいところだとか、いろんな他のところで相談を開  
設しているわけですね。それで、いろいろ話を聞いて、畠山議員さんが言わ  
れるように、ああいう個室でできれば一番最高ですと。ただ、よその町村で  
も、そういう困って相談しているところは幾つもあるということで、別にそうい  
う問題はありませんというようなお話を聞いて、ああいう今回の形になってき  
ているというものでございます。

○河井勝久副議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) ぜひ広報も、こんなちょびっとではなくて、ぜひ1面

で、これだけのことをやっていますということでお知らせいただきたいと思  
いますけれども、これは安藤課長。

○河井勝久副議長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えします。

広報の掲載場所というのも限られているものがあるのかと存じますけれ  
ども、担当課としては、今とっている範囲が最高の広さなのかなというふう  
に考えておるわけですね。その月によっては、今畠山議員さんが塗られている  
ところのページ、一番上から下まで掲載している時期もありますので、そう  
いうものを相談しながら検討していきたいと考えております。

○1番(畠山美幸議員) 以上で終わります。

○河井勝久副議長 どうもご苦労さまでした。

---

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○河井勝久副議長 続いて、本日5番目の一般質問は、受付番号5番、議  
席番号4番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項の1の里地里山の保全、利用についてからです。どう  
ぞ。

〔4番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○4番(長島邦夫議員) 4番議員の長島邦夫です。通告書が出してありま  
すので、それに基づきまして一般質問を行いたいと思います。

私の質問は、大項目で2点であります。私もちょっと体調不良でございまして、声も変わってしまして、ちょっと熱っぽいのですが、頑張っってやりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、里地里山の保全、または利用についてお伺いしたいというふうに思います。

嵐山町市街地周辺には多くの里地里山が残されています。この人家に接した里地里山とは、人々が生活の糧として維持、管理して育ててきた自然環境であります。社会情勢、生活環境の変化から徐々にかかわりが薄れ、管理面から衰退しつつあるのが現状であります。町では施策として、住民、行政が協働で取り組む里地里山づくり条例を施行し、多面から保全体制を進めているところでございますが、衰退した、利用が薄れた里山を、必要とされる里山に変えるのは多難が予想されるわけでございます。そこで、以下の3点についてお伺いをしたいというふうに思います。

1番としまして、平成18年に里地里山の推進委員会が発足、発会しまして、平成19年4月に条例化されたわけでございます。条例制定後の里山の保全として、土地所有者との2者の協定、いわゆる土地所有者と町ですね。それと、3者協定というのがあります。どちらにしても、町とボランティア団体と所有者の関係でございまして、そういう条例にそれで進んでいるわけですが、19年の4月ということですから、そう何年もたっているわけではないので、どんな活動が進んでいるかわかりませんので、ちょっと今回お聞きしたわけ

でございます。推移と現状をお聞きできればというふうに思っています。

2番目としまして、公有地化した小千代山でございますが、平成14年に所有者から借り受け、20年の1月に公有地化、いわゆる取得したわけでございます。町制40周年の記念事業でもあるというふうに聞いております。

この里地里山というのは、ある程度間伐または伐採が必要でございます。また、下草刈りも当然必要であるわけですが、その伐採したときの原木等が当然出てくるわけですが、その再利用の計画をどのようになさっていくのか。また、最近ではどんな活用をしているのかお聞きできればというふうに思います。

3番目としまして、今申し上げた公有地化した小千代山なのですが、里山ですから当然市街地に近いわけでございます。小中学生の自然体験、また体力づくりなどに大きな期待が寄せられるわけでございます。活用状況をお伺いしたいというふうに思います。

以上3点ですが、よろしく願いいたします。

○河井勝久副議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)(2)について。簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 質問事項大項目1の里地里山の保全、利用について、小項目(1)の条例制定後の里山保全として、土地所有者との2者協定、3者協定の保全体制があるが、町、ボランティア団体との連携などの推移についてお答えいたします。

町が平成19年に条例施行後、現在までに2者協定を締結した里地里山づくり保全地域については、千手堂地内の1カ所と勝田地内の1カ所の合計2カ所、面積合計3万7,953.86平方メートルでございます。また、3者協定を締結した里地里山づくり活動地域につきましては、広野地内の2カ所、合計1,491平方メートルとなっております。

2者協定の保全地域については、使用許可を出している団体が千手堂地内で活動する1団体であり、現在もう1団体について勝田地内における使用許可の手続きを行っております。3者協定の活動地域につきましては、広野地内の1団体のみであり、現在町で整備中の金皿山里山公園については、この団体にボランティアで活動を継続していただく予定であります。今後、保全地域への指定を行ってまいりたいと考えております。

各団体との連携につきましては、補助金等による資金面での支援のほか、イベント等の周知や開催支援、他の団体との連携に関する調整役としての支援等を行っております。

また、各団体が今後の活動を展開していく上で、新たな人材の育成が大きな課題であり、町としてもこうした人材の確保に資するイベント等での支援をさらに図ってまいりたいと考えております。

続きまして、小項目(2)の里山管理は定期間伐、伐採が必要である。原木等の再利用計画についてお答えをいたします。

ご指摘のとおり、雑木林の維持管理において、定期間伐、伐採は、森を

健全に保つ上で最も重要な作業であります。例えば町とNPO法人とが蝶の里公園等の自然保護地について、管理協定を締結し、その上で2者が協働の体制で計画的な伐採を行い、森林面積を一定量確保しながら更新を図っておりますが、その際に発生した間伐材については、協定を締結しているNPO法人がボランティア活動の中で利用するとともに、敷地内におけるカミキリムシなど昆虫類の発生場所として活用をしております。なお、他の協定を締結している里山についても同様の活用を図っております。

また、一般の方より間伐材が欲しいという問い合わせもございますが、これらについては公有地内で発生するものでありますので、特定の個人に配付するのは難しいと判断し、現在行っておりません。

公有地の里山については、雑木林の健全な管理の観点から、今後大きな面積を計画的に更新していく必要がありますので、その際に発生する間伐材の利用につきましては、現在、里地里山推進委員会でご検討いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 次に、小項目(3)について。加藤教育長。

○加藤信幸教育長 (3)の公有地化した小千代山では、小中学生の自然体験、体力づくりなど期待するものが多い。活用状況を伺うにつきましてお答えいたします。

学校におきましては、児童生徒の実態や教育課程を踏まえ、さまざまな



体験活動を行っております。ご質問の小千代山を活用した自然体験や体力づくりなどの体験は、学校の教育活動としては現在行っておりません。

子供たちの活動としては、嵐山モウモウ少年団が指導者の指導のもと、間伐作業や落ち葉掃き、シイタケコマ打ち、自然観察、落ち葉の滑り台づくりなどの体験活動を行っており、町の小学生や団の先輩が参加していると聞いております。こうした意義のある活動状況につきましては、担当課とも連携して、学校にも情報提供し、子供たちの関心や活動意欲を高めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。  
おおむね 10 分。

休 憩 午後 4時17分

---

再 開 午後 4時32分

○河井勝久副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

長島議員の一般質問を続行いたします。質問事項1、小項目(1)の再質問からです。

長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) それでは、再質問させていただきます。

非常に丁寧な答弁書をいただきまして、時間がありましたので目を通さ

せていただきましたですが、いわゆる活動地域というのと保全地域というのが分かれるというふうに思っています。保全地域のほうは、町のほうがある程度場所を特定して、そこを保全地域にして協定を結んでいくと。活動地域については、これは主に土地の所有者の方がぜひ町との協定を結んで何とか荒廃を、自分ではできないので荒廃をとめていきたいと、そういうふうに私は理解しているわけなのですが、やはり保全地域より、これからはやっぱり活動地域のほうの面積をふやしていく必要があるのではないかなというふうに思います。それは結局、今も言いましたですけれども、土地所有者の方がなかなか管理はできない。さりとて、このままでは目をつぶっているわけにもいかないと。そういうところのことで町に相談が、これからふえてくるのではないかなというふうに思います。私なんかも自分でできる限りのことはしますが、やはり年齢的な勝負もございまして、これから先どういうふうになっていくかわからない。やっぱり荒廃がどんどん進むのを食いとめるために条例までつくって進んでいるというふうに思いますので、この活動地域をふやしていくことは、ある程度は今の体制では限界があるのではないかな、ボランティアの団体数とか限界があるのではないかなというふうに思うのですが、その点を今後どのように持っていきたいのか、ちょっとお聞きできればというふうに思いますが。

○河井勝久副議長 簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 お答え申し上げます。

我々の立場といたしますと、少しでも多く管理ができていければいいかなと、このように考えております。ただ、ご指摘のとおりボランティアで活動していく団体というのが今のところ、3者協定で考えますと、活動地域で広野2区さんでお願いしているところがございますけれども、そういったボランティアで活動していかれるというのがなかなかふえてこないというのが現状でございます。まして、答弁書にも書かせていただきましたけれども、こういった団体との連携でイベントとか、そういった中で支援をしていきながら、人数もふやし、グループもふやしていけたらいいかなと思っております。

以上でございます。

○河井勝久副議長 長島議員。

○4番(長島邦夫議員) 今、答弁がありました。ボランティア団体も数も少ないのだというふうに思いますよね。やってみれば山の仕事というのはなかなか楽しいもので、自然の中で子供だけではなくて大人も活動すると体もリフレッシュするし、非常にいいのですが、取っかかりづらいという作業ですよ。ですから、子供のうちから少しずつそういうふうな体験をしていくということが、それにかかわりやすい体制をつくっていくのではないかなというふうに思います。ですから、ボランティアの数、団体の数が少なくても、そこにかかわってくる人が多くなれば、それもそれで結構でしょうし、やはりボランティアの数、そういうものは、今言ったように子供のときからのあれのかかわりが大きなウエートを占めていくと思いますので、ぜひそのような方向を多少考

えていただければというふうには思います。

それでは、2番に移らせていただきます。今は、いわゆるボランティア団体がそのところの間伐材等は自主的に管理をして使用しているというふうに理解しました。それで、その間伐材を欲しいというふうな方もいるというふうなことがここに書かれておりますが、今ではそういうふうなことを分けているというか、販売している、または上げたりなんかすることはしていないと、そういうことでございますけれども、これからそのボランティア団体の中だけで対応できていればそれでいいのですが、どんな、やっぱり15年か20年で成木というか、一般の、いわゆるクヌギの類は成木になると言われていますよね。それを定期的にどのくらいの面積から切っていくわけですが、その切ったときのボランティア団体に任せてあるということですから、その後のことは余りよく理解していないのではないかなというふうに思うのですが、今見る限りでは、いわゆるシイタケ材だとか、または一部まきにしてみたり、そのようなことが、ただの主だというふうに思います。

私、この間炭焼きの研修にもちょっと行ってきたのですが、1本の木からやっぱり原木と言われる幹の部分と、枝木と言われるところも当然出てくるわけですね。その真ん中の原木だけを炭焼きにはつくるときに使うのかなと思いましたが、そうではない、枝木まで全部使うのですね、あれ。それで、下へ積み重ねていって、いぶして炭をつくるわけですが、そういうことを、大量にこれから出てきた場合には少し考えたほうがいいのではないかなというふう

に思います。非常に技術が必要だというふうなことでございまして、なかなかいい炭をつくるのは難しいということでございますが、その炭を焼く、現在職業としている人たちもいるわけです。そういう人たちは結局炭を販売する場合には、他人の山へ、協定ということではございませんけれども、入る、2者協定ですよ。うちの山をぜひ伐採して、ちょっと間伐等をやっていただけないでしょうかと、全部切ってしまうでもいいのだけれどもというような、そういうふうな頼まれ方をして、私の知っている炭屋さんはすべてそれを一山を購入して炭焼きに使っています。無料でいただいて、ただ山の管理をするという。管理者は、その下草刈り等が当然出てくるわけです。それが結局金銭には換算できない。ただ山を維持していただく。そういう形になってしまいます。それでもいいからぜひやっていただきたいとあって、その炭屋さんと提携したりなんかしてやっているみたいです。

そういういろんな、この町内でいろいろそのことにやっている方もいるので、ぜひそういうようなものも少し検討してみたらどうかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○河井勝久副議長 簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 お答えいたします。

里地里山推進委員会でもそういったお話を出させていただきまして、その土地で処分したほうがいい、余り外へ出さないほうがいいという考え方の委員さんもいらっしゃいますし、中だけではという委員さんもいらっしゃいますし、

た。そういったことで、検討ということで前回、10月ですか、開催いたしました委員会の中では継続的に研究していくということで、今現在行っておるところでございます、炭というお話も含めて、今後検討していただければありがたいなとは思っております。

以上です。

○河井勝久副議長 長島議員。

○4番(長島邦夫議員) いろんな動き方をしている方がいるので、それを見て参考にいただければというふうなことで今申し上げました。炭にしなくても、有償にしてまきの状態で販売するのも欲しいという方がいるのであれば、無料ということはしてほしくないですが、有償でもぜひ販売できれば、その後の管理に、管理費のほうに回るでしょうから、ぜひそういうことも考えていただいたほうがいいのではないかなというふうに思います、よろしく願いいたします。

それでは、次の3番目の質問に移らせていただきます。再質問に移らせていただきます。私、学校のほうでもかなりいろいろ使っているのではないかなというふうに思ったのですが、教育の一環としては、学校教育の一環としては現在行っていませんというふうなことでございます。ですので、先ほどもちょっと話をしたのですが、やっぱり自然に親しんでいくというか、かかわりを小さいときに持つということは、将来のその子供の考え方というか、その体験が大きく生きてくるのではないかなというふうに思うわけです。よく私な

んかの年代だと、山で遊んだ記憶だとか、そういう記憶があると皆さんがよくおっしゃいますが、やはりそういうふうなときの多少の経験が今でもそれを何とかしたいという、そういうふうな気持ちに出てくるのではないかなというふうに思います。ですから、ぜひ必要だというふうに思うのですが、非常にいろいろ問題があるのかな、そういうふうに思うのですが、何か学校教育でそういうふうなところの施設を、公有地化したところなんかを利用できない、何か問題点がありましたらお聞きできればというふうに思いますが。

○河井勝久副議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 小千代山の活用状況というご質問ですので、現在活用しておりませんということで、何ら自然環境について体験をしたりとか、そういうことについては問題がございません。現に、例えば各学校でいろんな自然体験を行っていますけれども、玉ノ岡中学校では、県の寄居林業事務所の委託を受けて7年間、森林とのふれあい体験推進事業ということで委託を受けて、竹の伐採、間伐材の伐採とかチップ、まきとか、それは各学校の実情に応じてやっております。担当課ではありませんので細かい、あそこの管理、保全状況のあれはわかりませんが、先ほどお話したモウモウ少年団については、嵐山の子供もかなり参加しているということですので、今度の総振の中でも、「水と緑に恵まれたうるおいのあるまち」ということで、里地里山についてはボランティア団体等の活動を支援するなど、この里山の積極的な活用を図ることが挙げられておりますけれども、こういう中で

子供たちの活動も授業として生かされていけばと思いますし、環境教育もこれからもっともっとやらなければいけない、それから共同学習もやらなければいけない。そういう中で、小千代山については、大いに活用できるものは教育活動の中でさせていただければと思っております。

---

### ◎会議時間の延長

○河井勝久副議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

---

○河井勝久副議長 長島議員。

○4番(長島邦夫議員) 徐々に、教育長の答弁ですと、考えられることは進めていきたいと、環境教育の一環でも進めていきたいということでございますから、いい方向に向くのではないかなというふうに思いますが、里地里山ですから余り、人家に近いところを主に言うわけでございますので、そういうところでの目的で小千代山も公樹化したのではないかなというふうに思うところがございますので、ぜひその施設を使っていろんな体験ができればいいのではないかなというふうに思いますので、ぜひ進めていきたいというふうに思います。そのほかにでも、蝶の里の公園でも、やはりその散策をするだけでも、夏場の散策、または冬場は冬場の状態が全然違うわけですから、改めてそこへ行っていろんなものを見聞きするということは随分違う考え



方も出てくるのだというふうに思いますので、ぜひ進めていただければというふうに思います。

それでは、2番に移らせていただきたいというふうに思います。2番としまして、駅西の地区の活性化についてお伺いしたいというふうに思います。

商工会を中心とした中心市街地の事業の柱の一つに、外部から、いわゆる電車を利用した人たちを、外部からの客を呼び入れる「さくらまつり」「朝市」等事業もございます。町からも大きな補助をいただいて商工会で運営しているわけですが、両事業とも近隣住民との浸透、成果が出ているというふうに思います。また、まちづくり交付金での、仮称ふれあい交流センター、この間も中を見させていただきましたが、完成も間近で、完成した暁には随分利用者がふえ、また往来もふえるのではないかなというふうに思います。また、駅西側では、生活道路、いわゆるまた歩道が大きく計画されていて、23年度までにはほぼ完成するのではないかなというふうに思うところですが、そういうことも徐々に、いわゆるそれが完成すると利便性が大きく向上するわけでございます。

そこで、以下の2点をお伺いするわけですが、いろいろなこういう公共施設も整い、利便性が増しているが、東原区画整理地内、またほかにもこの駅西側、ここは空き地が目立つわけですが、人口が非常に、先ほど来問題視されておりますが、人口減少が問題視されておりますが、住宅誘致というのも区画整理には当然それが最初に目的にあるわけですから、その対策をで

きたときの、この計画中に徐々に徐々に進んで空き地というか、区画整理したところが販売されているのだと思いますけれども、できた暁には何か特別な対策をもって完璧に整備というか、住宅用地ができるのかどうか。そこら辺の対策をお伺いしたいというふうに思います。

あと、2番目としまして、駅西の公園用地というのが駅前にございます。一部東西線にかかるのだというふうには思うのですが、ほかのところの、この駅の中心地としては非常に大きな面積を占めるところでございます。その再開発が、私なんかとすると希望するところですが、何か計画がありましたらお伺いしたいというふうに思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

○河井勝久副議長 それでは、小項目の(1)、(2)について答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、質問項目2の小項目(1)についてお答えをいたします。

現在、市街地の整備といたしまして、平沢地区、東原地区の土地区画整理事業により、快適で利便性の高い市街地を目指して面的な整備を行っております。また、旧まちづくり交付金事業の中央地区として道路整備などの公共施設の整備を積極的に進めているところでございます。

今後は、この事業で整備をされた公共施設を有効に活用し、町の活性化

に結びつけることが必要でありまして、地域の人々の意見等を十分に聞きながら、嵐山町の特性を生かした、他の市町村にはない魅力ある「私たちのまちづくり」をしていくことが必要かと考えております。

また、このような取り組みが町の発展につながり、嵐山町に人を誘導できることにもつながるかと思えます。

次に、質問項目2、小項目(2)でございますが、この公園は、これからの中心市街地の活性化を図っていく上で、有効に活用できる貴重な公園用地でありまして、多目的に利用できる利便性の高い公園として整備をしていきたいと考えております。

現在、この公園に関係する道路整備の計画ではありますが、公園と駅・県道・町道に連絡できる歩行者の通行やイベント、またはふれあいの場といった多目的に利用できる公園として有効活用が図れるような道路整備をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 長島議員。

○4番(長島邦夫議員) それでは、少し再質問させていただきます。

先ほどもちょっと質問の中で言いましたが、区画整理をするということは、もちろん東原のところは、多分山林だったというふうに思います。それを区画整理により住宅地として、町の土地の有効利用ということで始めたのだというふうに思います。きょうもちょっとのぞいて見てきたのですが、一部

工事をしています、ほぼ今年度中ぐらいには完成するのだという話も聞いています。そうすると、まだたくさんの土地があいているわけですね。それで、一部民間の開発の中で千手堂に行く、町なかから千手堂に行く道がございますけれども、その途中で宅地の販売、住宅地の販売を今しています。だから、ああいうふうには何か特別に、何か業者さんでも入ってやらないと先に進んでいけないような気がするのですけれども、ぜひ町長にはそこら辺の、前へどんどん、どんどん進んでいくような、こういう景気低迷の時期ですからそんなに土地を購入して建物建てるという方は少ないと思いますけれども、ぜひ何か考えていただかないとそのままになってしまうような気がしてなりません。これが、ですから、例えば税制面の優遇ですとか、何か考えていかないといけないのではないかなというふうに思うのですが、ちょっと町長のお答えをいただければというふうに思います。

○河井勝久副議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 東原の具体的なお話ですので、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

今、長島議員ご指摘のように、東原の中の、いわゆる土地の所有者の関係で、ちょっと普通のところと違うと申しますか、あの中である企業が持っているというものがかなり多く占めているということが、ちょっと特殊事情かなというふうに思っております。会社とすれば、今後その土地をどう利用していったらいいか。例えば社員に優先的に分譲していこうかだとか、いろいろ

考えているようです。いずれにしても、ちょっとその点は少し特殊事情なのかなというふうに思っております。それと今、先ほどもちょっと、どなたかのご質問にありましたけれども、人口減少をどう食いとめていくかというのも、先ほども町長のほうからも一つの大きな課題であるというふうに言われました。

これ平沢でもそうなのですから、例えば日本全国で、各地でいろんな対策をとっております。例えば土地を買うときに若い人に住んでいただければ一定の補助金を出しましょうかとか、一定の何をやりましょうかだとかいうのもやっております。したがって、先ほど町長もお答えしましたように、嵐山の魅力のある点というのですか、それはどういうことがあるのかというのを今各課でそれぞれ、うちのほうはこういう特色があるよというのを今まとめております。したがって、できるだけ早い時期に、人口減少をどう食いとめるかという一つのプロジェクトをつくっていきたいと。その中で、例えば平沢の区画整理で、まだ保留地もございますので、保留地を仮に買っていただく方があったら、何らかの税制のいわゆる優遇措置をとったらどうかだとか、あるいは買う場合の補助を出したらどうかだとかいうものも、今度より具体的に考えていかなければいけないかなというふうに思っています。そういったことを含めながら、せっかく希少な土地を組合の事業として今、いわゆる造成をしておりますので、それは地主さんの考え方もあるかと思っておりますけれども、やっぱり町としてもせっかくそれなりの事業費も投入しながら事業を実施しておりますので、より具体的な、そこに張りついていただける対策もしっかりと研究

して、できるだけ早く取り組みたいなというふうに思っております。

以上です。

○河井勝久副議長 長島議員。

○4番(長島邦夫議員) 本当に貴重な土地なのですよ。市街化区域ってそんなに広いわけではないですから、せひ、本当はあそこが住宅で埋まってほしいなんていう、いつもそういうことを思うわけですが、なかなか、通常で言えば都心から16号線の、都心よりは今後さらに開発が進んでうまくいくだろうということですが、逆にそこから下ったところというのは、もう半分、もうこの景気のあれに左右されて、地をほうような感じでいくのではないかなとも言われているわけですね、地価的だとか、そういう土地的なものについては。ですから、本当に難しい問題だと思うのですよ。ですが、ほうっておいたら最初の開発をしたときの目的があるわけですから、ぜひいい方法を考えていただきまして、ベストな方向に持って行っていただきたいなというふうに思うわけですが。

それでは、2番目に移らせていただきます。駅西の再開発、公園の再開発計画をお伺いしますということで質問をいたしました。町長の答弁書の中にも、道路に一部かかると、そのほかにはよりよい公園的な整備をしていきたいというふうなことでございますが、非常に大きなところでございまして、何か公園ではもったいないような気もしてならないのですが、例えば町ではなかなか手がつけられないということであれば、道路が完成した暁には、何

か民間の力もかりて、何かあそこの開発ができないかなというふうな感じも思うところなのですが、いかがなものでしょうか。

○河井勝久副議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 市街化、中心地にコンビニもあったのですよね。しかし、退散をいたしました。やはり人通り、にぎわいづくりというのが一番だろうなというふうに今考えております。そういうこともありまして、路線バスの導入等も図って、少しでも外部から人に中心地のほうに来ていただきたい、そういうことができないだろうかということで、そういう計画も実施をしているところでございますけれども、なかなか願っているとおりの方にいかないわけであります。

そういう中で、通学路の整備ということで道路を歩きやすいような形にとりあえずということで、中心部が一番通学路の整備というのはおこなわれていますので、それらを取り込んで中心市街地の道路整備、そして今お話しのパーク用地等についても、駅近辺の利便性をより図るために生活道路の整備はできないかというようなこともありまして計画をしているわけですが、そういうようなものが完成しながらその中で、今おっしゃるようなそういうパーク用地がどういう形に位置づけをしていったらいいのかということになるかと思うのです。それで、民間の活力を導入したらということですが、いずれにしても今の状況では、あれだけのにぎわいが図れない場所ですので、なかなかおいそれとこういうふうな形で、どこが出るというような状況には今の

ところ見込めない現状なのですね。ですから、道路をつくり、あの辺一番最後まで下水道も整備がされていなかったわけですけれども、下水道が整備をされ、そして道路が整備をされ、通りやすいような道ができてということになったときに、またちょっと違ってくるのではないかというふうに期待をしているところでございますが、いろんな視点をとらえて、民間もそうですけれども、そのほかのことも、駅前の活性化の計画図もできているわけですので、それらを参考にしながら、また商工会等のお考えを聞きながら、これからも整備を進めていければというふうに思っております。

○河井勝久副議長 長島議員。

○4番(長島邦夫議員) ありがとうございます。最後に、民間の活力もいかがなのですかというふうにお話したのは、なかなか公的なものだけでは、なかなか難しいのではないかなというふうに思ったものですから、そういうふうにお話もしたのですが、とにかくあれだけ生活道、また歩道が整備されると随分変わってくるというふうに思うのですよね。ただ、駅前の現状を見ると、公共性のあるもの、銀行ですとか、そのようなものがあるから、いまだにまだ人が来るのですけれども、それ以外には本当に利用する方が少ないわけですよ。ですから、少しでもそういう公的なものについては、もうこれ以上は無理だというふうに思うので、ぜひそのようなことも一考かなというふうなことで申し上げました。ぜひ考えていただきまして、いい開発ができればというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。



以上で終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○河井勝久副議長 どうもご苦労さまでした。

---

◇ 松本美子議員

○河井勝久副議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号6番、議席番号12番、松本美子議員。

初めに、質問事項1の地デジ対応についてからです。どうぞ。

〔12番 松本美子議員一般質問席登壇〕

○12番(松本美子議員) 議長の指名がありましたので、12番議員松本美子ですが、項目は2項目ですけれども、質問をさせていただきます。少し体調不良といいましょうか、花粉だか風邪だかわかりませんが、せきがちょっと出ますので大変聞き苦しいとは思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、1項目めですけれども、地デジ対策についてを質問させていただきます。

まず、総務省では、地デジの完全移行に向けての最終行動計画というのが発表をされました。そういった中で、完全地デジ移行までは半年はとっくに切りましたけれども、受信障害を受けている方々、地域的にもあると思っておりますけれども、その対応、または所得の低い方、あるいは高齢者、あるいは障害者世帯というようなものについてのおくれのほうは特にあるので

はないかというふうに思っております。

そういった観点からお尋ねをさせていただくわけなのですが、①なのですが、特に低所得、あるいは高齢者、または障害者世帯に対するデジタル化の移行への周知をどんなふうに進めているのか、まずは伺います。

②といたしまして、長年、花見台の電波障害というものは町のほうでも取り組んできておりますけれども、今度は個人的な対応ということでアンテナというものが対応、花見台電波障害の対応者につきましては実施されているわけですが、これでもまた、なおかつ受信障害を受けているというようなことで、なかなか映りが悪いと。ですから、デジタル化は難しいというようなご意見等もございます。そういった観点からお伺いをいたしておりますけれども、個人アンテナをつければ終わりなのか、それともその後の対応まで含んで考えているのかお尋ねをいたします。

③になりますけれども、これはNHKの受信料の全額免除世帯に対して、あるいはチューナーの無料化というものが行われておりますし、その上にまた市町村民税の非課税世帯にもチューナーの給付の対象が広がりましたけれども、どんなふうな対応を行い、どんなふうに進められているのかお尋ねをさせていただきます。

○河井勝久副議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目①について、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 質問項目1の小項目の①「特に低所得、高齢者、

障害者世帯に対するデジタル化移行への周知をどのように進めているか」につきましてお答えいたします。

生活保護などの公的扶助を受けている世帯や障害者の方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税世帯に対しましては、平成 21 年 10 月に総務省の地デジチューナー支援実施センターより、地上デジタル放送への移行のお知らせと、NHKの受信料が全額免除となっている証明書を個々にお送りし、あわせて簡易チューナーの無償給付の申し込みをしていただくようご案内をしております。

しかしながら、生活保護世帯の多くの方がNHKとの受信料契約を結んでいないケースが多く、これらの通知が届かない家庭があることから、早目に契約手続を踏んでいただき、チューナーの無償給付の申し込みをしていただくよう町からも周知してほしいとの要請がありましたので、保護費等の受領の際に個々にお話をさせていただきました。また、こうしたことに対する相談等にも対応させていただいております。

高齢者世帯に対しましては、総務省で作成した啓発のための訪問カードが近々町に送付されてくる予定となっておりますので、民生委員さんに協力していただきまして、日ごろ訪問されている高齢者世帯を中心に訪問カードとともに声かけをお願いしたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 次に、小項目②の花見台電波障害個人アンテナ設置

状況について、木村企業支援課長、答弁をお願いします。

○木村一夫企業支援課長 質問項目1の小項目②のうち「花見台電波障害個人アンテナの設置状況」についてお答えいたします。

アンテナの設置該当者件数は28件で、2月末日までのアンテナ設置についてはすべてが完了しております。個人の都合により地デジ対応型のテレビの購入がおこなわれているため、テレビの接続ができない方が8件ありまして、その部分がおこなわれているというものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 次に、小項目②、③について、井上政策経営課長、答弁をお願いします。

○井上裕美政策経営課長 それでは、質問項目1の小項目②のうち「受信障害を受ける地域の状況と対応について」お答えをいたします。

現在町内には、地上デジタル放送を受信することが困難な地域が5地区確認されております。この地域では、個人で受信機器を整備しても、一部またはすべての放送局の地上デジタル放送を受信できない状況となっており、何らかの対策が必要で、これまで「関東広域地上デジタル放送推進協議会」より共聴施設整備等について説明等を行ってまいりましたが、今年7月の地上アナログ放送終了までに恒久的な対策が困難な状況となっております。このため地域内の方が引き続きテレビ放送を受信できる環境を確保するための暫定的な対策として、衛星放送を利用した「地デジ難視対策衛星放送」

をご利用いただくこととなっております。

この放送につきましては、町を通じて1月の配布文書とともに、対象地域の皆様に説明文書を配布しております。その後、社団法人デジタル放送推進協会が2月19日より対象となる地域内の各世帯を個別訪問し、ご案内及び申し込み等の手続を進めているところでございます。

今後の予定といたしましては、3月中に「地デジ難視対策衛星放送」の受信機器の設置工事を完了することとなっております。また、難視地域の恒久的な対策につきましては、平成24年にスカイツリーからの地上デジタル波の受信確認を行い、その状況により具体的な対策を図ることとなっております。

次に、小項目③「地デジチューナー無償給付の対応」につきましてお答えをいたします。

ご指摘いただきましたように、2011年7月24日のアナログ放送終了まで半年を切りました。国では、生活保護などの公的扶助を受けている世帯等に対しまして、先ほど岩澤課長のほうから申し上げましたように、総務省の地デジチューナー支援実施センターにより、地上デジタル放送への移行のお知らせと、NHKの受信料が全額免除となっている証明書を個々にお送りして、あわせて簡易チューナーの無償給付の申し込みをしていただくようご案内をしております。

また、地デジ化が困難な世帯に対する新たな支援といたしまして、本年1

月 24 日から、地上デジタル放送がまだ視聴できない市町村民税非課税世帯を対象とする簡易な地上デジタル放送対応チューナー1台を無償で給付する支援を始めたところでございます。この支援内容の周知につきましては、2月号の広報及び町ホームページでお知らせするとともに、役場、菅谷出張所、農業構造改善センターにパンフレットを設置し、周知を図っております。また、支援申込書が入った封筒を町民課窓口、税務課窓口、菅谷出張所窓口に設置し、支援を希望する方が速やかに手続できるような対応を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、順次再質問をさせていただきますけれども、おおむね答弁の内容でわかってまいりましたが、特に高齢者の関係でも老老世帯の関係、あるいは独居の関係にもつながってまいりますけれども、こういった方たちの対応につきましてはわかりませんが、今後、取り扱いの関係といいたまいますか、デジタル機器の、そういった部分で少し難しい部分が出てきているというようなふうにも伺ったりなんかもしております。それが1点、その辺の対応。または、視覚障害、難聴障害というような方にも関係はしてきますから、その辺の対応についてどんなふうにも町では把握をしたり、進めたり、先ほど区長さん、民生委員さんとかボランティアさんとかいろいろあるのしょうけれども、それ以外で、まず1点は把握の問題、それから現

在、ただいま申し上げたようにサポート体制といいましょうか、そういうような部分では、区長さん、民生委員さん、ボランティアさん等にもお願いは現在でもしてあるのでしょうか。

○河井勝久副議長 岩澤健康福祉課長、答弁をお願いします。

○岩澤浩子健康福祉課長 それでは、私のほうからは、高齢者ですとか障害者の方に対するの把握ですとかサポート体制の部分についてお答えをさせていただきたいと思います。

把握につきましては、実際には、今個別に通知を差し上げているというふうなことを申し上げましたけれども、実際にそういった地デジの準備ができていないかどうかについては、地デジチューナーのセンターのほうから名簿等が来ておりませんので把握のほうができていないというのが現状でございます。

それから、サポート体制でございますけれども、地デジのセンターのほうには相談があれば丁寧に対応をしていくというふうなことを聞いておりますので、相談をしていただければ個々の対応ができるのかなというふうに思っております。町としましては、福祉の担当課としましてセンターをサポートする形での協力というふうな形はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○河井勝久副議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そうしますと、各方面から対応していると、把握は

今の時点ではできていないということですので、また通知等の配布、いろいろな部分ではやるということですが、窓口に対してはそういった設置的なものは考えておりませんか。

○河井勝久副議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えをいたします。

役場のほうの窓口といたしましては、私ども政策経営課が担当しております。これまでも私どものほうで、この地デジの問題につきましては、広報でも何度となくお知らせをいたしました。そして、総務省あるいは推進協議会とも協力をいたしまして、嵐山町内で農業構造センターでありますとか、役場の町民ホールあるいは鎌形の日赤社屋等々で説明会も実施をいたしました。また、デジタルサポートセンターでは、個別の相談会というのも昨年行っておりますし、そういったことでサポート体制はできておりますし、町の担当課といたしましては政策経営課が担当ということでございます。

以上です。

○河井勝久副議長 松本議員。

○12番(松本美子議員) 政策経営のほうで担当ということ、対応はなさっているということですから、その辺の周知的なもので、何力所かで今までも実施してきたということなのですから、いよいよ半年も切りましたので、その辺のところを再度しっかりと町民に周知していかないと、どこへ行ったらいいのかなというところで、まだまだわからないというような方たちもおります



ので、特に当初、障害者あるいは老老世帯というようなところの機械的なものも使うのが難しいというようなことをおっしゃっている方たちもおりますので、その辺で一本化した窓口で、今後、政策経営課のほうでも対応をなさっていますかというふうに伺いたかったのですけれども、よろしく願います。

○河井勝久副議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 答えをいたします。

松本議員、ご指摘いただきましたとおり、7月24日まで半年を切りまして、本当にその時点になりますと、アナログ放送は7月24日の正午に本当になくなってしまって砂あらしの状態になることをごさいます。そういうこともありますので、積極的に広報等をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○河井勝久副議長 松本議員。

○12番(松本美子議員) それでは、次へ移らせていただきますけれども、花見台の関係なのですけれども、2月末ではもう対応が既に、件数的には28件が終了したということですが、この中でまだ8件の方がテレビの接続ができていないと。いろんな事情があるということですが、この中では映りが悪くて映らないというような報告等を把握しているかいないかお尋ねします。

○河井勝久副議長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 答えいたします。

8件の方は、まずテレビを買っていないので、テレビの確認ができないという状況です。それと、接続でテレビを見てもらっている方については、テレビに接続しまして映る状況を全部確認をして、確認書に判をもらって全部終了したということで確認をしていますので、映りが悪いという報告は受けておりません。

ただ、設置業者に、受けている会社に、うちのテレビ映らなくなってしまったのですけれどもという電話が2回ぐらいあったと。それは、もう使い方が間違っていたと、相手のという問題ですよという報告を受けているという状況であります。

以上です。

○河井勝久副議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、今後ともまだまだあれですか、28件が対応して、8件でしょうか、がテレビがまだ対応ができていないということで、これからも引き続きこういうものは町のほうで責任を持って対応していくということでしょうか。もし、現在でも28件の中でもまだ映りが悪いというようなご意見等も出ていますよね。そういった中では、町は何かのほかの方法と、このアンテナだけの設置だけで、もうこれからはやっていけないということですか、やりますか。よく見えて、映るようになるまでといいましょうか、責任を持っていくことしか、電波障害からの関係ですから。お尋ねします。

○河井勝久副議長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えします。

昨年度、21年度に、まずこの事業を始める前に全部個人のうちで、まず映るかどうかという確認を、予算化して確認をさせてもらったわけなのですね。その中で状況的には全部映るということで、22年度に個人アンテナに移行するというのでこの事業始めまして、そのときに説明会をして、全部皆さんに了承をもらったという状況で、設置をして、まずテレビの映りの確認をもらって承諾書をもらったという状況で、終わったものについては、個人で今後は管理をしていくのですよという了承のもとで事業を始めていますので、今後については個人で管理をしていってもらおうというものでございます。

以上です。

○河井勝久副議長 松本議員。

○12番(松本美子議員) それでは、そのような方法でいたし方ないということ。できましたらば、テレビもやはり悪いというか、娯楽の一つかなというふうにも思っていますので、映らなくなった方につきましては各自が対応といってもなかなかそれは難しい部分にもつながってきたりしておくと思うので、相談にはぜひ乗っていただきたいというふうに思いますけれども、お願いいたします。

それから、やはり地デジの関係ですけれども、町全体でいきますと映りが、受信でしょうか、の関係が、全体では5地区ほどが映りが悪いというところがあるということですが、今後につきまして衛星放送やなんかの関係で、

地デジの関係を衛星放送のほうでご利用いただくのだというような答弁でございましたけれども、そちらのほうへお願いをして、町そのもので単独では考えはないのでしょうか。お尋ねを少し、すみませんが、させていただきたいと思えます。

○河井勝久副議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 答えいたします。

町内5地区ございます。5地区の大字の一部の地域の5地区でございますが、その地域の方々には、昨年からもう話をずっとしておりまして、まず、見づらい、見えない、一部しか見えない、そんなようなところでございます。そういったところには、恒久的な対策としては共聴施設をつくっていただく、そういうことが必要になってきます。共聴アンテナといいますか、その話もさせていただきました。総務省からの補助金の内容、あるいはNHKからの補助金の内容、そしてランニングコストは1年間これくらいかかります、それから減価償却、何年か後にそれを修繕する必要がありますので修繕費用もこれくらいかかりますと。そんなようなお話を区長さんを通じてすべて差し上げました。そして、地区内で検討していただいたというふうに思っています。しかしながら、地区内でその結果がまとまらなかったということでございまして、最終的にこの衛星放送を使った難視対策になっているというのが今の現状でございます。最終的に、先ほども申し上げましたように、スカイツリーができて電波を発射して映るようになれば一番いいわけでございますけれ

ども、これが映らない場合には、そういった最終的には共聴施設が必要だと。それに対する町の助成金とかということは今のところ考えておりませんし、最終的にこれは国の仕事だということでございますので、国が責任を持って対応していただけるというふうに思っております。

以上です。

○河井勝久副議長 松本議員。

○12 番(松本美子議員) 確かに国の事業と言えば国の事業ですけども、やっぱり町民は町民ですよ。ですから、町も何らかの方法を、多少はこれからの問題ですけども、考えていき、町民全体の人のためにそういった方策を、方法を考えていかななくては私は無理ではないかと。それは、今までにも共聴の施設、あるいはその点ではNHK、総務省のほうからも、町のほうからもしっかりと説明をしてきたと言いますけれども、現実論といたしましてなかなかこれは理解に苦しむ部分もあるのではないかなということも思っておりますので、再度お尋ねさせていただきますけれども、やはり町レベルでは考えはないと、現時点ではということよろしいでしょうか。

○河井勝久副議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えをいたします。

なかなか、先ほども申し上げましたけれども、現実的に、例えば難視地区の共聴アンテナを町がつくるとか助成をするとか、そういうことは今のところ考えておりませんし、最終的にスカイツリーからの電波が出たときに見え

るようになる可能性もあるというような話も総務省の担当者はしておりました。その結果次第でとは思いますが、現時点ではそういう形でお願いしていきたいと。現実的に遠山地区などは共聴アンテナを建てて、遠山地区の皆さんが組合をつくって、運営をなさっている例もございます。そこに町が助成をしているということは今ないわけでごさいます、それと同じと考えますと、なかなか難しい問題ではないかというふうに現時点では考えております。

以上です。

○河井勝久副議長 松本議員。

○12番(松本美子議員) それでは、ただいまのご答弁で理解をさせていただきますけれども、何らかの衛星放送の関連が出てこなければ、現実的には余りしっかりとした方向が見られないというようなお話ですので、その時点になりましたら、また町では町の単独でも実施ができますように、少しお願いを要望としてさせていただいて終わらせていただきます。

それでは、項目2のほうへと移らせていただきます。森林対応についてお伺いさせていただきますけれども、言うまでもなく森林の働きは、渇水や洪水の緩和、良質な水と、水源というのでしょうか、生物の種類、いろんな生態系の関係とか、保全と景観とか、いろいろありますけれども、また土砂災害の防止ももちろん入ってくると思っています。ですから、そういった部分で森林の役割は重要なものだというふうに考えております。

そこで、お尋ねをしますけれども、①ですが、現在、嵐山町におきまして

は森林の面積は、里地里山は公有地ですが、含めまして、全体ではどのくらいを占めているのかお尋ねをさせていただき、特に今、スギ花粉もすごいですけれども、あるいはヒノキ、そういったようなものもどのくらい占めているのか、お尋ねをさせていただきます。それと同時に、間伐材の活用は、先ほど長島議員さんのほうからも出ておりましたけれども、お尋ねを改めてさせていただきます。

続きまして、②ですけれども、ほとんど嵐山町には林業所得というようなものは余りないのかなというふうに感じていますが、これは非常に厳しく、また、もちろん厳しい中にも高齢化も急速に進んできまして、もちろん就職、就業者といいましょうか、そういったものを職業とする人も見受けられないというふうに思っています。それが現状かなと思いますけれども、改めてお伺いをさせていただきます。

③ですけれども、木材の利用につきましてお尋ねしますが、木材は環境や森林のいやしの効果、あるいはエネルギーへの利用等進んでおりまして、公共建築物などの木材利用の促進法が成立した。これによりまして、非常に木材化が見直されているわけですが、今年度予定されております体育館の建設が実施されるわけですが、木材の利用についてお尋ねします。

○河井勝久副議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目①及び②について、新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 それでは、質問項目2の小項目①「森林面積は里地、里山町有地を含み、町全体の何%を占め、特に杉、ヒノキはどのくらいを占め、また間伐材の活用を伺う」についてお答えをいたします。

森林面積などの数値は、埼玉県農林部森づくり課において作成された資料からお答えいたします。

嵐山町の面積 2,985 ヘクタールのうち、森林面積が 945.64 ヘクタールであります。森林比率が 31.67%になります。森林面積のうち、杉林の面積が 85.35 ヘクタールであり、構成比が 9.03%であります。また、森林面積のうち、ヒノキ林の面積が 82.17 ヘクタールであり、構成比が 8.69%であります。

次に、嵐山町の間伐材の利用状況は、残念ながら把握されておられません、ほとんど活用されていないものと推測されます。

埼玉県において調査された資料から、県における間伐材の利用状況をお答えいたします。

平成 20 年度の間伐材生産量は、全体で1万 9,021 立方メートルとなっております。内訳としては、製材されたものが1万 1,620 立方メートル、丸太利用が 5,475 立方メートル、原材料が 1,926 立方メートルとなっております。

続きまして、小項目②「林業所得は非常に厳しく、高齢化も進み、就業者もいない状況と思いますが、現状を伺う。」についてお答えをいたします。



林業から得られる主な収入源として一般的に考えられるものは、植林して成長した杉・ヒノキなどの原木を切り出し、販売する方法がありますが、外国産の木材が大量に輸入されて国内市場の木材価格が安価であるため、山から原木を切り出す費用に見合う木材価格とならない現状であると聞いております。

苗木を植林し、下草刈りを毎年行いながら、枝打ち、間伐などの作業を経て、製品となる原木に仕上げるまでに約 50 年の歳月を要し、その間、山からの収入がない仕事となっており、林業に就業される方がいないのが現状であります。嵐山町にある林業研究会に入会されている会員も減少傾向にあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 次に、小項目③について、小林こども課長、答弁をお願いします。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、答弁に先立ち、ちょっと訂正をお願いしたいのですけれども、答弁要旨の出だしの部分なのですけれども、質問項目が1になっておりますけれども、2に訂正をちょっとお願いできたらというふうに思っております。よろしく申し上げます。

では、答弁をさせていただきます。質問項目2の小項目③「体育館建設が実施されますが、木材利用について伺う」についてお答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、木質化は、児童や生徒にいやし効果を、環境

面では山林の伐採、植林の循環のサイクルを確立することにより、二酸化炭素の吸収能力の向上や山林再生にもなります。

このことから、今後の教育施設整備に関しましては、積極的に木質化を進めていく予定であります。

ご質問にありました七郷小学校及び菅谷中学校体育館の木質化についても、できる限り実施したいと考えております。現在考えております木質化予定箇所は、次のとおりであります。

まず、七郷小学校であります。アリーナの床及び壁、次にエントランスホール及び廊下の腰壁、高さとしては1メートル程度を予定しております。

次に、菅谷中学校であります。アリーナの床及び壁、玄関の腰壁、こちらも高さ的には1メートルほどを予定しております。次に、エントランスホールの床及び腰壁、腰壁については、やはり1メートル程度を予定しております。次に、更衣室兼ミーティングルーム・ステージ・放送室及びエレベーターホール、エレベーターホールについては1・2階ございます。こちらの床及び壁、それから次に、2階多目的ルームの床及び外壁に面する壁というふうなところを木質化を予定をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○河井勝久副議長 松本議員。

○12番(松本美子議員) それでは、再質問させていただきますけれども、まず、面積的にはわかりましたから結構ですけれども、間伐材の関係を少し

質問させていただきます。今の現時点では利用していないというようなこと  
ですけれども、やはりこれはもったいないかなというような感じもしますので。  
どうしてかといいますと、チップ材にしたり、いろいろまきストーブですか、そ  
ういうようなものにも利用しているとは思っていますけれども、そういった中  
で、なかなか公有地の関係については、個々に対応というのは難しいという  
ようなお話も先ほどありましたが、やはり私の考えといたしましては、希望が  
あれば町のほうでもそういう考えをこれから持っていくというようなお話だっ  
たと思いますが、ぜひともこれはそういった方々にも周知徹底をさせていた  
だきながらボランティアもしてもらい、皆さんに利用していただく方向へと考  
えていっていただければと思っておりますのでご答弁をいただきます。

それと同時に、現時点ではチップとしてはどのくらいの量をチップ化し、ど  
こへどんなふうにご利用しているのか、まずお尋ねします。

○河井勝久副議長 新井産業振興課長、答弁願います。

○新井益男産業振興課長 間伐材の利用についてお答えいたします。

間伐材の利用ですけれども、杉、ヒノキの主な樹齢が 35 年、杉ですと大  
体 35 年、ヒノキですと約 40 年をたっためどが間伐の適期かなというふうにな  
っております。その時期に間伐をされればいいのですけれども、現実の嵐  
山町の森林において、植えてある程度の年数をたったところで間伐をできる  
方はいいのですけれども、実際問題には枝打ちまではある程度の年数が来  
たところでやられても、現実には杉で 35 年、ヒノキで 40 年、これは一つの目

安ですけれども、その時期になっても間伐もできないでいるというのが現実の問題かなというふうに思っていて、山から切り出す作業ができないのが現状かなというふうに考えております。

お尋ねの件で、間伐材の利用のもう一つは雑木ですね、クヌギとかコナラの雑木の10年、クヌギですと大体10年を目安ですか、コナラだとかそういうものの広葉樹ですと15年をめぐりに萌芽更新というような形をとられるのが一般的なことかと思っておりますけれども、これにつきましても、公有地の問題は私どもの担当ではございませんけれども、民有地のそういう雑木の利用も、昔はシイタケ利用ということで業者の方が山を買いに来たというような時期もあったように聞いておりますけれども、現在は、山から木を出すまでの、それに見合う費用にならないという現状で、それもなかなかできていないというのが現状かなというふうに認識しております。

それから、質問の中でチップの問題ですけれども、町からちょっとチップの問題、間伐材の利用がないものですから、埼玉県でお聞きした間伐材の利用状況の中で、製材、丸太、原材料という3つを、1,926立方というのが原材料の数値でお答えいたしました。その割合が、構成比で申し上げますと、製材が61.1%程度です。丸太が28.78%ぐらい。原材料としまして、チップだとかペレットになると思われるものが約10%の割合になっております。

以上でございます。

○河井勝久副議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 現在では、ヒノキにしても杉にしましても、杉山、ヒノキ山が大分傷みまして荒れていまして、その原因というのは、やはり見渡す限りでは竹が意外と入ってきていますよね。そういった中で、竹の伐採といいましょうか、反対に伐採ばかりでなくて利用でしょうか、あるいは保護でしょうか、そういった角度からやはり守っていかなければ、杉、ヒノキもやはりこれからますます荒れてきてしまうのではないかなというふうに考えているわけなのですが、その辺の方向は町のほうでは何か具体的に、林業組合等もありますけれども、考えがありますか、お尋ねします。

○河井勝久副議長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 竹がふえて大変困っているという地域もあるかというふうに思っております。その中で、埼玉県ではみどりの基金のお金というものを持っております、これは自動車税の約1.5%、それから県民や企業からの寄附を集めまして、「彩のくにみどりの基金」というものを持っているわけですが、この中で2つの仕事がされております。武蔵野の森の再生事業ということと、それから里山平地林再生事業という2つの事業を林業事務所が中心になってやられているわけですが、里山平地林再生事業の中で、雑木林や植林地に竹が侵入してしまったとか、ササが繁茂してしまったというようなところを竹を伐採したり、ササを刈り払うという事業があるわけです。その事業につきましては、予算の範囲の中で平成20年度から何件か嵐山町の中でもその事業を取り込んでやっていただいております。

ます。平成20年度、それから平成21年度、平成22年度の予定というのですか、現在も進行中ですけれども、実績を申し上げます。

里山平地林再生事業で、嵐山町に取り組んでいただいた事業としましては、平成20年度が13.72ヘクタール、平成21年度が19.1ヘクタール、それから平成22年度は、現在進行中ですけれども、2.39ヘクタールということで、合計して約35.21ヘクタールになると思われま

す。以上でございます。

○河井勝久副議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、林業組合の関係を少しお尋ねさせていただきますけれども、入会されている会員さん等が減少してきているというようなご答弁をいただきました。そういった中で、もちろん支援も重要だと思っております。それには、こういう山もしっかりと守っていただかなくてはなりませんということで、20年度から22年度の実績等も報告いただきましたのでわかりました。林業研究会のメンバーあるいは高齢化率、そういったようなものもどんなふうになっているのか、お尋ねします。

○河井勝久副議長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 林業研究会の入会されている方の状況でございますけれども、平成22年度の林業研究会の会員さんは全体で87名でございます。この中で名簿の中は、家族の中で世帯の代表される方で申し込みをされていらっしゃるけれども、そういう関係がありまして年齢につい

での把握まではしてございません。申しわけございませんけれども、よろしく  
お願いします。

○河井勝久副議長 松本議員。

○12番(松本美子議員) これからも林業組合の研究の入会されている方  
のみでなくて、実績報告等があったとおりに、申し込むと支援というものもお  
考えがあるわけですか。

○河井勝久副議長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 竹林など、あるいはササになってしまった山な  
どの駆除というのが、先ほど県の「彩のくにみどりの基金」の中でできる仕  
事の里山平地林再生事業ということでございまして、これは地元要望でやら  
れて、町を通さずに直接何人かで協定を結ぶような形を寄居林業事務所に  
申し込みをされてやられている方もいらっしゃいます。町を通じて、この場  
所をやってほしいということをお願いした場所もございます。ただ、個人でも  
できますので、個人で協定を結んでやられている方も何人もいらっしゃいま  
す。そのことですので、行政としてやるということではなくて、あくまでも土地  
を持っている地主さんの主体性を持ってやる事業かなというふうに考えてお  
ります。

以上でございます。

○河井勝久副議長 松本議員。

○12番(松本美子議員) 主流的には個人対応だというようなご答弁のよう

ですけれども、この辺の周知徹底は、あれですか、何だか、またすぐ広報だ、インターネットだというふうになりますけれども、行っているのですか。

○河井勝久副議長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 予算の問題を、県もあるというふうに聞いておりますし、できるだけ身近なところをやりたいのだという、身近なところというのは生活するところに近いところで、ある程度の条件があるのかなというふうに思っておりますけれども、協定が結べられるようなところというようなものを、県のほうではもくろみを持っているというふうに聞いておりますので、申し込めば全部できるというような事業でもないというふうに思っております。その年度に持っている予算の範囲内で対応していただけるかなというふうに思います。

ただし、これにつきましては4年間という事業でございます、平成20年度から始められたものですから、平成23年度、来年度が最後の年度になるというふうに聞いております。

以上でございます。

○河井勝久副議長 松本議員。

○12番(松本美子議員) すみません。4年間で、20年度から23年度で終了というような答弁だったかなと思いますけれども、そうしますと、これはあくまでも県ですが、町の考え方としては今後とも実施、もちろん町対応はしていないということですから、県のほうへの要望というか、そういうものは引き



続きしていくという考えでよろしいですか。

○河井勝久副議長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 これにつきましては、埼玉県上田知事になりましたから、知事が独自に「彩のくにみどりの基金」というものを立ち上げて事業を進めているものだというふうに聞いております。その中で知事の任期の期間ということに限って事業を進めているわけございまして、それで4年間ということかなというふうに思います。できるだけ身近の中でササや、それから竹が繁茂しているところがありますので、町としましては、県にこういうお金を持ってもらいながら事業を進めていただければ大変ありがたいというふうには感じておりますので、それにつきましては要望していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○河井勝久副議長 松本議員。

○12番(松本美子議員) それでは、ありがとうございます。③のほうに移らせていただきますけれども、体育館の関係になりますけれども、木材利用ということで、先ほどご答弁もいただきました。そういった中で、できる限り木材を利用していきたいのだというようなご答弁のようでしたけれども、これは、体育館に関しては、あくまでも国内の木材だというようなお考えなのか伺います。

○河井勝久副議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 現在、ご承知のように設計、積算中  
ございまして、詳細な部分についてはまだ今後という形になるわけござい  
ますけれども、現在こちらで把握しておりますもので、先ほど申しあげました、  
例えば七小の廊下の部分、腰壁の部分、こちらについては杉材等を使って  
いくわけございまして、こちら等については県内産の材木を使って  
いくというふうなことで現在考えております。一例で申しあげましたですけれ  
ども、そういった状況でございます。

以上です。

○河井勝久副議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) 体育館の件につきましてはこれからということで、  
設計中ということでわかりましたけれども、できる限り国内産で実施をしてい  
ただけますように要望等で、すみませんが、お願いをします。

それと、少し子供の関係になりますけれども、森林は町内にはかなり、自  
然環境も整っているところもあるわけですが、いやしの効果にしろ、あるいは  
いろんなセラピーの療法にしろ、いろんなものに注目がされているわけす  
ね、子供に対しても。もちろん大人も、もちろんですが、あるいは心のケアと  
か、そういったようなものにもかなりよいというふうにされておりますけれど  
も、町ではこういったことを里地里山以外でも、やはり七小あたりには特に近場  
にもありますけれども、具体的な取り組みというようなものも実施している  
のか、これからの方向性はどうか、1点だけ伺います。

○河井勝久副議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 七小がどうかというのはあれなのですが、先ほども教育長のほうからの答弁が、ほかの議員さんでありましたですけれども、例えば玉中等であれば、あの杉山城跡の関係のいろんな、そういった伐採であるとか、あるいはそういったチップをまくとか、そういった作業等で子供たちが森林とのかかわり、そういったものでのかかわりはそれぞれの学校の実情に合わせて、今やっているということでご理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○河井勝久副議長 松本議員。

○12 番(松本美子議員) 大変にありがとうございました。私ちょっと、きょう、せきが出たり、いろいろでご迷惑かけましたけれども、わかりやすい答弁をいただきましたのでありがとうございました。これで終わります。

○河井勝久副議長 どうもご苦労さまでした。

---

### ◎散会の宣告

○河井勝久副議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午後 5時57分)